

(修正素案)

川崎市地域防災計画

震 災 対 策 編

(令和7年度修正)

川 崎 市 防 災 会 議

目 次

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的	1
第2節 国・県の防災計画との関係	1
第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係	1
第4節 計画の修正	1
第5節 計画の習熟	2
第6節 計画の構成及び内容	2
第7節 個別防災計画の策定等	2
第8節 男女共同参画 <u>や災害時要配慮者等</u> の視点への配慮	4
第9節 計画の体系	5

第2章 市の概況と過去の震災

第1節 地勢の概況	6
第2節 社会的条件	7
第3節 震災の記録	9

第3章 被害の想定

第1節 被害想定地震の経過及び設定	16
第2節 被害の概要	16

第4章 減災目標、かわさき強靱化計画及び業務継続計画

第1節 減災目標及びかわさき強靱化計画の策定	22
第2節 業務継続計画の策定	25

第5章 市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 川崎市	26
第2節 神奈川県	26
第3節 神奈川県警察	27
第4節 指定地方行政機関	27
第5節 自衛隊	29
第6節 指定公共機関	29
第7節 指定地方公共機関	31
第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	32
第9節 住民組織	33

第6章 市民及び事業者の基本的責務

第1節 市民の基本的責務	34
第2節 事業者の基本的責務	34

第2部 予防計画

第1章 防災都市づくり

第1節 基本的な方針	35
第2節 災害に強い市街地の形成	35

第3節	都市の防災化	36
第4節	総合的な耐震対策等の促進	37
第5節	オープンスペースの確保	38
第2章	公共施設等の安全対策	
第1節	道路・橋りょう施設の安全対策	41
第2節	河川の安全対策	41
第3節	港湾施設の安全対策	42
第4節	重要建築物及び特定建築物等の安全対策	43
第5節	上下水道施設の安全対策	44
第6節	廃棄物処理関連施設の安全対策	47
第7節	転倒・落下物防止対策	48
第8節	災害時交通ネットワークの形成	49
第9節	災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上	51
第3章	土砂災害・宅地災害対策	
第1節	土砂災害防止対策	52
第2節	宅地災害の予防対策	53
第3節	道路崖防災工事	54
第4節	地盤の液状化の危険性の周知	55
第5節	空家等対策	55
第4章	地震火災の防止	
第1節	計画方針	58
第2節	広報・広聴計画	58
第3節	指導計画	58
第4節	防火対象物の火災予防	60
第5節	消防施設等の整備	60
第5章	震災に対応するための情報システムの整備	
第1節	震度情報ネットワークシステム	61
第2節	震災被害シミュレーション	61
第3節	総合防災情報システム	61
第6章	防災情報発信の基本的な考え方	
第1節	趣旨・背景	63
第2節	効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針	63
第3節	基本的な考え方	63
第4節	防災ラジオの運用	64
第7章	地域防災拠点及び避難所の整備	
第1節	地域防災拠点	65
第2節	避難所等	65
第3節	在宅での避難の考え方の啓発等	67
第4節	災害時のトイレ対策	67
第8章	物資の備蓄及び供給体制の整備	
第1節	食料・飲料水及び生活必需品の備蓄	68
第2節	資器材の備蓄	68

第3節	<u>備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握</u>	69
第4節	各局の備蓄業務	69
第5節	物資の供給体制の整備	69
第6節	物資の受援体制の構築	69
第9章	緊急輸送体制の整備	
第1節	緊急交通路	71
第2節	緊急輸送道路	72
第10章	防災力の向上	
第1節	基本理念	73
第2節	防災知識の普及と意識の高揚	74
第3節	自主防災組織等の育成・強化	76
第4節	防災ネットワークづくりの推進	77
第5節	消防団の充実・強化	78
第6節	企業防災の促進	78
第7節	応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進	79
第8節	その他防災力の活用	79
第9節	地区防災計画の提案等	80
第11章	防災訓練の実施	
第1節	訓練の方針及び実施時期	81
第2節	訓練の検証	82
第12章	災害ボランティアとの連携	
第1節	災害ボランティアの活動分野	83
第2節	災害ボランティアの活動支援のための環境整備	84
第3節	<u>被災者援護協力団体の登録制度の活用</u>	84
第13章	災害時要配慮者対策	
第1節	地域と連携した共助体制の確保	85
第2節	個別避難計画	87
第3節	難病患者等に対する対策	87
第4節	災害時要配慮者利用施設等の対策	87
第5節	外国人等に関する対策	89
第6節	避難所等の対策	89
第14章	混乱防止及び帰宅困難者対策	91
第15章	津波対策	
第1節	基本方針	93
第2節	予防対策	94
第3節	市の活動体制	96
第4節	津波警報等の発表	97
第5節	津波警報・注意報等の受伝達	99
第6節	市及び防災関係機関等の措置	100
第16章	高層集合住宅の震災対策	103
第17章	臨海部における液状化、長周期地震動対策	

第1節	液状化対策	105
第2節	長周期地震動対策	105
第18章	災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等	
第1節	神奈川県等との連携体制の構築	106
第2節	救助の実施体制の整備	106
第3部	初動対策計画	
第1章	組織	
第1節	川崎市災害警戒体制	107
第2節	川崎市災害対策本部	107
第2章	配備	
第1節	動員区分	112
第2節	配備体制及び基準	113
第3章	初動活動体制	
第1節	災害対策本部における各要員の初動体制	117
第2節	災害対策本部・区本部の初動体制	118
第3節	災害対策本部・区本部における初動対応	118
第4章	災害情報の収集・伝達	
第1節	連絡体制	120
第2節	通信の確保	122
第3節	災害情報の収集・伝達	123
第4節	防災行政無線等の運用	125
第5節	衛星通信の運用	125
第6節	防災相互無線の運用	125
第7節	災害情報の整理・報告	126
第8節	地震関連情報の収集・伝達	126
第9節	広報・広聴	129
第4部	応急対策計画	
第1章	消防対策	
第1節	消防の組織	133
第2節	警防活動	133
第3節	消防団	135
第4節	他の防災関係機関との連携	135
第2章	警備活動	
第1節	警察の警備体制	137
第2節	海上保安庁の警備体制	138
第3章	交通対策	
第1節	道路の啓開活動	139
第2節	車両の移動	140
第3節	道路交通対策	141

第4節	海上交通安全の確保	142
第4章	医療救護・福祉対応	
第1節	医療救護活動体制の整備	146
第2節	医療救護班等の編成・活動	150
第3節	被災傷病者の収容医療施設	152
第4節	市内における医療資源等の確保	153
第5節	市外への応援要請	154
第6節	災害時の福祉対応	154
第5章	応援体制	
第1節	要請方法	157
第2節	応援の要請	157
第3節	九都県市応援調整本部	158
第4節	自衛隊に対する災害派遣要請	158
第5節	海外からの支援の受入れ	160
第6節	活動拠点の配置	161
第7節	災害ボランティアの活動支援	163
第6章	避難対策	
第1節	避難場所等の指定	165
第2節	避難情報	165
第3節	住民説明の実施	168
第4節	避難誘導	168
第5節	被災者の受入れ	169
第6節	警戒区域の設定	172
第7章	混乱防止及び帰宅困難者対策	
第1節	情報パニックによる混乱防止措置	174
第2節	主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置	174
第3節	帰宅困難者への帰宅支援	175
第8章	輸送計画	
第1節	輸送の優先順位	176
第2節	輸送の実施	176
第3節	物資拠点における支援物資等の受入れ及び輸送	177
第4節	基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携	179
第5節	ヘリコプターの離着陸場及び管制等	179
第9章	物資等の供給	
第1節	飲料水・生活水の供給	180
第2節	食料等の供給	181
第3節	生活必需品等の供給	183
第4節	災害用トイレの供給	185
第5節	義援物資の受付等	185
第6節	応援要請	186
第7節	災害対策要員の飲料水・食料の確保	186
第10章	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	

第1節	被災建築物応急危険度判定	187
第2節	被災宅地危険度判定	189
第11章	災害廃棄物等処理計画	
第1節	計画の対象	190
第2節	災害廃棄物等処理に係る組織体制	191
第3節	災害廃棄物等の処理に係る基本方針	193
第4節	各班の主な業務	196
第12章	防疫・保健衛生	
第1節	防疫対策	209
第2節	環境・食品衛生対策等	210
第3節	保健衛生対策	211
第13章	行方不明者・遺体の搜索、遺体の取扱い	
第1節	行方不明者・遺体の搜索	212
第2節	遺体の取扱い	212
第3節	火葬	214
第14章	文教対策	
第1節	学校施設の応急対策	216
第2節	児童・生徒の措置、臨時休業の措置及び応急教育の実施方法	216
第3節	わくわくプラザにおける措置	217
第4節	勤務時間外における教職員体制	217
第5節	学用品等の調達・支給	217
第6節	学校給食の対応	218
第7節	教育施設の応急対策	218
第8節	文化財の保護	218
第15章	応急住宅対策	
第1節	被災した住宅の応急修理	219
第2節	障害物の除去	219
第3節	応急仮設住宅の供与	220
第4節	一時的居住先として公営住宅等の活用	221
第16章	公共施設等の応急対策	
第1節	土木施設の応急対策	222
第2節	建築物等応急対策	222
第3節	上水道・工業用水道施設応急対策	223
第4節	下水道施設応急対策	224
第5節	港湾施設応急対策	225
第17章	災害救助法	
第1節	災害救助法に基づく救助の実施等	227
第2節	災害救助法の適用基準	227
第3節	被害程度の認定基準	228
第4節	大規模な災害における神奈川県等との連携等	228
第5節	救助の内容	228
第6節	従事命令、協力命令、施設の管理、物資の収用等	229

第5部 復旧計画・復興体制

第1章 民生安定のための緊急措置

第1節 相談窓口の開設	231
第2節 義援金等の配分	231
第3節 弔慰金・見舞金等の支給	231
第4節 資金の貸付	233
第5節 市税等・保険料等の減免措置等	236
第6節 罹災証明書の発行	241
第7節 被災者生活再建支援金の支給	241

第2章 公共施設の災害復旧

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等	243
第2節 激甚災害の指定	244
第3節 激甚法に定める財政援助等	245

第3章 復興体制

第1節 復興本部	247
第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討	247
第3節 復興方針	247
第4節 復興計画	247

第6部 南海トラフ地震に係る対応

第1章 基本方針

第1節 主旨	249
第2節 南海トラフ地震の震度等	249
第3節 対応の方針	250
第4節 業務の大綱	250

第2章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報	251
第2節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	252
第3節 南海トラフ地震臨時情報の伝達	254

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応	255
第2節 市の組織・配備	256
第3節 消防局の組織・配備	256
第4節 広報	256
第5節 市による事前対応	257
第6節 市民・事業所等の対応	258
第7節 警備対策	258
第8節 交通対策	258
第9節 公共機関の事前対策	259

第4章 地震防災上必要な事前対策の推進

第1節	市職員に対する啓発	260
第2節	住民等に対する広報	260
第7部 公共事業施設防災計画		
第1章 電力施設防災計画（東京電力パワーグリッド株式会社）		
第1節	計画方針	261
第2節	防災体制	261
第3節	非常災害対策活動	262
第2章 ガス施設防災計画（東京ガス株式会社）		
第1節	ガス施設の災害予防措置に関する事項	264
第2節	災害応急対策に関する事項	264
第3節	災害復旧に関する事項	266
第3章 通信施設防災計画（ <u>NTT東日本株式会社</u> ）		
第1節	計画方針	268
第2節	支店の所在地	268
第3節	事前措置	268
第4節	発災時等の措置	268
第4章 東日本旅客鉄道株式会社防災業務実施計画（横浜支社）		
第1節	計画の目的	270
第2節	施設の現況	270
第3節	災害予防計画	270
第4節	災害応急対策	270
第5節	復旧対策	271
第5章 東急電鉄株式会社防災計画		
第1節	計画方針	275
第2節	施設の現況	275
第3節	施設の災害予防計画	275
第4節	応急対策	276
第5節	応急復旧計画	277
第6章 京浜急行電鉄株式会社防災計画		
第1節	計画の目的	278
第2節	施設の現況	278
第3節	事前対策	278
第4節	災害応急対策	279
第5節	応急復旧対策	283
第7章 京王電鉄株式会社防災計画		
第1節	計画の目的	286
第2節	施設の現況	286
第3節	事前対策	286
第4節	応急対策	286
第5節	応急復旧計画	288

第 8 章	小田急電鉄株式会社防災計画	
第 1 節	計画方針	289
第 2 節	路線の現況	289
第 3 節	事前対策	289
第 4 節	応急対策	290
第 5 節	災害復旧	291
第 9 章	首都高速道路株式会社防災計画（神奈川管理局）	
第 1 節	計画方針	293
第 2 節	施設の現況	293
第 3 節	事業計画	294
第 4 節	応急対策計画	294
第 10 章	中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画	
第 1 節	計画の目的	296
第 2 節	防災体制	296
第 3 節	交通規制等	296
第 4 節	応急復旧対策	297

第 1 部 総 則

第1章 計画の方針【危機管理本部、消防局、市民文化局、各局室区】

第1節 計画の目的【危機管理本部、各局室区】

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地震防災に関する計画であり、市、県、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「市及び防災関係機関等」という。）が連携し、その有する全機能を発揮して、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに、各局室区、防災関係機関等における防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものである。

- 1 防災行政を進める上での指針
- 2 住民等の防災活動に際しての指針
- 3 市や指定公共機関等が、各種の防災計画を策定し、事業を行うにあたり尊重すべき役割

なお、この計画は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づいて、地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

※ この計画において、市の組織については、川崎市災害警戒本部、川崎市災害対策本部が設置された場合には、川崎市災害対策本部規程、川崎市災害対策本部設置要綱、川崎市災害警戒本部設置要綱に定めるところにより読み替えを行うものとする。

（資料編 川崎市防災会議条例）

（資料編 川崎市防災会議運営要綱・構成表）

（資料編 川崎市防災対策検討委員会設置要綱）

（資料編 川崎市災害対策本部規程）

（資料編 川崎市災害対策本部実施要綱）

（資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱）

（資料編 川崎市東海地震警戒本部設置要綱）

第2節 国・県の防災計画との関係【危機管理本部】

- 1 防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画等との整合性・関連性を有するものとする。

- 2 神奈川県石油コンビナート等防災計画との関係【消防局、危機管理本部】

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）に係る災害については、原則として神奈川県石油コンビナート等防災計画により対応するものとする。

第3節 川崎市国土強靱化地域計画との関係【危機管理本部】

この計画は、川崎市国土強靱化地域計画との整合性・関連性を有する。

第4節 計画の修正【危機管理本部】

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、

これを修正する。また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第5節 計画の習熟【危機管理本部】

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。また、このうち特に必要と認めるものについては、市における震災対策の総合的な推進を図るため、市民・事業者への周知徹底を図るものとする。

第6節 計画の構成及び内容

この計画は、震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市及び防災関係機関等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市及び防災関係機関等の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、南海トラフ地震に係る対応を示すものである。また本編に定めのない事項については、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」を準用するものとする。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

構 成	主 な 内 容
総 則	市域への影響が懸念される地震とその被害想定、市及び防災関係機関等が地震防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について定める。
予 防 計 画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に止めるため、市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
初 動 対 策 計 画	災害の発生に備えた初動体制、市及び防災関係機関等との情報通信体制等について定める。
応 急 対 策 計 画	災害発生から応急対策の終了に至るまで、市及び防災関係機関等が行う応急対策に係る措置について定める。
復 旧 計 画 ・ 復 興 体 制	被災者の生活支援、公共施設等の災害復旧と都市の復興等について定める。
南海トラフ地震に係る対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に市及び防災関係機関等が行う対応等について定める。 ただし、発災後は、応急対策計画に定めるところによる。
公共事業施設防災計画	ライフライン施設管理者及び輸送施設管理者の防災計画について定める。

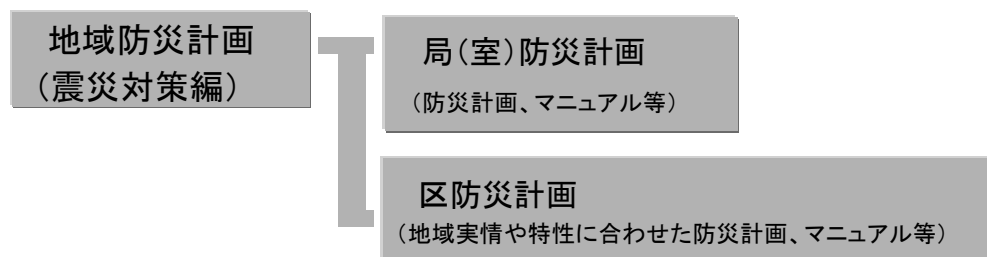
第7節 個別防災計画の策定等【危機管理本部、消防局、各局室区】

1 防災関係機関等個別防災計画の策定

この計画で業務を定められた防災関係機関等は、業務大綱に基づく防災計画の策定に努めるものとする。

2 市個別防災計画の策定等

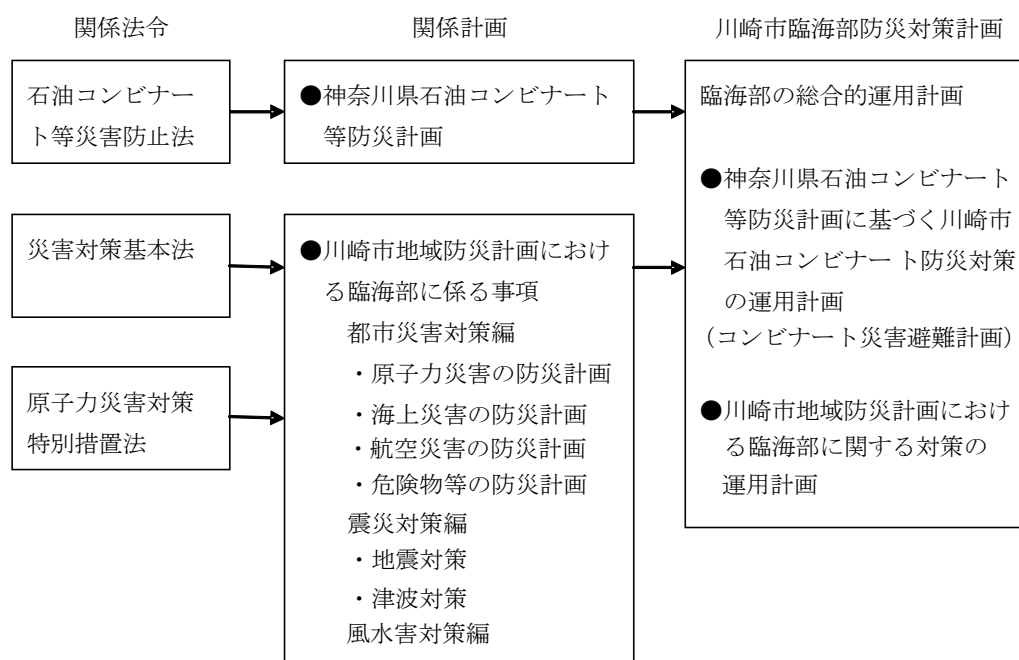
各局室長は、この計画で定める予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興対策の実施に関し、「局(室)防災計画」をあらかじめ策定するものとする。また、各区長は、区民の視点を踏まえ、地域の役割を明確にし、防災上とるべき措置及び区の応急対策について、区の実情や地域特性に合わせた「区防災計画」をあらかじめ定めるものとし、これを随時見直すものとする。



3 臨海部防災対策計画の策定

本市臨海部は重厚長大産業やエネルギー産業等が集積し、市民生活や経済活動を支える重要な地域であるとともに、東日本大震災ではコンビナート災害が発生したことから、その教訓を踏まえて防災対策を充実していく必要があるため、臨海部に特化した防災計画である「臨海部防災対策計画」を策定した。

臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」以南の地区を対象とし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく、「神奈川県石油コンビナート等防災計画」及び「川崎市地域防災計画」を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めている。



第8節 男女共同参画や災害時要配慮者等の視点への配慮【危機管理本部・市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大する家事、育児、介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害、性暴力が生じるといったジェンダー課題が明らかになっている。

こうした課題を踏まえ、災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うほか、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、男女共同参画センターが、男女共同参画の視点に基づく防災活動の拠点となるよう、市民文化局人権・男女共同参画室は関係局区と連携し必要な支援を行う。

また、災害時要配慮者等(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦や性的マイノリティなど)についても、災害時の避難生活などにおいて課題が顕在化しやすいことから、そのニーズの違いに配慮し、当事者の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、関係局区が連携し必要な支援を行うものとする。

時期	男女共同参画センターの役割
平常時	- 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に資する啓発事業を実施する。 - 各種事業を通じ、災害発生後に避難所やボランティア活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者とならないよう「暴力は許されない」という意識の普及を図る。
災害時	- 男女共同参画の視点に基づく情報発信。 - 市民文化局人権・男女共同参画室と協議の上、災害時における男女共同参画の視点に基づく相談受理体制を確立する。

第9節 計画の体系



第2章 市の概況と過去の震災

第1節 地勢の概況

1 位置及び面積

本市は、神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を挟んで東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵を控え、東は東京湾に臨んでいる。

位置及び面積は、東経 139 度 47 分 46 秒から 139 度 26 分 55 秒、北緯 35 度 38 分 34 秒から 35 度 28 分 11 秒に位置し、面積は 144.35 k m²（神奈川県の約 6 %）である。

2 地 勢

市域は多摩川右岸に沿い、多摩川の三角州上流域に東西に長く南北に狭く帯状をなし、東西の最長距離約 33 km、南北の最短距離は約 1 km のところもあり、北西部一帯は、多摩丘陵に連なる最高 110m 余の高地をなし、これより東方へ順次低くなって多摩沖積地の上に発達してきた都市である。

市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、麻生川は北西部丘陵地帯から南に流れ鶴見川に流入し、矢上川は横浜市との市境付近を流れ鶴見川に流入する。三沢川・平瀬川は市域を横断して多摩川に注いでいる。

なお、臨海工業地域を南北に走る産業道路の沿線付近は地盤が低く、この地域の下水はポンプにより排水を行っている。

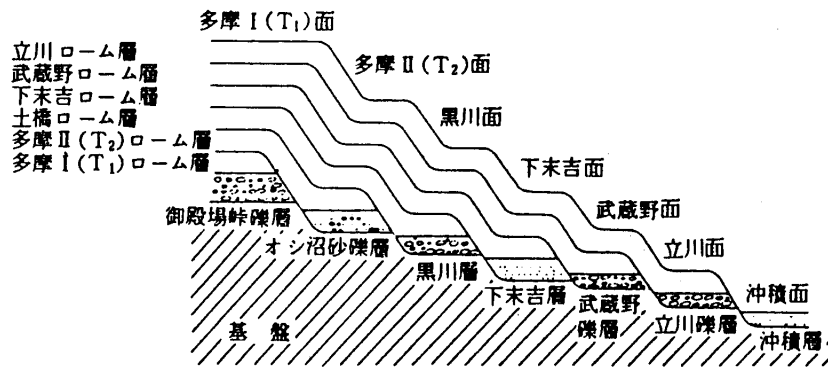
3 地 質

台地丘陵地には、顕著な段丘面として高い方から多摩Ⅰ面、多摩Ⅱ面、黒川面、下末吉面及び武蔵野面の主に 5 つの段丘面が残されている。なお、武蔵野面より新しい立川面は、局部的に台地の縁辺部に残っている程度である。

これらの段丘面は、古い段丘面ほどより高所に保存されているため、高い段丘ほど古い時期のローム層（火山灰層）から新しい時期のローム層を堆積しており、低い段丘には新しい時期のローム層だけを堆積している。このローム層は、更新世中期から後期にかけて、降下した火山灰であり関東ローム層の総称で知られている。ローム層の大部分は箱根火山の噴出物であるが、その最上部は富士火山の噴出物（黒土層）が主体をなしている。これらのローム層の中には、直径 1 ～ 5 mm、最大 20 mm 位の黄白色の軽石や赤色・青色のスコリヤからなる薄層が狭在している。この薄層は台地丘陵地においてローム層中に帯状に連続してみられ、層序区分や堆積環境の形成時期などの解明や段丘面の対比などの指標となる重要な鍵層である。

このように、台地丘陵地の形成時期は、ローム層によって識別され、本市にみられる主な段丘面は、多摩Ⅰローム層と多摩Ⅰ面、多摩Ⅱローム層と多摩Ⅱ面、下末吉ローム層と下末吉面などにより構成される。

多摩川や鶴見川周辺地域や臨海部の低地は、最終氷河期（ウルム氷期最盛期の約 2 万年前）以後の完新世につくられた沖積層からなる。古多摩川の河床には、最終氷河期に蓄積した基底礫層が 10 ～ 15m で見られる。その後は気候の温暖化に伴い海進が進み、約 6,000 ～ 5,000 年前の最盛期には、当時の海面が現在のそれよりも若干高位に達していた。この現象を縄文海進（又は有楽町海進）と呼んでいる。この時期の様子は貝塚の分布から求められた旧汀線位置によると多摩川流域では溝口付近まで海が進入していたと考えられる。



関東ローム層と段丘の関係

ところで、第四紀層の基盤は、全体に上総層群から構成されているが、多摩川河口付近では沖積層下に相模層群が局部的に分布している。

上総層群は、第三紀～第四紀更新世前期にかけて堆積した海成層である。この上総層群の分布の中心地域は、房総半島にあり厚さは3,000m以上に達している。一方、本市域やその周辺地域では、約350m以上の層厚を示す程度で、それ程厚く堆積していない。本市域に分布する本層群は、一般に固結したシルト層（土丹）や半固結状の砂層からなっているが、礫層をレンズ状に挟むこともある。泥層は所により植物化石や貝化石を含むこともある。本層群の地質構造は、溝ノ口～原町田にかけて東北東～西南西の方向に伸びる向斜軸をもち、北東方向に2～3度程度の極めてゆるい傾斜をもつ。本層群は多摩川沿いでは、下位から稲城砂層、生田砂層、飯室泥岩層、高津互層と呼ばれ、また、多摩丘陵中部では、鶴川互層、柿生泥岩層、王禅寺互層と呼ばれている。

第2節 社会的条件

1 市勢の概況

本市は、大正13年7月1日に市制を施行し、その後数次にわたり隣接町村を合併編入するとともに、海岸地帯の埋立造成を順次行い市域を拡大し令和7年9月1日現在、人口1,558,411人、面積144.35km²となっている。工業都市として発展してきた主な理由は、多摩川に面し、船の便がよく、東京・横浜という大都市に挟まれ、未開発な低湿地で、地価低廉のため工業立地の条件に適した土地であったことと、大正初期より工場誘地が行われたこと等があげられる。

戦前のもとより、特に戦後は海岸地帯における工業用地の埋立事業が大に行われ大工場群を誘致し、この地域に石油化学部門を主軸とする重化学工業が集結し、日本有数の石油化学センターと称せられ京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきた。

その後、バブル経済の崩壊を契機に、生産拠点の海外移転や集約、サービス経済化の進展などにより、その産業構造は大きく変貌し、本市においても、大規模な工場等の市外移転などが発生したもの、最近では、本市の首都圏における地理的優位性などを反映して、新たな研究開発機能の進出や立地企業の機能転換などが進み、最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野などの研究開発機関や企業が集積する世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

2 人口・世帯数

令和7年9月1日現在で、本市の人口は1,558,411人、世帯数は795,778世帯であり、この5年間で人口は1.2%、世帯数は6%増加している。また、人口密度は、1㎢あたり10,796人となっており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大についても、十分留意するものとする。

(資料編 人口・世帯数の推移)

(資料編 区別面積と人口)

3 建物の概況

本市の建物棟数は平成24年3月時点で249,368棟であり、このうち木造は170,471棟（全体の約68%）である。また、建築年代別に見ると、新耐震設計基準（昭和56年）以前の建物棟数が89,200棟あり、全体の35%を占めている。（「川崎市地震被害想定調査報告書（平成25年3月）」より）

なお、市内には平成15年7月11日に国土交通省が「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」として指定した地区が2地区存在しており、整備が急がれている。

また、市内では、住宅の中高層化が進んでおり、特に武蔵小杉駅周辺においては、民間活力を中心とした再開発により都市型マンションが建築され、超高層ビル群が形成されている。

4 道路及び橋りょうの概況

道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進している。本市が管理する道路延長は2,481.07kmであり、面積舗装率は96.83%である。（令和6年4月1日現在）また、本市の都市計画道路（110路線・総延長約310km）のうち、完成延長は約211km（進捗率＝約68%）となっている。（令和7年4月1日現在）

また、本市が管理する橋りょうは608橋（令和7年4月1日現在）であり、内訳は国道に6橋、主要地方道に40橋、一般県道に12橋、市道に550橋となっている。緊急輸送道路など防災上重要な道路等に架かる124橋については既に耐震対策が完了しており、今後は、目標とする耐震性能を引き上げ、新しい年代に建設された橋りょうや、対策済みの橋りょうのうち、耐震性能が不足するものを対象に対策を実施し、耐震安全性の向上に努めていく。

5 鉄道の概況

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。

主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が187,310人で最も多く、次いで東急溝の口駅が136,935人、JR武蔵小杉駅が107,559人となっている。（「令和6年版川崎市統計書」より）

6 産業

(1) 臨海部工業地帯

川崎臨海部工業地帯は、大正初期から順次海岸地帯の埋立事業に着手するとともに積極的に工場誘致を行い、全国屈指の工業地帯に発展した。

これら造成事業により埋め立てられた地域は、多摩川の沖積層上に造成された埋立地であるため軟弱地盤、地盤沈下という二つの宿命を担っていること及びこれら大川町地区、扇町地区、水江町地区、千鳥町地区、浮島町地区がいずれも一本の道路・橋りょうにより内陸部と結ばれており、また、扇島地区、東扇島地区は京浜運河を隔てて水江町地区、千鳥町地区と海底トンネルだ

けで結ばれていることから、地震による災害又は地震発生に伴う複合的な大火災等が発生した場合、これらの地帯は災害による被害を受けるとともに当該地区が市街地から孤立する危険性を多分に含んでいる。

近年、この地域は、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいてはライフサイエンス関連を中心とした集積によるまちづくりが概成しており、また、扇島地区における高炉等設備の休止（2023年9月）に伴って扇島南地区（川崎市側）に用途未定の222haの土地が発生するとともに周辺地区においても今後の土地利用転換が見込まれている。南渡田地区においては臨海部全体の機能転換をけん引する新産業拠点の形成が進められている。

(2) 高度研究機能の集積

産業・経済のグローバル化、情報化の進展により産業構造が大きく変化しているなか、市内に立地している企業にあっては、研究開発センター化しているところも多く見られ、研究者や技術者、技能者が多数就業するなど地域の産業資源が豊富に蓄積されている。

また、過去の環境問題の経験で培われた環境技術が集積するとともに、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積し、先端産業都市として成長を続けており、この経験と技術力を駆使し、地球環境を守る新しい技術やシステムを創出し、広く世界へ発信している。

7 危険物施設の概況

令和7年3月末現在の市内の危険物施設数は4,297施設であり、このうち川崎区内が3,725施設で86.7%を占めている。また、市内の屋外タンク貯蔵所における石油類等第4類の設置許可施設数は1,532施設で、貯蔵量は3,406,126kℓとなっている。また、貯蔵状況を地区別に見ると、石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区）内が3,405,863kℓと市全体の99.9%以上を占め、石油コンビナート地域の特性を表している。（「令和6年消防年報」より）

第3節 震災の記録

本市において、岩盤での加速度振幅が大きかったと推定される過去の地震について、その被害の状況を整理したものを別表（本章末）に示す。

（本章末資料 過去の地震による被害の概要）

過去の地震による被害の概要

No	発生年月日	北緯東経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地震名 [地域]
1	818. ー. ー	35.20 139.30	7.9	51.8	194.9	[関東諸国]
2	878.11. 1	35.50 139.30	7.4	36.9	170.5	[関東諸国]
3	1241. 5.22	35.10 139.40	7.0	55.1	85.5	[鎌倉]
4	1498. 9.20	34.10 138.20	8.6	210.0	105.6	[東海道全般]
5	1605. 2. 3	33.50 138.5 33.00 134.9	7.9	ー	ー	慶長地震
6	1615. 6.26	35.70 139.70	6.4	19.1	127.8	[江戸]
7	1633. 3. 1	35.20 139.20	7.1	58.6	88.3	[相模，駿河，伊豆]
8	1648. 6.13	35.20 139.30	7.1	51.8	98.2	[相模]
9	1649. 7.30	36.10 139.70	7.1	63.6	82.2	[武蔵，下野]
10	1649. 9. 1	35.50 139.60	6.4	10.1	222.5	[江戸，川崎]
11	1697.11.25	35.30 139.50	6.9	31.5	127.4	[相模，武蔵]
12	1703.12.31	34.70 139.80	8.2	92.5	152.6	元禄地震
13	1782. 8.23	35.20 139.20	7.3	58.6	104.8	[相模，武蔵]
14	1812.12. 7	35.40 139.60	6.6	17.2	166.6	[武蔵，神奈川]
15	1854.12.23	34.10 137.80	8.4	235.6	80.6	安政東海地震
16	1855.11.11	35.80 139.80	6.9	31.4	127.6	安政江戸地震

被 害 の 概 要	
川 崎 市	そ の 他
(記載なし)	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野にて山崩れ、谷埋まること数里。百姓の圧死多数
相模、武蔵が特にひどく、5～6日震動継続。地陥り、家屋破壊し、圧死者多数。	相模国分寺の金色薬師丈六像1体、挟侍菩薩像2体摧破す。国分尼寺の堂舎頽潰す。京都、奈良で有感
(記載なし)	津波を伴い、由比ヶ浜大鳥居内拝殿が流出。岸にあった船10艘破損
(記載なし)	紀伊～房総、甲斐で震動強し。遠江で山崩れ、地裂けた余震月を重ねたり。津波が紀伊～房総を襲い死者、家屋流出多数。由比ヶ浜では津波が大仏殿に達し流死200人
(記載なし)	地震被害は、淡路島安坂村千光寺の諸堂が倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠崎から九州までの太平洋岸に来襲し、死者、家屋の流出多数。
(記載なし)	家屋破壊、死者多く、地割れを生じた。
(記載なし)	小田原で最も強く、小田原城矢倉、門塀などことごとく破壊。民家倒壊多く、圧死150人。箱根で山崩れ。吉原で地割れ潰家。熱海に津波襲来
(記載なし)	小田原城破損、領内壊家多し。箱根の坂崩れる。江戸にて屋根瓦落ち、土蔵や練塀半ばくずれ倒れる。
(記載なし)	江戸城石垣破損。家屋破損し圧死多し。余震日々40～50回。伊那で有感
川崎駅の民家、140～150戸、寺7宇崩壊。	付近の村で民家破倒、死傷者多し。江戸で被害あり。
(記載なし)	鶴岡八幡宮の鳥居が倒れ潰家あり。江戸平川口梅林坂御多門の石垣崩れる。日光で有感
川崎で10軒ほどを残し、ほとんど全壊。 [震度Ⅵ～Ⅶ]	津波は東京湾内品川を襲った。
(記載なし)	小田原城の櫓、石垣破損、民家倒壊1,000戸。箱根大山で山崩れ。江戸でも壊家、死者あり。名古屋、富山、金沢、飛騨で有感。津波あり。前震あり。
(記載なし)	神奈川、保土ヶ谷、品川で激しく、潰家死者多数。江戸で土蔵の壁落ち、江戸城の土塀小破
(記載なし) [震度Ⅴ]	伊豆～伊勢沿岸と甲斐、信濃、近江、越前、加賀で家屋倒壊。津波が房総～土佐を襲う。倒壊流出8,300戸余、焼失600戸、圧死300人、流死300人
(記載なし) [震度Ⅳ～Ⅴ]	江戸とその東、径20kmの範囲に被害大。山手で被害少なく下町で大。死者4,000人余。倒壊、焼失14,346戸。有感半径500km。津波はなかった。

No	発生年月日	北緯東経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地震名 [地域]
17	1889. 2. 18	35.50 139.70	6.0	3.2	431.4	[神奈川県東部]
18	1892. 6. 3	35.70 139.90	6.2	26.0	82.7	[下総]
19	1894. 6. 20	35.70 139.80	7.0	20.9	197.7	東京湾北部地震
20	1894. 10. 7	35.60 139.80	6.7	11.7	253.3	[東京湾北部]
21	1901. 4. 23	35.50 139.50	6.0	18.9	91.7	[神奈川県東部]
22	1906. 2. 24	35.50 139.80	6.4	9.1	244.1	多摩川河口地震
23	1909. 7. 3	35.60 139.80	6.1	11.7	151.5	[東京湾]
24	1922. 4. 26	35.20 139.80	6.8	37.5	100.6	[浦賀水道]
25	1923. 9. 1	35.10 139.50	7.9	51.1	197.1	関東地震
26	1923. 9. 1	35.40 138.40	6.6	31.2	99.4	[神奈川県中部]
27	1923. 9. 1	35.20 139.70	6.6	36.5	86.7	[三浦半島沿岸]
28	1923. 9. 1	35.40 139.80	7.0	16.6	241.7	[東京湾]
29	1923. 11. 23	35.40 139.50	6.2	23.5	90.2	[神奈川県東部]
30	1924. 1. 15	35.50 139.20	7.3	45.9	129.5	[丹沢山塊]

被 害 の 概 要	
川 崎 市	そ の 他
(記載なし)	東京で壁に亀裂を生じ、土蔵の鉢巻の崩れたもの、石燈籠の倒れたものあり。愛甲郡や剣崎で土蔵の壁に亀裂を生じた。
(記載なし)	(記載なし)
橘樹郡で被害がひどく、家屋全半壊24、破損2, 434、煙突17が崩れる。川崎大師の石塀倒れ、死3、傷4。この他、山崩れ、地盤亀裂あり。〔震度Ⅳ～Ⅵ〕	青森から中国、四国地方まで有感。東京の神田、本所、深川で被害多し。横浜と橘樹郡で被害大。鎌倉、浦和方面にも被害
(記載なし) 〔震度Ⅳ〕	東京は芝、赤坂、下谷で建物小被害。南足立郡小台で震動やや強し。横浜ではところにより壁土剥落する。
(記載なし)	(記載なし)
(記載なし)	京浜地域で震度大。東京では麻布、芝、赤坂、淀橋、四谷で土蔵に小被害
(記載なし)	東京湾の西岸で強く、特に、本所、深川辺で古い土蔵壁に亀裂を生じた。
(記載なし) 〔震度Ⅳ〕	東京湾沿岸に被害。東京、横浜で水道管破裂。横浜、横須賀で家屋、土蔵が破損
橘樹郡で死者1, 060、負傷者1, 261、行方不明33、家屋全壊5, 249、半壊9, 295、全半壊5。〔震度Ⅵ〕	被害は南関東全域、静岡県に及んだ。死者99, 331人、行方不明43, 476人、家屋全壊128, 266戸、半壊126, 233戸、焼失447, 128戸。山崩れ、崖くずれが多い。津波あり。
(記載なし)	(記載なし)
(記載なし)	(記載なし)
(記載なし)	(記載なし)
(記載なし)	(記載なし)
橘樹郡で傷22、全半壊14。 〔震度Ⅳ～Ⅴ〕	関東地震の余震。東京、神奈川、山梨、静岡各県に被害。死者19人、全壊1, 302戸。神奈川県中南部の高座郡、中郡、愛甲郡に被害集中

No	発生年月日	北緯東経	M	震源距離 (km)	岩盤での 加速度振幅 (gal)	地震名 [地域]
31	1930. 11. 26	35. 08 139. 05	7. 3	77. 6	82. 1	北伊豆地震
32	2011. 3. 11	38. 10 142. 86	9. 0	23. 7	—	東日本大震災

被害の概要	
川崎市	その他
(記載なし) [震度Ⅳ～Ⅴ]	2～5月伊東で群発。11日より前震あり。余震多し。死者272人、家屋全壊128,266戸、半壊126,233戸、焼失447,128戸。山崩れ崖崩れが多い。津波あり。丹那断層（長さ35km、横ずれ最大2～3m）及び、それに直交する姫之湯断層を生じる。
死者2人、重傷者5人、軽傷者12人、住家一部損壊が133、非住家一部損壊が13、公共施設被害が225、火災2件の被害。臨海部の一部で液状化現象が発生した。 [震度4～5強]	東北～関東地方の広い範囲で死者19,782人、不明2,550人、負傷者6,242人、住家全壊122,053人、半壊284,074人の被害が発生。（令和7年3月現在）被害の多くは巨大津波によるものである。

被害の概要は、「日本被害地震総覧」宇佐見龍夫（1975）、「理科年表 平成24年度版、平成25年度版」東京天文台編（東日本大震災については緊急災害対策本部資料）による。

第3章 被害の想定【危機管理本部】

第1節 被害想定地震の経過及び設定

本市では、将来に発生が予想される地震の危険性をあらかじめ明らかにしておき、地震防災対策をより効果的に進めていくために、これまで昭和 63 年、平成 9 年、平成 22 年及び平成 25 年に地震被害想定調査を行い、それぞれ「川崎市地震被害想定調査報告書」に取りまとめ公表した。

昭和 63 年調査の想定地震は、「南関東地震」、「東海地震」、「近距離地震」の 3 地震とし、平成 9 年調査では追加として「三浦半島の断層群による地震」、「プレート間地震」、「立川断層」の 3 地震を想定対象とした。

また、平成 22 年調査では市内の社会情勢の変化などを考慮するとともに、最新の知見の研究の成果を取り入れて、「川崎市直下の地震」、「南関東地震」、「東京湾北部地震」の 3 地震を調査対象とした。

その後、平成 25 年調査では、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、「川崎市直下の地震（再検証）」及びこれまで未調査だった「元禄型関東地震」の 2 地震を調査した。この調査結果から、川崎市に最大の被害をもたらす地震として「川崎市直下の地震」を想定地震とし、また、津波被害については、神奈川県が公表した津波浸水予測のうち、本市で最大の浸水域・浸水深となる「慶長型地震」を津波被害の想定地震とした。

第2節 被害の概要

本計画の策定にあたり、想定地震とした「川崎市直下の地震」と「慶長型地震」の川崎市地震被害想定調査報告書による被害想定は次の通りである。

また、最新の知見に基づき行った平成 25 年の川崎市地震被害想定調査では、平成 22 年の調査よりも想定される震源域の位置が 2 km 程度深くなっているため、被害が軽減する傾向にある。

このため、平成 22 年と平成 25 年の被害想定結果を比較して安全面を考慮し、被害が大きい結果を踏まえて川崎市地域防災計画を策定することとした。

1 平成 25 年調査と平成 22 年調査の川崎市直下の地震の被害概要

種別	被害項目	単位	平成 25 年	平成 22 年
建物被害	全壊（津波を除く）	（棟）	22,329	33,861
	半壊（津波を除く）	（棟）	49,798	56,701
	津波	全壊	-	-
		半壊	-	-
		浸水	-	-
地震火災	出火	（件）	243	247
	延焼による焼失棟数	（棟）	16,395	17,372
人的被害	死者（津波を除く）	（人）	819	1,143
	負傷者（津波を除く）	（人）	15,822	19,730
	津波による死者（避難しない場合）	（人）	-	-

ライフライン	上水道	直後断水	(世帯)	351,337	414,852
	下水道	直後支障	(世帯)	276,022	263,404
	通信	一般回線電話不通	(台)	129,450	175,934
	電力	直後停電	(件)	399,050	329,661
	都市ガス供給停止			49%～100%	76%
	L P ガス供給停止		(件)	955	1,060
交通等	道路橋	大規模損傷	(橋)	0/85	7/83
		中規模損傷	(橋)	83/85	75/83
		軽微な被害	(橋)	2/85	1/83
	修復を要する港湾岸壁		(バース)	17/27	※14/27
生活支障等	避難所への 避難者	(1～3日後)	(人)	361,077	414,715
		(28日後)	(人)	162,472	204,708
	主要駅での 駅前滞留者	私用等外出者	(人)	34,616	-
		就業者、学生	(人)	101,002	-
	建物被害による直接被害額		(億円)	32,041	44,142
	直接経済被害額		(億円)	40,336	53,067

※復旧に長期間を要するバースのみ

2 慶長型地震による津波被害（平成25年調査）

種別	被害項目	単位	被害数
建物被害	全壊	(棟)	8
	半壊（50cm以上浸水）	(棟)	10,025
	浸水（50cm未満浸水）	(棟)	4,617
人的被害	死者（避難しない場合）	(人)	5,816
生活支障等	建物被害による直接経済被害額	(億円)	9,510

平成22年調査 川崎市直下の地震（冬18時）における主な被害想定結果

地震動 建物被害													地震火災			
区名	震度	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		津波				合計		出火	延焼	
	震度範囲	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	床上浸水 数(棟)	床下浸水 数(棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	
川崎区	5強-6強	8,069	11,108	335	598	0	0	0	0	0	0	2	8,403	11,707	42	5,386
幸区	5強-6強	4,775	6,159	125	286	0	0	0	0	0	0	0	4,899	6,445	28	2,330
中原区	6弱-7	7,315	8,996	158	389	14	32	0	0	0	0	0	7,487	9,417	53	4,161
高津区	6弱-7	6,269	8,616	19	55	98	230	0	0	0	0	0	6,386	8,901	50	1,671
宮前区	6弱-6強	3,202	7,548	1	2	50	116	0	0	0	0	0	3,252	7,667	37	1,238
多摩区	6弱-6強	1,936	6,645	4	12	52	122	0	0	0	0	0	1,992	6,778	19	1,313
麻生区	6弱-6強	1,377	5,634	0	1	65	151	0	0	0	0	0	1,442	5,786	18	1,274
合計	5強-7	32,942	54,707	640	1,343	279	651	0	0	0	0	2	33,862	56,700	247	17,372

区名	建物の被害				急傾斜地崩壊		屋外落下物		家具転倒		ブロック塀倒壊		火災		津波		合計		り災世帯				
	死者 (人)	負傷者(人)			死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊世帯 (世帯)	半壊世帯 (世帯)	焼失世帯 (世帯)	床上浸水世帯 (世帯)	床下浸水世帯 (世帯)
		入院	重傷	軽傷																			
川崎区	215	161	396	2,461	0	0	0	34	5	62	3	112	79	1,705	0	0	302	4,930	17,852	24,868	12,969	0	5
幸区	117	98	232	1,365	0	0	0	20	3	36	2	72	36	677	0	0	159	2,500	12,921	16,998	6,802	0	0
中原区	219	188	442	2,292	1	12	0	32	4	54	4	126	65	1,354	0	0	293	4,500	20,976	26,384	13,209	0	0
高津区	158	167	370	1,937	4	71	0	22	4	51	3	104	26	442	0	0	196	3,165	18,570	25,883	5,124	0	0
宮前区	63	78	166	1,267	2	37	0	8	3	41	3	93	19	270	0	0	89	1,960	8,627	20,337	3,412	0	0
多摩区	36	39	85	955	3	51	0	5	2	32	2	83	20	295	0	0	63	1,544	5,072	17,259	3,465	0	0
麻生区	18	25	51	635	3	49	0	3	2	23	2	67	19	279	0	0	43	1,131	2,770	11,115	2,539	0	0
合計	826	755	1,740	10,913	11	220	2	125	22	299	19	656	263	5,023	0	0	1,144	19,730	86,788	142,846	47,521	0	5

ライフライン				生活支障等																
区名	上水道		下水道		通信・電力			都市ガス	LPガス	避難者(避難所)			災害用トイレ	災害廃棄物			自力脱出	エレベータ停止		
	被害数 (箇所)	断水世帯 (1～3日後) (世帯)	被害数 (箇所)	機能支障世帯 (1～3日後) (世帯)	電柱被害 (本)	不通台数 (台)	停電件数 (件)	供給停止 件数(件)	ガスボンベ 被害 (世帯)	1～3日後 (人)	10日後 (人)	28日後 (人)	需要基数 (1～3日後) (個)	可燃物 (千トン)	不燃物 (千トン)	合計 (千トン)	(人)	停止台数 (基)	閉じ込め 台数(基)	
川崎区	139	77,730	236	66,643				96,998	68	79,167	69,088	45,094	792	267	1,069	1,336	144	1,692	1	
幸区	63	53,590	96	38,236				61,598	80	56,439	55,534	30,403	564	92	367	458	83	608	1	
中原区	93	78,642	111	42,576				105,139	137	82,979	71,465	49,710	830	146	583	729	156	1,035	1	
高津区	89	71,020	131	33,513				74,459	310	71,133	58,798	35,968	711	111	445	556	125	940	1	
宮前区	88	62,223	67	30,545				59,024	223	58,660	51,051	20,327	587	58	232	290	54	651	1	
多摩区	43	40,621	139	32,888			6,713	188	36,469	14,578	13,378	365	35	142	177	28	570	0		
麻生区	58	31,026	103	19,003			0	54	29,867	13,803	9,828	299	30	120	150	16	431	0		
合計	574	414,852	885	263,404	9,016	175,934	329,661	403,931	1,060	414,715	334,315	204,708	4,147	739	2,957	3,696	607	5,928	5	

全市	交通等						
	道路橋 大規模 損傷 (箇所)	鉄道 1日後 不通路線 (路線数)	港湾 被害 バース (バース数)	医療機能 1～3日 間入院者 (人)	帰宅困難者 川崎市 から帰宅 (人)	川崎市へ 帰宅 (人)	経済被害 直接経済 被害 (億円)
合計	7	8	14	19,784	443,414	502,339	53,067

※「川崎市直下の地震」の津波は本調査では想定していません。ここでは「東京湾北部地震」と同程度と想定しました。
※※合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

～基礎資料～

総世帯数と時間帯別人口（平成20年9月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総世帯数	110,037 (16.9%)	70,031 (10.8%)	112,504 (17.3%)	99,011 (15.2%)	91,409 (14.0%)	98,126 (15.1%)	69,575 (10.7%)	650,693 (100%)
18 時	267,599 (19.6%)	149,484 (10.9%)	226,127 (16.5%)	201,729 (14.8%)	185,958 (13.6%)	188,629 (13.8%)	147,908 (10.8%)	1,367,434 (100%)

全建物棟数と内訳（平成20年3月末現在）

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
総数	45,694 (18.8%)	23,974 (9.9%)	35,441 (14.6%)	32,286 (13.3%)	33,174 (13.7%)	37,176 (15.3%)	34,893 (14.4%)	242,638 (100%)
木造	26,428 (15.9%)	16,483 (9.9%)	22,877 (13.8%)	22,235 (13.4%)	24,360 (14.6%)	26,767 (16.1%)	27,226 (16.4%)	166,376 (100%)
RC造	4,511 (18.9%)	1,735 (7.3%)	3,841 (16.1%)	3,386 (14.2%)	3,607 (15.1%)	3,748 (15.7%)	3,062 (12.8%)	23,890 (100%)
S造	14,755 (28.2%)	5,756 (11.0%)	8,723 (16.7%)	6,665 (12.7%)	5,207 (9.9%)	6,661 (12.7%)	4,605 (8.8%)	52,372 (100%)

平成25年調査 川崎市直下の地震（冬18時）における主な被害想定結果

区名	地震動 建物被害									地震火災			
	震度 域内最多 震度	揺れ		液状化		急傾斜地崩壊		津波※		合計		出火	延焼
		全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
川崎区	6弱	6,281	10,473	262	491	0	0			6,543	10,964	36	3,987
幸区	6強	4,547	6,071	102	243	0	0			4,649	6,314	33	2,394
中原区	6強	3,620	7,644	116	302	12	28			3,748	7,974	49	2,858
高津区	6強	2,978	7,216	13	38	92	214			3,083	7,468	52	2,028
宮前区	6強	1,768	6,153	0	2	43	101			1,811	6,256	38	1,663
多摩区	6弱	1,336	5,643	3	11	56	131			1,395	5,785	19	1,783
麻生区	6弱	1,035	4,890	0	1	63	146			1,098	5,037	16	1,683
合計	6強	21,566	48,089	497	1,088	266	621	-	-	22,329	49,798	243	16,395

人的被害																							
区名	建物倒壊				急傾斜地崩壊		屋外落下物		家具転倒		ブロック塀		火災		津波		合計		り災世帯				
	死者 (人)	入院者 (人)	負傷者(人)		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	全壊世帯 (世帯)	半壊世帯 (世帯)	焼失世帯 (世帯)	浸水世帯 (世帯)	
			重傷	軽傷																			
川崎区	168	139	330	2,235	0	0	1	27	4	52	3	112	59	1,224			235	3,980	14,622	24,501	9,762		
幸区	115	104	241	1,318	0	0	0	18	2	32	2	68	37	707			156	2,384	12,570	17,072	7,182		
中原区	103	96	220	1,661	1	10	0	16	3	40	4	130	43	851			154	2,928	11,269	23,970	9,337		
高津区	68	83	176	1,332	3	66	0	10	2	33	3	103	32	580			108	2,300	8,834	21,398	6,185		
宮前区	32	45	94	937	2	32	0	5	2	29	3	106	25	415			64	1,618	4,670	16,124	4,500		
多摩区	23	29	61	766	3	54	0	3	2	23	3	88	27	468			58	1,463	3,451	14,310	4,626		
麻生区	12	21	41	529	2	48	0	2	1	18	2	78	26	432			43	1,148	2,039	9,357	3,275		
合計	521	517	1,164	8,777	11	210	1	81	17	227	20	685	249	4,678	-	-	819	15,822	57,456	126,733	44,868	-	

ライフライン				生活支障等																	
区名	上水道		下水道		通信・電力			都市ガス	LPガス	避難者(避難所)			災害用トイレ 必要個数	震災廃棄物 がれき発生量			自力脱出 困難者	エレベータ停止		直接経済被害	
	被害数 (箇所)	断水世帯 (1～3日後) (世帯)	被害延長 (km)	機能支障世帯 (直後) (世帯)	電柱被害 (本)	不通 (回線)	停電件数 (直後) (世帯)	供給停止 件数(件)	ガスボンベ被害 (世帯)	1～3日後 (人)	10日後 (人)	28日後 (人)	(1～3日 後)(個)	可燃物 (千トン)	不燃物 (千トン)	合計 (千トン)	(人)	(基)	閉じ込め 台数(基)	建物被害(揺れ・液状化) による被害 (億円)	合計 (億円)
川崎区	81	64,996	8	86,845			66,682		97	67,689	59,970	36,127	1,128	225	900	1,125	117	2,065	2	13,609	
幸区	53	50,226	6	64,720			43,244		101	56,363	54,131	30,616	939	94	375	469	84	752	1	4,770	
中原区	50	63,931	6	89,894			77,108		127	65,467	45,088	31,293	1,091	91	363	454	76	1,378	1	4,757	
高津区	57	58,831	4	22,177			60,187		260	58,457	40,872	24,423	974	65	260	325	57	1,139	1	3,559	
宮前区	64	53,580	3	7,568			56,879		203	50,719	43,133	16,577	845	41	162	203	30	841	1	2,166	
多摩区	34	31,550	1	3,963			56,603	267,972	125	33,575	13,281	13,281	560	32	129	162	20	662	1	1,743	
麻生区	52	28,223	1	855			38,347	546,882	42	28,806	10,156	10,156	480	29	115	144	12	515	0	1,436	
合計	391	351,337	29	276,022	7,856	129,450	399,050	546,882	955	361,077	266,632	162,472	6,018	576	2,305	2,881	396	7,352	6	32,041	40,336

全市	交通等									
	道路橋	鉄道	港湾	医療機能	主要駅前滞留者(私用等の目的)					
	大規模 損傷 (箇所)	1日後 不通路線 (路線数)	被害 バース (バース数)	1～3日間 来院者数 (人)	川崎駅 (人)	武蔵小杉 駅 (人)	武蔵溝ノ 口駅 (人)	登戸駅 (人)	新百合ヶ 丘駅 (人)	合計 (人)
合計	0	9	17	16,481	19,128	4,745	6,364	1,847	2,532	34,616

※「H24川崎市直下の地震」の津波は本調査では想定していない。
※※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

～基礎資料～

総世帯数と時間帯別人口（平成 24 年 6 月末現在）

	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	全 市 計
総 世 帯 数	111,875 (16.7%)	72,763 (10.9%)	116,877 (17.5%)	102,158 (15.3%)	94,571 (14.1%)	98,900 (14.8%)	72,173 (10.8%)	669,318 (100%)
5 時	220,872 (15.5%)	156,225 (11.0%)	232,160 (16.3%)	217,325 (15.3%)	221,850 (15.6%)	204,585 (14.4%)	169,622 (11.9%)	1,422,639 (100%)
12 時	275,020 (22.7%)	120,956 (10.0%)	207,841 (17.2%)	178,105 (14.7%)	157,179 (13.0%)	149,520 (12.3%)	123,065 (10.2%)	1,211,685 (100%)
18 時	281,402 (19.9%)	146,043 (10.3%)	236,859 (16.8%)	210,126 (14.9%)	197,149 (14.0%)	185,371 (13.1%)	154,510 (10.9%)	1,411,459 (100%)

全建物棟数と内訳（平成 24 年 3 月末現在）

	川 崎 区	幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	全 市 計
総 数	45,694 (18.3%)	24,254 (9.7%)	35,775 (14.3%)	33,495 (13.4%)	34,946 (14.0%)	38,116 (15.3%)	37,088 (14.9%)	249,368 (100%)
木 造	26,167 (15.3%)	16,483 (9.7%)	22,762 (13.4%)	23,055 (13.5%)	25,757 (15.1%)	27,319 (16.0%)	28,928 (17.0%)	170,471 (100%)
R C 造	4,520 (18.3%)	1,797 (7.3%)	4,017 (16.2%)	3,596 (14.5%)	3,812 (15.4%)	3,825 (15.5%)	3,178 (12.8%)	24,745 (100%)
S 造	15,007 (27.7%)	5,974 (11.0%)	8,996 (16.6%)	6,844 (12.6%)	5,377 (9.9%)	6,972 (12.9%)	4,982 (9.2%)	54,152 (100%)

※R C造…鉄筋コンクリート造、S造…鉄骨造

第4章 減災目標、かわさき強靱化計画及び業務継続計画【危機管理本部、各局 室区】

第1節 減災目標及びかわさき強靱化計画の策定

1 減災目標及び川崎市地震防災戦略の策定

国においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱を踏まえ、東京湾北部地震を想定地震とした被害想定を基にして、『今後 10 年間で、死者数を半減、経済被害を 4 割減』という減災目標を掲げた「首都直下地震の地震防災戦略」を平成 18 年 4 月に策定した。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 12 月に「首都直下地震（都心南部直下地震）の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめた。

このような中で、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同法第 4 条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」として「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を平成 27 年 3 月に策定した。この基本計画は、『今後 10 年間で、死者数概ね半減、全壊・焼失棟数概ね半減』の減災目標を設定するとともに、住宅の耐震化率を平成 32 年度までに 95%（全国）を目指すなど、減災目標を達成するための施策についての具体的な目標を明示したものになっている。

神奈川県においては、東日本大震災の教訓や国の検討を踏まえ、平成 25・26 年度に地震被害想定調査を実施し、地震防災戦略を、平成 28 年 3 月に策定した。

令和 5・6 年度に、前回と同様の想定地震（都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震）を対象として、令和 6 年能登半島地震の教訓や国の検討状況を踏まえ、地震被害想定調査を実施し、大正型関東地震による死者数を半減することを減災目標とした新たな地震防災戦略を令和 7 年 3 月に策定した。

川崎市では、平成 21 年度の地震被害想定調査結果を基に、市域に大規模な被害をもたらす川崎市直下の地震による人的被害及び直接経済被害に対する減災目標と目標達成に向けた具体的施策を取りまとめた「川崎市地震防災戦略」を平成 23 年 3 月に策定した。

しかし、策定と同時期の平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生したことから、この地震の教訓や新たな地震被害想定調査結果などを踏まえて、地震防災戦略に掲げる施策の充実・強化や、津波被害、帰宅困難者など、新たな課題に対する対策を推進するため、平成 25 年 4 月に地震防災戦略を改定し、各種施策の実現に向けて取り組んできた。

平成 25 年 4 月に改定を行った地震防災戦略が、平成 27 年度末に計画期間が終了したことから、減災目標に対する達成度を確認し検証した上で、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間を計画期間とする新たな地震防災戦略を平成 28 年 3 月に策定した。

2 かわさき強靱化計画の策定

国において、首都直下地震などの大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布、施行し、さらに同法に基づき国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を、平成 26 年 6 月に策定し、政府一丸となって強靱な国づく

りに向けた取組を進めている。

本市においても、これら国の動向を踏まえ、国と一体となった取組を推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「川崎市国土強靱化地域計画」を、平成 28 年 3 月に策定した。

このような中、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 30 年 12 月に国土強靱化基本計画が改定されたこと及び川崎市国土強靱化地域計画と川崎市地震防災戦略の計画期間が同時期に終了することから、計画の見直しを行い、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から両計画を統合することとし、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するため、令和 3 年 3 月に「かわさき強靱化計画」を策定した。

【かわさき強靱化計画における減災目標】

項 目	目 標（令和 7 年度）
地震による死者	川崎市直下の地震（平成 21 年度想定）で想定される死者の数（約 1,140 人）を約 480 人とする
津波による死者	慶長型地震において想定される津波による死者の数（約 5,820 人）をゼロとする

【かわさき強靱化計画の概要】

1 基本目標

- （１）人命の保護が最大限図られる
- （２）市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- （３）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （４）迅速な復旧復興

2 リスクシナリオ等

事前に備えるべき目標 （カテゴリー）		リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる	2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
	とともに、被災者等	2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
	の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
		5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-6	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

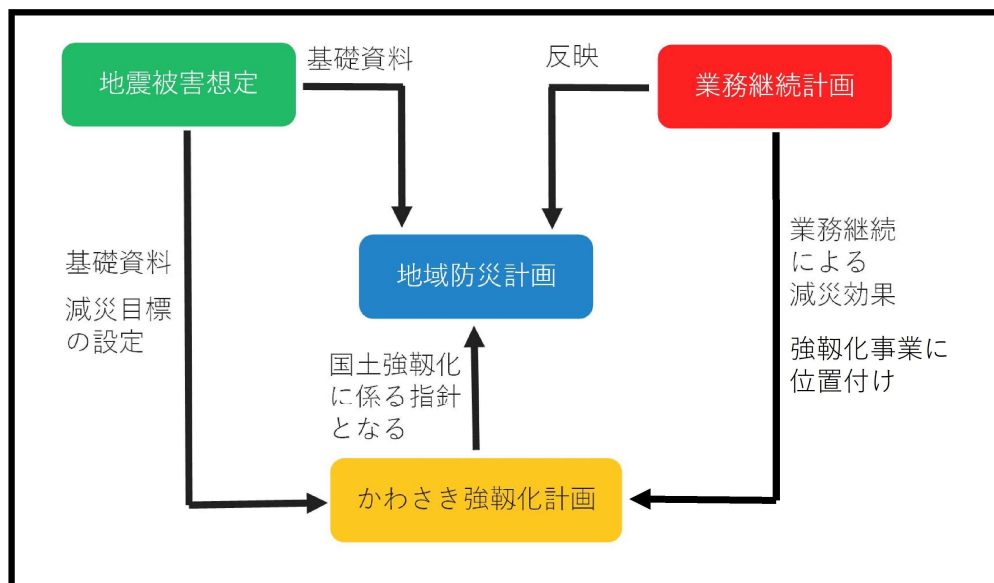
事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
		7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

第2節 業務継続計画の策定

大規模な地震発生時には、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、かわさき強靱化計画における行政としての施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。



第5章 市及び防災関係機関等の業務大綱

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から安全に守るため、防災関係機関等との連携のもとに防災活動を実施する。市及び防災関係機関等の処理すべき業務は、おおむね次のとおりである。

第1節 川崎市

川 崎 市	1 地震対策計画の策定 2 地震防災に関する施設及び組織の整備 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 南海トラフ地震臨時情報の収集伝達及び広報 6 自主防災組織等地域防災体制の整備推進 7 避難対策及び児童生徒等の保護対策 8 被害の拡大防止対策 9 罹災者の救助、救護及び医療 10 清掃及び防疫 11 障害物の除去及び輸送 12 遺体の処理 13 飲料水、食料及び生活必需品の確保 14 文教対策 15 災害救助法に基づく被災者の救助 16 災害用物資、資機材の備蓄及び整備 17 住宅対策 18 その他震災応急対策の準備及び実施
-------------	--

第2節 神奈川県

神 奈 川 県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 防災訓練の実施 5 防災施設の整備 6 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 7 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 8 緊急輸送の確保 9 保健衛生 10 文教対策 11 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 12 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市の区域を除く）及び連絡調整 13 被災施設の復旧
------------------	--

14	その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
----	-------------------------

第3節 神奈川県警察

神	1 警備体制の整備
奈	2 災害に関する情報の収集及び被害調査
川	3 避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
県	4 犯罪の予防取締その他治安維持の措置
警	5 交通規制・管制
察	6 遺体の検視等に関する措置

第4節 指定地方行政機関

関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支 援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策 用移動電源車等の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の 開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口 頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する こと 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関 すること
神奈川県労働局 （川崎南・北労働基準監督署）	1 事業所等に対する防災対策の周知及び指導 2 事業所等の被災状況の把握 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局 （神奈川県拠点）	1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること 2 応急用食料等の支援に関すること 3 食品の需給・価格動向等に関すること
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧用資材等防災関係物資の円滑な供給確保 2 商工業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保全
関東地方整備局 （川崎国道事務所） （横浜国道事務所）	1 災害時における道路啓開等交通確保 2 災害応急工事及び復旧工事の施工 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 （京浜河川事務所）	1 所管区域河川の改築工事・維持修繕その他の管理 2 地震防災対策の実施

	3 災害応急工事及び復旧工事の施工 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5 関係職員の派遣に関すること
関東地方整備局 （京浜港湾事務所）	1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設に係わる災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東運輸局 （神奈川運輸支局） （川崎海事事務所）	1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整事務 2 災害時における応急海上輸送対策 3 代替輸送の輸送機関への指導調整
第三管区海上保安本部 （横浜海上保安部、川崎海上保安署）	1 大規模地震災害対策訓練等の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救助物資の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保
東京管区气象台 （横浜地方气象台）	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の努力 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の努力
関東財務局	1 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

(横浜財務事務所)	2 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 3 災害発生時（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 4 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
国土地理院 (関東地方測量部)	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視

第5節 自衛隊

陸上自衛隊 第31普通科連隊	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海上自衛隊 横須賀地方総監部	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 川崎市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 6 艦艇、航空機等による人員・物資輸送 7 艦艇、航空機等による救援

第6節 指定公共機関

東日本旅客鉄道(株) 東海旅客鉄道(株) 日本貨物鉄道(株)	1 鉄道、軌道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報 5 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
NTT東日本 (株)（神奈川事業部） NTTドコモビジネス (株) (株)NTTドコモ（神奈川支店） KDDI(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)	1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱い 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

(横浜支店)	2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 (神奈川県支部)	1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 <u>血液製剤の供給</u> 5 義援金の受付及び配分 6 <u>その他応急対応に必要な業務</u> 7 <u>復旧・復興に関する業務</u> 8 <u>防災・減災に関する業務</u>
日本放送協会 (横浜放送局)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害情報及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
中日本高速道路㈱ (東京支社横浜保全・サービスセンター)	1 東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 東名高速道路・圏央道・新湘南バイパスの災害復旧
東日本高速道路㈱ (関東支社京浜管理事務所、東京湾アクアライン管理事務所)	1 第三京浜・東京湾アクアラインの保全 2 災害時における緊急交通路の確保 3 第三京浜・東京湾アクアラインの災害復旧
首都高速道路㈱ (<u>神奈川県</u>)	1 首都高速道路の保全 2 首都高速道路の災害復旧 3 災害時における緊急交通路の確保
日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (一社) AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド㈱ (川崎支社)	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
東京ガス㈱ (神奈川支社川崎支店)	1 ガス施設の災害予防措置 2 災害時の応急対策 3 警戒宣言発令時の応急対策
日本郵便㈱	1 郵便物の運送施設及び集配施設の整備

	2 郵便物の送達の確保 3 窓口業務の維持 4 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 5 被災者が差し出す郵便物の料金免除 6 被災者あて救助用郵便物の料金免除 7 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配 分
--	---

第7節 指定地方公共機関

東急電鉄(株) 京浜急行電鉄(株) 小田急電鉄(株) 京王電鉄(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(一社)神奈川県バス協会 東急バス(株) 京浜急行バス(株) 小田急バス(株) 川崎鶴見臨港バス(株) 神奈川中央交通(株) (一社)神奈川県トラック協会 (一社)神奈川県タクシー協会	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 3 災害対策用物資の輸送確保 4 警戒宣言時のバスの運転規制措置及び広報
(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (公社)神奈川県栄養士会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株) イツ・コミュニケーションズ(株) YOU テレビ(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害情報及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保全
(株)神奈川新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道
(公社)神奈川県L Pガス協会 (川崎南支部、川崎北支部)	1 燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

第8節 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

セレサ川崎農業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋 4 被害農家に対する融資のあつ旋
川崎河川漁業協同組合	1 被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあつ旋 3 漁船、協同施設の災害応急対策及び復旧対策の確立
(一社)川崎建設業協会	1 道路・河川等応急対策に関する協力 2 復旧用資機材及び人員の確保
神奈川建設重機協同組合	1 復旧用建設重機等資機材及び人員の確保
商工会議所等商工関係団体	1 被害調査及び応急対策への協力 2 物資・資機材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
神奈川臨海鉄道(株)	1 鉄道施設の整備及び保全 2 災害時の応急輸送対策 3 旅客の避難及び誘導 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧 5 警戒宣言時の列車の運転規制措置及び広報
(公社)川崎市病院協会	1 医療救護病院における医療対策
(公社)川崎市医師会 (公社)川崎市歯科医師会 (一社)川崎市薬剤師会 (公社)川崎市看護協会 (社)神奈川県柔道整復師会	1 医療助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
(公社)川崎市獣医師会	1 動物救援活動に関する協力
社会福祉施設管理者	1 防災用施設の整備、避難確保計画や非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施 2 入所者の保護及び安全確保 3 災害時要援護者に関すること
学校法人	1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時の文教対策
危険物施設、高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
地下街等の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

	3 自衛消防組織の整備 4 施設利用者の避難等安全確保
放射性物質取扱い施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備及び点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員への研修及び訓練の実施
かわさき市民放送(株)	1 気象情報等の放送周知 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保全 4 緊急地震速報の迅速な伝達
川崎港運協会 港湾貨物運送事業労働災害防止 協会川崎支部	1 公共ふ頭における救援物資に係る荷役及び輸送 2 災害応急活動に必要な人員又は重傷者等の輸送 3 人的被害及び港湾施設の被害状況に係る情報収集及び通報
日本埋立浚渫協会関東支部	1 港湾施設の応急復旧対策
神奈川倉庫協会	1 救援物資の一時保管場所の提供 2 救援物資の提供

※ その他、本市と防災協定等を締結している防災関係機関等については、資料編に掲載する。

第9節 住民組織

自主防災組織 町内会・自治会	1 防災知識の普及 2 防災行動（避難（在宅での避難を含む。）、備蓄、情報の取得など）の啓発 3 情報伝達、消火、避難、救護、避難所開設等の計画及び訓練の実施 4 防災用資器材の整備・点検 5 災害時要援護者の支援
-------------------	---

第6章 市民及び事業者の基本的責務

本市では、地震対策の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とし、震災の予防、大規模な地震に係る緊急時の事前措置、震災応急対策その他必要な事項を定めた「川崎市地震対策条例（昭和 56 年 4 月 1 日条例第 26 号）」を制定し、その中で、市民及び事業者の基本的な責務について定めている。

地震被害の軽減を目指して、行政が目標意識を持って計画的に施策を推進していくためには、市民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、また、市民・事業者等が自主的に行動することも、減災のためには重要な要素となる。

第1節 市民の基本的責務

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は地震及び地震防災に関する知識の習得や自らの災害教訓の伝承に努め、相互に協力するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められる。

平常時から建物の耐震性・耐火性及び家具、家電等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭において最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水、災害用トイレ、非常用品等の備蓄を図るよう努めなければならない。

また、行政や地域が行う防災訓練に積極的に参加し、地震が発生した場合に、出火の防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう備える必要がある。

第2節 事業者の基本的責務

事業者は震災の防止について、常に配慮するとともに、市が実施する地震防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において地震防災に必要な体制の確立に努めなければならない。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要がある。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、地域と連携した帰宅困難者支援や、住民と協力した周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

第 2 部 予 防 計 画

第1章 防災都市づくり【まちづくり局、消防局、危機管理本部、

建設緑政局、経済労働局】

第1節 基本的な方針

防災都市づくりは、地震による被害の最小化と早期復興を実現するため、自助・共助・公助の連携等により、地域防災力を高め、災害に強い都市づくりを目指すものである。

本市が位置する関東地方南部は地震活動が活発な地域であり、今後 30 年以内にM7クラスの大地震が発生する切迫性が高いとされている。被災時には首都圏において多大な人的・物的被害が想定されるときともに行政機能自体が大幅に低下する恐れがあり、できるだけ被害を少なくし、首都圏における都市機能をいかに継続するかが課題であるため、災害に強いまちづくりの実現に向けて、防災都市づくり施策の一層の推進を図る必要がある。

防災都市づくりを進めるにあたっては、都市計画マスタープランや、自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針、大規模災害発生後の迅速な都市復興方策を取りまとめた立地適正化計画等を踏まえ、防災・減災に資する都市計画手法等の対策実施に向けた取組や地域住民との協働による防災・減災に資する対策を効果的・効率的に推進していく。

このための基本的な方針は次のとおりである。

- 1 都市全体を災害に強い体質にするため、地域の災害リスクを、市、市民、事業者等が共有化し、各々の防災に対する責務の明確化や、防災意識の高揚を図るとともに、地域住民との協働による防災まちづくりを推進する。
- 2 災害に強い都市構造の形成を図るため、防火規制等の指定拡大、都市計画施設等の整備促進、建築物の耐震・不燃化、市街地の整備による避難空地・避難道路等の確保、公共建築物の災害時の機能維持など総合的な対策を進める。
- 3 土砂災害や液状化による地盤被害や津波による浸水に対するリスクの周知、被災時の避難対策等の重点強化を図る。
- 4 災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を進めるとともに、被災状況に応じた柔軟な復興対応を可能とするため、都市復興計画策定手順を整理し、計画策定訓練等を通じて復興準備の質的向上を図る。
- 5 危険物施設の改善指導体制を強化し、二次的災害の発生防止に努める。
- 6 災害予防行政の強化と、迅速な消火活動ができる消防体制の確立を図る。
- 7 崖崩れによる被害をなくすため、急傾斜地崩壊対策事業の促進を国・県へ要請するとともに、防護工事や危険地域への建築物の立地規制等を積極的に進める。

第2節 災害に強い市街地の形成

1 拠点地域等の整備

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区、新百合ヶ丘駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、オープンスペース等を確保し、災害に強い都市づくりを推進する。

また、新川崎・鹿島田駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、鷺沼・宮前平駅周辺地区等の地域生活拠点では、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備による安全なまちづくりを推進する。

による安全なまちづくりを推進する。

2 市街地の整備

従来は、商業地を中心とした再開発計画が中心であったが、これに加えて既成市街地における木造密集地域など防災性や住環境に問題のある地域の改善が必要であり、速やかにこれら木造密集住宅を中心とした住宅地の防災性や住環境の向上を推進していく必要がある。

このため、局所的な再開発にとどまらず、広域な区域を対象とした基盤整備事業が必要であり、避難地としての公園、緊急輸送道路、延焼遮断帯としての幹線街路、避難路としての区画道路等の機能的な配置等、避難者の安全確保に向けた整備が重要である。密集市街地の整備手法としては、「土地区画整理法」「都市再開発法」「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の法律に基づくもののほか、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）及び優良建築物等整備事業等の手法の中から地区に適した手法を選択し、地元関係者の理解と協力のもとに事業を実施し、市民とともに安全で健全なまちづくりを進めていく必要がある。

また、多摩川の河川流域では、氾濫を防止するため、高規格堤防事業と一体となった市街地整備を進めることにより、防災上重要な役割を担うとともに、まちなみに潤いをもたらすオープンスペースの確保に努める。

なお、本市において、防災的整備を図る市街地開発事業は以下のとおりである。

(1) 市街地再開発事業

ア 京急川崎駅西口地区

イ 柿生駅南口地区

ウ 鷺沼駅前地区

(2) 土地区画整理事業

ア 登戸土地区画整理事業

第3節 都市の防災化

本市の都市計画は、都市計画法に基づいて定められており、その概要は本章末資料1のとおりである。これらのうちで、特に都市の防災化に関係の深いものは、防火地域及び準防火地域である。

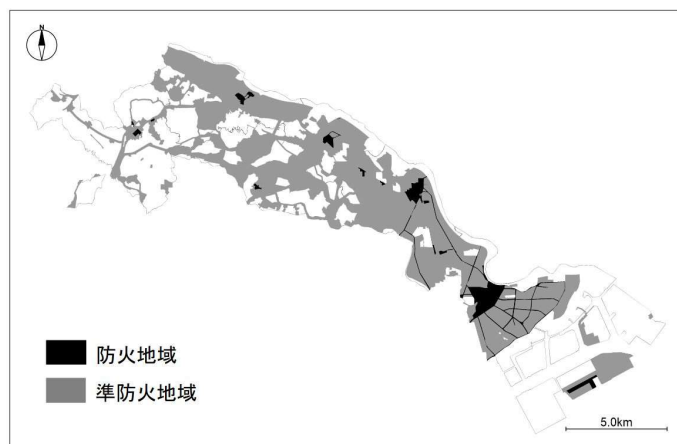
なお、都市の防災化を図るためには、防火地域の指定や市街地再開発事業等の推進が今後の課題とされている。

1 防火地域及び準防火地域の指定

本市の防火地域は、原則として拠点地域等（川崎駅、新川崎・鹿島田駅、小杉駅、溝口駅、宮前平・鷺沼駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新百合ヶ丘駅の各周辺地区）で容積率 400%以上の区域に指定している。

また、概ね東急東横線以東の主要幹線道路沿いの容積率 300%の区域において、道路端より奥行 11mまでの区域に路線的に防火地域を指定している。

準防火地域は、防火地域の指定区域を除く商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び準工業地域のうち、土地利用の状況をふまえ指定が必要な区域等で、容積率 200%以上の区域に指定している。



2 都市の防災化

防災性の向上のための施策として、防火地域及び準防火地域の拡大等により、災害時における避難地及び避難路として重要な幹線街路の機能の確保並びに都市の不燃化等を推進し、災害に強い都市づくりを図る。

このため、概ね東急東横線以東の既成市街地内の主要幹線道路沿いについて、路線的防火地域（道路境界線から奥行11m、原則として両側）を指定し、耐火建築物の建築を促進することにより延焼遮断機能を持たせ、都市の防災化を図る。また、特に延焼危険性が高い川崎区及び幸区の密集市街地については、建物の不燃化を促進するとともに区画道路の拡幅や空地の整備等の誘導を図る。

第4節 総合的な耐震対策等の促進

1 一般建築物の災害予防対策【まちづくり局】

住宅の耐震性を高めるために、木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、マンション耐震診断事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度等を活用すること、また、特定建築物の耐震性を高めるために、特定建築物等耐震改修等事業助成制度を活用すること、耐震診断義務化沿道建築物の耐震性を高めるために、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用することにより、市民の生命、身体及び財産の保護を図る。

2 公共建築物の災害予防対策

設計及び施工にあたり、耐震性の配慮と防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備の完備並びに災害発生時の避難口等を十分考慮し、安全性の高い建物の建築を促進する。

3 分譲住宅の災害予防対策

川崎市住宅供給公社が建設する分譲住宅の設計及び施工にあたっては、防災上有効な不燃性資材の使用、消防設備及び排水設備の完備並びに災害発生時の避難等を十分考慮して、安全性の高い建築物の建築を促進する。また、高層集合住宅の耐震対策として、防災備蓄スペース等の震災対策用施設の整備を促進するとともに、長周期地震動による特有な揺れの特性について啓発を行う。

4 既成市街地の災害予防対策

都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）をはじめ、市街地開発事業や優良建築物等整備事業等の手法を活用し、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物等を建築することにより、都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。

5 既存建築物からの落下物に対する安全対策

落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善指導する。

6 川崎市防災行政無線回線の保護【危機管理本部】

無線回線のうち、多重系防災行政無線回線については、その回線に影響する開発、再開発を行う事業者に対し、回線が遮断されないよう指導又は協力を要請する。

(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱)

(資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)

第5節 オープンスペースの確保

1 公園緑地の確保【建設緑政局】

公園緑地は、市民のいこいの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、震災時には、避難場所、避難路、市街地の延焼防止、道路等の復旧に供するオープンスペースとしての機能を持っている。

また、ヘリポート・緊急車両の配置や救急医療など救援活動や物資集積等の拠点、災害廃棄物の仮保管場所、応急仮設住宅の建設用地としても重要な役割を果たすものである。そこで、国・公有地の積極的活用、国の交付金の活用等により引き続き整備・拡充を図り、防災機能向上に向けて公園緑地のオープンスペースの確保等に努めるとともに、大規模な公園緑地については、再整備等に当たって防災機能の向上に努める。

2 市民防災農地の確保【経済労働局都市農業振興センター】

大規模地震時の市民の一時避難場所又は応急仮設住宅建設用地・復旧用資材置場として、農地をあらかじめ防災農地として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てるものである。

毎年、JAの協力を得て市民防災農地の追加登録を行っており、登録した農地については、引き続き、防災農地のシール、標識柱又は標識板で表示することにより市民に周知する。なお、令和7年1月1日現在で、553箇所、81.1haの市民防災農地を登録している。

3 企業等との連携による一時避難場所等の確保【危機管理本部】

企業等が所有・管理するグラウンドや駐車場等については、震災時の市民の一時避難場所等としての機能が期待できるため、協定による場所の確保に努めるとともに、川崎市防災協力事業所登録制度を通じて企業等へ協力を求めている。

4 緑化の推進【建設緑政局】

街路樹などの樹木は家屋の倒壊を防止したり、火災の延焼を防止したりするなど、優れた防災機能を有している。そこで、街路樹・グリーンベルトの植栽、学校・庁舎など公共公益施設の緑化を推進するとともに、工場緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を促進する。特に避難地や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽し、防災に資する緑のネットワークの形成に努める。

5 川崎臨海部の整備の推進

臨海部の石油コンビナート地域には、危険物・高圧ガス施設等が集中的に存在し、大規模地震が

発生した場合には隣接市街地に被害が波及するおそれがあるので、緑地及び不燃化施設の立地等有効な手法により整備推進を図る。

また、コンビナート等の災害発生源対策、災害拡大防止策、避難体制等を緩衝ゾーンの実現と合わせて整備し、臨海部における防災ネットワークの整備推進を図るものとする。

(本章末資料 川崎市都市計画概要表)

ア 市 域 面 積		14,435 ha
イ 都市計画区域		14,435 ha
(ア) 市街化区域		12,728 ha
(イ) 市街化調整区域		1,707 ha
ウ 用途地域等指定面積及び割合		
(ア) 用途地域		
a 第一種低層住居専用地域		2,749 ha (21.6 %)
b 第二種低層住居専用地域		15 ha (0.1 %)
c 第一種中高層住居専用地域		2,209 ha (17.3 %)
d 第二種中高層住居専用地域		432 ha (3.5 %)
e 第一種住居地域		1,394 ha (11.0 %)
f 第二種住居地域		942 ha (7.4 %)
g 準住居地域		632 ha (5.0 %)
h 近隣商業地域		621 ha (4.9 %)
i 商業地域		<u>808</u> ha (6.3 %)
j 準工業地域		683 ha (5.3 %)
k 工業地域		<u>460</u> ha (3.7 %)
l 工業専用地域		1,782 ha (14.0 %)
(イ) 防火地域及び準防火地域		
a 防火地域		552 ha
b 準防火地域		6,888 ha
(ウ) 高 度 地 区		
a 第1種高度地区		2,765 ha
b 第2種高度地区		2,640 ha
c 第3種高度地区		3,924 ha
d 第4種高度地区		<u>460</u> ha
(エ) 都市計画道路		
a 自動車専用道路	3 路線延長	23,150 m
b 幹 線 街 路	74 路線延長	<u>274,500</u> m
c 区 画 街 路	<u>13</u> 路線延長	<u>5,370</u> m
d 特 殊 街 路	<u>20</u> 路線延長	<u>7,140</u> m
(オ) 都市計画公園 緑地		
a 公 園	<u>319</u> 箇所 面積	<u>199.69</u> ha
b 緑 地	39 箇所 面積	797.9 ha
(カ) そ の 他		

第2章 公共施設等の安全対策【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、上下水道局、環境局、交通局、市民文化局、消防局、健康福祉局、危機管理本部】

第1節 道路・橋りょう施設の安全対策【建設緑政局、まちづくり局】

1 道路の安全性の向上【建設緑政局、まちづくり局】

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動を実施する道路、緊急物資等の輸送路、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割は極めて重要であることから、着実な道路整備に努めるとともに、電線類の地中化を進めることにより防災機能の強化を図る。また、緊急活動道路（第2部第9章「緊急輸送体制の整備」参照）を選定し、優先的に道路施設の安全対策を図る。

- (1) 路線の持つ性格や予想される被害の程度とその発生確率等を総合的に考慮した耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、被害を受けた場合の影響を最小限に抑えるため、代替する道路構造物、路線の整備について配慮するものとする。
- (2) 選定された路線が広幅員であっても、発災時に路上に車両が放置されると有効幅員が狭められ、緊急活動道路としてその機能を十分に発揮することが困難であるため、発災時のドライバーの心構えの広報を徹底するとともに、選定路線・避難場所付近の駐車禁止措置に配慮する。
- (3) 路上占用物件、隣接建築物等の倒壊による道路の閉塞及び沿道の可燃物、集堆積物、落下物等による道路の閉塞が予想されるので、建築物の耐震化の促進や危険箇所の改善指示とともにパトロール、取締りを実施し、地域ぐるみで総点検し安全性の向上を図る。
- (4) 地震後の道路交通の混乱を避けるため、通過交通や主要幹線道路の一般車両の通行止めの実施措置と、規制される道路の周知徹底を図る。

2 橋りょう等の安全性の向上【建設緑政局】

緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など、優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施する。また、横断歩道橋については、耐震性の高い構造物であるが、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し避難・消火・救援等が著しく阻害されるため、さらに引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進する。

3 応急復旧体制の整備【建設緑政局】

迅速かつ適切な応急活動が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 要員及び資機材の確保
- (2) 応急復旧活動実施要領の整備
- (3) 応援協力依頼及び受入体制の充実

第2節 河川の安全対策【建設緑政局河川課】

市内を流れる河川は、地盤の高さが河川水位より低いところはほとんどないが、地震による護岸の沈下や、土砂等によりせき止められた河川の溢水等による二次災害の発生防止に重点を置き安全対策の推進を図るものとする。

1 河川構造物の耐震性

国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して護岸・防潮堤等の耐震を配慮する。

2 応急復旧体制の整備

地震後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- (1) 要員及び資材の確保
- (2) 応急措置実施要領の整備
- (3) 応援協力体制の充実

3 増水時等における水門操作情報

一級河川多摩川の増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、関係機関と水門操作情報の共有を図る。

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

第3節 港湾施設の安全対策【港湾局】

震災直後やその後の応急復旧期に港湾施設が果たす役割は大きく、特に岸壁、栈橋等の係留施設は救援物資・人員あるいは避難者の移送や経済活動を維持する物流機能の確保等、海上輸送施設の拠点として、また、海底トンネルは救援物資等の市街地への輸送路として重要な施設である。このため地震による施設の被害等を防止するため、施設の耐震性を強化するとともに、救援物資・人員あるいは避難者の移送に必要な緊急輸送道路等の液状化対策を検討し、施設の安全対策と輸送路確保を図る。

さらに、川崎港における港湾施設は、港湾管理者の管理する施設と民間企業の保有する施設とが一体となって機能を形成しており、災害発生時の機能の保守については官民一体の対策が必要である。したがって、各運河に接する施設を管理する企業又は防災組織等と密接な協力関係を設定し、地区を分担して対処する。

1 公共岸壁の耐震性強化

- (1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース（－12m）及び（－7.5m）2バース（現在整備済み）
- (2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース（－10m）1バース（現在整備中）
- (3) 東扇島外内貿コンテナ耐震強化岸壁（－14m）及び（－9m）2バース（計画）

2 緊急輸送等の安全性確保

海上から搬入された救援物資の市街地への速やかな輸送を確保するため、緊急輸送道路等を対象に必要な応じて液状化の検討・対策を進めるとともに、川崎港海底トンネルを適切に維持管理し、安全性を確保する。

また、東扇島からの避難路や緊急物資輸送路の代替手段の確保につながる、臨港道路東扇島水江町線の整備を進める。

3 港湾 BCP 協働体制の確立

大規模地震発生時に、早期の機能回復を行い、海上から円滑に救援物資の受入れができるよう、川崎港連絡協議会を開催し、港湾関係者との連携協働体制を確立する。

第4節 重要建築物及び特定建築物等の安全対策【まちづくり局、関係局】

地震による建築物の被害が市民生活や社会経済活動全般に及ぼす影響は、計りしれないものがある。このため、既存の一般建築物はもとより、発災時における応急復旧活動の中核的な拠点となる公共建築物については、より効果的な地震対策が望まれるため、川崎市公共建築物耐震対策推進会議を設置し、総合的な安全対策の推進を図るものとする。

1 地震防災上重要となる公共建築物とその耐震化

地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物の耐震・不燃化の確保に努める。

(1) 主な対象施設

- ア 市役所
- イ 区役所
- ウ 消防署
- エ 道路公園センター
- オ 川崎港管理センター
- カ 病院
- キ 学校
- ク 社会教育施設
- ケ 社会福祉施設
- コ 卸売市場
- サ 競輪場

(2) 耐震性の確保

(1)の施設の耐震性の確保については、平成27年度までに必要な耐震対策を実施した。

なお、これらの施設における電気、水道、ガス及び電話等の設備の機能確保についても配慮しておくものとする。

2 各種施設の耐震性の確保【市民文化局、消防局】

防災活動の拠点となる「消防出張所・消防団器具置場」及び住民自治活動の拠点である「町内会・自治会会館」についても、改築や耐震改修費補助などの支援等により、計画的に耐震性を確保し、拠点の機能確保や市民の安全確保に努める。

3 一般建築物の耐震化の促進

大地震等の発生による建築物の倒壊等を防止し、災害に強い安全なまちづくりを促進するため、昭和56年以前に建てられた建築物の耐震診断や耐震改修等を行う際の支援を行い、耐震化の促進を図る。

(1) 川崎市耐震改修促進計画の推進

川崎市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する昭和56年以前に建てられた既存建築物の耐震化の促進のための総合的な施策を推進する。

(2) 耐震診断、耐震改修に関する普及、啓発

昭和56年以前に建てられた木造住宅や分譲共同住宅（マンション）や特定建築物（多数の者が利用する建築物、危険物を貯蔵・処理する建築物、緊急輸送道路沿いの建築物などのうち、一定規模以上の建築物）の耐震化の促進のため、リーフレット等を区役所等に備えるとともに、防災フェア等を通じて、耐震診断や耐震改修等の耐震対策の啓発を図る。

(3) 耐震診断、耐震改修に関する相談対応

まちづくり局防災まちづくり推進課及び川崎市住宅供給公社に耐震相談窓口を常設するとともに、耐震診断後に耐震化に踏み出せない所有者等への専門家の派遣や個別相談会を実施し、市民からの相談に対応する。

(4) 住宅の耐震化の促進のための支援制度

木造住宅耐震診断士派遣制度、木造住宅耐震改修助成制度、マンション耐震診断事業助成制度及びマンション耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度を活用することにより、住宅の耐震化の向上の促進を図る。

(5) 特定建築物の耐震化の促進のための支援制度

特定建築物等耐震改修等事業助成制度や上記啓発活動等の支援制度により、特定建築物の耐震化の促進を図る。

(6) 耐震診断義務化沿道建築物の耐震化の促進のための支援制度

耐震診断が義務付けられた沿道建築物について、耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度を活用し、耐震化を促進する。

(7) 耐震診断・改修を促進するための関連団体等との連携

耐震診断・改修を促進するための組織体制の整備と県及び関連団体との連携を図る。

(資料編 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱)

(資料編 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震診断事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市マンション耐震改修等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱)

(資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱)

第5節 上下水道施設の安全対策【上下水道局】

1 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。市における水道施設は、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害のおそれのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。

(1) 取水・導水・浄水施設

ア 取水・導水施設

取水所の電源及び通信施設の二重化として自家発電設備等を設置し、災害時に停電が発生しても安定して取水・導水が継続できる体制を確保する。さらに、施設の耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。また、緊急時の水道水の安定供給のため、県内水道事業体との広域連携による相互協力体制の一層の充実を図る。

イ 浄水施設

長沢浄水場の耐震化が完了し、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置したことで、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる態勢を確保している。

(2) 送・配水施設

ア 送水施設

ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保している。送水管については、主として溶接鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しているため、将来の更新等も見据えた二重化・ネットワーク化等、管路のバックアップ機能の強化を図り、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。

イ 配水施設

配水池・配水塔に関して、計装設備及び通信設備等の停電対策を実施し、災害時に停電が発生しても安定して配水が継続できる体制を確保している。また、更新や耐震補強工事を進めた結果、令和6年度に配水池・配水塔の耐震化が完了している。引き続き、災害時の飲料水確保に必要な貯水機能の向上を図り、災害時にも安定して配水や応急給水等が可能となるよう施設整備を推進する。

管路については、重要な管路と位置付けた重要施設（市立小・中・高等学校等の避難所及び重要な医療機関）への供給ルートの耐震化は令和5年度に完了しており、引き続き、消防署・警察署等の重要施設への供給ルートを効率的・効果的に耐震化を進め、地震に強い配水システムを構築する。

ウ 給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水装置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大きな被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いて積極的に更新する。

(3) 応急給水・応急復旧体制の確立

ア 水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所へ復旧用資材を備蓄する。

イ 応急給水用資器材備蓄計画に基づき、応急給水に必要な資器材を確保する。

ウ 災害時に半径約750m以内で市民が応急給水を受けられるよう、地域防災拠点を中心とする災害時応急給水拠点や市立小中学校の開設不要型応急給水拠点を含め、災害時応急給水拠点は、令和6年度末では313箇所となっている。

エ 災害時における断水被害等の影響を軽減するため、配水管網を中配水ブロック化し、被害の局所化を図る。

オ 地震発生後の他都市等からの応援隊受入体制の確立を図る。

カ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等を整備し共有化を図る。

キ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

2 工業用水道施設

工業用水道施設は、耐震化率が高いことから地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考え難しいが、工業用水道施設の安全強化のため具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施する。

(1) 取水・導水・浄水施設

ア 取水・導水施設

取水所の電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して取水・導水が継続できる体制を確保した。今後も、実施済の耐震診断の結果を踏まえ、継続して耐震補強等を実施し、施設の耐震化を進める。

イ 浄水施設

安定した給水を確保した上で、長沢浄水場に機能集約する再構築事業の実施により、浄水施設の耐震化率が100%となった。また、浄水場の受電を2系統とするとともに、自家発電設備や太陽光発電設備を設置し、災害時にも安定して浄水場の運転が継続できる体制を確保している。

(2) 送・配水施設

ア 送水施設

ポンプ施設については、電源及び通信設備の二重化を行い、災害時に停電が発生しても安定して送水が継続できる体制を確保している。送水管については、主として溶接鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しているため、将来の更新等も見据えたネットワーク化等、管路のバックアップ機能の強化を図り、今後も災害時にも安定して送水が可能となるよう施設整備を推進する。

イ 配水施設

配水ポンプ施設や調整池については、更新により耐震化、電源及び通信設備の二重化等の施設整備を完了し、災害時にも安定した配水が可能となった。今後も、铸铁管等の老朽配水管については優先的にすべて更新する計画とし、配水管の新設・改良時には耐震管を採用することにより、地震に強い配水システムを構築する。

(3) 応急復旧体制の確立

ア 水道事業及び工業用水道事業における災害復旧用資材備蓄計画に基づき、市内3箇所へ復旧用資材を備蓄する。

イ 地震発生後の他都市等からの応援隊受入体制の確立を図る。

ウ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等を整備し、共有化を図る。

エ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

3 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進する。

(1) 下水管きょ

ア 「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、新設・改良時は可とう性のある管きょを用いるなど、耐震性能の向上を図る。また、老朽管の更新に当たっては、耐震性能を有する工法を採用する。

イ 地盤の液状化が予想される区域では、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材を使用するとともに、マンホールの浮き上がりを防止する対策を図る。

(2) 水処理センター・ポンプ場・スラッジセンター

- ア 「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、耐震診断及び耐震補強を実施し、耐震化を進める。
- イ 災害時に地盤の液状化が予想される地域の施設には、二次災害が発生する恐れがあることから、液状化対策を図る。
- ウ 災害時に停電が発生しても、安定した水処理機能が確保できるよう自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは2回線受電を行う。
- エ 災害時においても水質保全や浸水の防除のため、揚水、消毒、管理機能等の基本機能が確保できるよう対策を図る。
- オ 地震の影響が大きいと予想される場所では、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。
- カ 二次災害を防止するため、火災の恐れのある機器は、難燃性のものを使用する。
- キ 設備の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、設備の機能低下を予防することで事前対策を図る。
- ク 災害時における市民の生命、身体の保護を目的として、加瀬水処理センター施設上部に整備した、消火設備を有する「加瀬ふれあいの広場」を緊急時には一時避難場所として利用する。
- ケ 東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用する。

(3) 応急復旧体制の確立

ライフラインとしての下水道の役割を、早期に応急復旧させるために必要な体制整備のほか、次の事項について整備する。

- ア 地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。
- イ 応急対策を円滑に行うために下水道台帳のバックアップを行う。
- ウ 関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を図る。

(資料編 川崎市ライフライン連絡会議設置要綱)

第6節 廃棄物処理関連施設の安全対策【環境局】

廃棄物処理事業は、市民生活の維持に欠かすことのできない重要な社会インフラ事業である。廃棄物処理関連施設は都市の基幹的施設であり、震災により機能が停滞しないように施設の耐震性や安全性の強化を図る必要がある。

今後のごみ焼却処理施設をはじめとする廃棄物処理関連施設の建設時にも、「廃棄物処理施設整備計画」をはじめ、官庁施設の総合耐震計画基準、建築基準法や火力発電所の耐震設計規程等の各基準を勘案しながら、耐震性、強靱性及び機能継続性の確保に取り組む。

1 耐震性の確保

ごみ焼却処理施設において、建築物の構造体や重要な建築設備に加え、焼却炉やボイラー、タービン発電機、復水器、排ガス処理設備等のごみ焼却処理施設の根幹をなす重要なプラント機器についても、可能な限り耐震性を高め、大地震動時に人命及び安全を確保するだけでなく、震災後に大規模な補修をすることなく施設を使用できるよう努める。

ごみ焼却処理施設以外の廃棄物処理関連施設についても、官庁施設の総合耐震計画基準や建築基準法の基準等を勘案して耐震性を確保する。

2 震災後の機能確保に向けた取組み

定期的な点検等により、建築物の構造体やプラント設備等について、損傷や支障の有無を確認するものとし、支障等が認められた場合には、必要に応じて精密な調査及び保守、補修等の措置を講じて、機能の確保を図る。

また、補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両等を常時整備して災害時にも対応できるように備えておく。

3 今後の廃棄物処理関連施設の役割

廃棄物処理関連施設の地域における災害廃棄物処理体制上の役割を明確にしつつ、今後、耐震、耐水及び耐浪性の確保をはじめ、特に、ごみ焼却処理施設の建設時には、商用電源を確保できない場合でも焼却炉立上げを可能とするための始動用電源や燃料保管設備等の配備や薬剤等の備蓄を行うなど、災害対策を講じるよう努める。

第7節 転倒・落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局、健康福祉局、危機管理本部、関係局】

地震動による建築物の窓ガラス、外壁、広告物等の破損落下及びブロック塀、組積造の塀等の倒壊は、多くの人命を奪うだけでなく、避難・消防・救援活動に大きな障害となるため、危険なものに対して改善指導を行うなど耐震性を向上させる対策が必要である。

1 転倒防止対策

(1) ブロック塀、組積造の塀等の転倒防止【まちづくり局】

危険なブロック塀、組積造の塀等について、可能な限り補強、改修、フェンス化、生け垣化を行うよう次の対策を実施する。

ア 市有施設のブロック塀について、補強、改善等の措置をさらに推進する。

イ 教育施設の塀等のフェンス化を引き続き推進する。

ウ 避難所である小学校の通学路に面した危険なブロック塀について平成9年度から平成11年度まで行った実態調査に基づき、補強、改善等の指導を行うとともに、生け垣化の啓発を図る。

エ ブロック塀等を新設又は改修しようとする者に対して、技術指導する。

オ ブロック塀等の安全点検について、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレットを配布し、知識の普及を図る。

カ 避難所に通じる道路及び公園等に面したブロック塀等の撤去を支援する。

(2) 家具等の転倒防止【健康福祉局、危機管理本部、関係局】

転倒により危険を及ぼす次のものについて、各種広報媒体や出前講座等、あらゆる機会を通じて、家具の固定や高層集合住宅における長周期地震動による特有の被害への対応を呼びかけ、転倒防止の指導・啓発を図るとともに、ひとり暮らし高齢者又はひとり暮らし障害者等が居住する家屋への家具転倒防止金具の設置を推進する。

ア 家具、照明器具、冷蔵庫などの家電等

イ 自動販売機

ウ 自立型の暖房機器

エ LPガスボンベ（プロパンガスボンベ）

オ その他

2 落下物防止対策【まちづくり局、建設緑政局】

地震時における建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を実施す

る。

(1) 一般建築物の落下物防止対策

落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善指導する。

(2) 公共建築物の落下防止対策

公共建築物の管理者は、建築基準法第 12 条第 2 項に基づき定期点検を行い、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止措置を実施する。

(3) 屋外広告物条例に基づいて設置されている広告物【建設緑政局】

許可広告物の落下・損壊等による事故を未然に防止するため、広告物の安全性の確保及び保守点検等の執行状況を調査し、広告物管理者に適正管理の周知を図る。

ア 実態調査の対象

- (ア) 建築基準法の規定に基づく工作物確認を受けて設置された広告物
- (イ) 建築物の上部に設置されたもので表示面積が 50 m²を超えた広告物
- (ロ) 建築物の壁面を利用して掲出されたもので表示面積が 30 m²を超えた広告物
- (ハ) 建築物から突き出したもの（袖看板等）で、表示面積が 20 m²を超えた広告物
- (ニ) その他市長が特に必要と認めたもの

イ 調査事項

- (ア) アンカーボルト（取付部分）に関すること
- (イ) 主要な部分の鉄骨部分に関すること
- (ロ) 主要な部分の接合部（ネジ・ビス等）に関すること
- (ハ) その他市長が特に点検調査を必要と認めたもの

ウ 調査方法

2 年に 1 回、対象となる広告物の設置者又は管理者に対し点検を依頼し、報告書により点検結果の報告を求める。

エ 指導

- (ア) 提出された報告書について審査を行い、必要な場合は補修等の助言・指導を行う。
- (イ) 点検率の向上を図るため、報告書の提出につき広告物の設置者又は管理者に対し指導する。
- (ロ) 自主的な定期点検を行うよう、広告物管理者に対し指導する。

（資料編 川崎市家具転倒防災事業実施要綱）

第 8 節 災害時交通ネットワークの形成【総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、

臨海部国際戦略本部、交通局、港湾局】

本市では、成熟社会における持続可能なまちづくりを進めるために、「広域調和・地域連携型」の都市構造の形成に資する、「広域交通ネットワークの形成」、さらに、都市の再生や活力を高める「市内の幹線交通ネットワーク」の形成をめざして、道路、鉄道に係わる市域の交通幹線網の整備を推進しており、災害時においても有効に活用できるよう検討していく。

1 交通ネットワークの整備

「広域拠点」、「地域生活拠点」、「臨空・臨海都市拠点」それぞれを連携した交通ネットワークの形成は、初動対策、応急対策、復旧・復興対策期にも重要な要素となることから、災害における相互補助のネットワーク化を含めて、各拠点を結ぶ連携体制の形成に努める。

(1) 道路網の整備【建設緑政局】

隣接都市及び臨海部を利用した広域的な応援が受けられるよう、首都圏における広域的な幹線道路網の整備を進める。

区分	交通機能	配慮すべき機能
ア 広域幹線道路 (自動車専用道路等)	・自動車の通行に特化し、広域交通を大量かつ高速に処理する道路	・防災空間機能 ・緊急活動道路
イ 幹線道路	・隣接都市拠点や市内の拠点間を連絡し、各地区間の交通を集約して処理をする市街地の骨格を形成する道路	・歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮 ・防災空間機能 ・緊急活動道路
ウ 補助幹線道路	・幹線道路に囲まれた区域内において、外周の幹線道路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
エ 区画道路 (生活道路)	・街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常生活に密着した道路	・歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮
オ 歩行者専用道路	・歩行者の通行のための道路	

(2) 鉄道網、道路交通網等の整備【総務企画局、まちづくり局、建設緑政局、臨海部国際戦略本部、
交通局】

新線整備、空港、新幹線駅、臨海都市拠点等との接続や、市バス等の活用について検討し、災害対応力の向上を図る。

(3) 海上・河川交通網の整備【港湾局、建設緑政局】

川崎港における内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、浮桟橋等の係留施設や大師河原河川防災ステーション及び幸町緊急用船着き場等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

2 配慮すべき事項【建設緑政局、まちづくり局、港湾局】

地域特性に応じて、次の取組を進める。

- (1) 幹線道路の延焼遮断帯機能や緊急活動道路の確保といった防災空間形成を推進する。
- (2) 災害時要援護者に配慮した道路のバリアフリー化に寄与する電線類の地中化を推進する。
- (3) 主要な鉄道駅（川崎駅、武蔵溝ノ口駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅等）周辺を、バリアフリー法に基づく「重点整備地区」として、交通事業者による鉄道駅舎やバスターミナル等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の公共公益施設等への主要な移動経路である歩道のバリアフリー化に努める。
- (4) バリアフリー社会の実現に向けたガイドラインに基づき、市民・事業者と連携した取組を進める。
- (5) 生活道路の安全性の確保に向けて、一定の幅員が確保されている道路の歩道設置に努める。
- (6) 災害時に有効に機能する、道路、鉄道、船舶の交通機関が相互に連携したネットワークによる

広域的な輸送・交通体制の整備を検討する。

第9節 災害対応の拠点となる庁舎等の耐災害性の向上【まちづくり局、危機管理本部、関係局区】

災害時における迅速かつ円滑な応急対応及び必要な行政サービスの継続的な提供を図るため、関係局区と連携し、災害時における施設の機能や業務の重要性等の観点から、優先度や対策の方向性等を検討し、計画的に庁舎等の更なる耐災害性の向上に向けた取組を推進する。

津波により、受変電設備等を有する庁舎等が、当該設備等に被害を受け電源喪失等した場合、災害時の応急対応等に影響が出ること想定されるため、浸水リスクが想定される庁舎等については、ハード、ソフトの両面から対策を図るものとする。

第3章 土砂災害・宅地災害対策【県、まちづくり局指導部、

危機管理本部、区、建設緑政局】

市域において、急傾斜地の多い市北西部を中心に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等の指定及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、市とともに土砂災害の防止に努めている。

この他、崖附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は建築基準法令、また、宅地造成等工事規制区域においては宅地造成及び特定盛土等規制法令及び建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行う。

また、未然に崖崩れ災害を防止するため、危険崖や擁壁の巡視、崖の保全、改善工事等の指導により、崖崩れ防災対策を進める。

第1節 土砂災害防止対策【県、まちづくり局指導部、危機管理本部、区】

1 土砂災害警戒区域の指定

(1) 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊）

- ア 傾斜度が30度以上であって、高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

(2) 土砂災害警戒区域への対策

- ア 市は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。
- イ 市は、警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、円滑な避難が行われるようメールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、コミュニティFM、防災行政無線等による情報伝達を行う。
- ウ 市は、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の情報や避難について周知する。

2 土砂災害特別警戒区域の指定

(1) 土砂災害特別警戒区域の基準

土砂災害警戒区域のうち、土石の移動又は堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動又は堆積に対して住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土砂災害特別警戒区域への対策

- ア 県は、特定開発行為に対し、許可制として、一定の規制を行う。
- イ 市は、居室を有する建築物に対し、建築基準法に基づく建築確認の際に、土砂災害対策に対する構造審査を行う。
- ウ 県は、災害防止のため必要に応じて、建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の基準

急傾斜地（傾斜度が 30 度以上である土地）の高さが 5 m 以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生じるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの又は、5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危険が生じるおそれがある区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域への対策

ア 県は、災害防止のため、必要に応じ土地所有者、行為者に防災工事の勧告を行う。また、一定の基準を満たす場合は、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

イ 県は、制限行為が行われ、崖崩れが起こるおそれが著しい場合は、土地所有者等に改善命令を出す。

ウ 市は、建築基準条例に基づき、急傾斜地崩壊危険区域で市長が必要と定める区域を災害危険区域として指定を行い、区域内に建築物を建設する場合、居室を有する建築物に対し、構造規程を定める。

エ 県、市、防災関係機関等は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の把握及び管理者等に対する防災措置の勧告等を実施する。

オ 市は、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティ FM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等により、情報の伝達を行う。

（本章末資料 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図）

（本章末資料 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図）

（資料編 急傾斜地崩壊危険区域一覧表）

（資料編 土砂災害警戒区域一覧表）

第 2 節 宅地災害の予防対策【県、まちづくり局指導部】

1 宅地造成等工事に対する規制と指導

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく、宅地造成等工事規制区域（川崎市全域）内で行われる宅地造成等工事の許可・指導・監督・検査等を行うとともに、災害の防止上必要があると認めるときは、同法による土地保全の努力義務の規定に基づき、土地所有者等に対し、擁壁又は排水施設の設置及び改善等の措置をとることの勧告又は改善命令を行い、災害の防止を図っている。

また、老朽化した擁壁等の改修工事の促進を図るために宅地災害の防止または復旧工事等に対し工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促していく。

さらに、梅雨時期前に広報等を活用し、宅地防災の啓発活動を行うとともに、台風等の大雨時には市内崖地等の巡回を行い、宅地の情報把握に努める。

2 崖崩れ災害防止対策

市は、崖崩れ災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の新規指定又は区域拡大がされるよう、県と共同で、事業を推進するほか、指定区域内については、梅雨期前に県及び関係機関と合同でパトロールを実施し、崖の所有者に対して、崖崩れを誘発するような行為（水の放流、切土、盛土、立木の伐採など）の防止について周知・啓発を行う。

また市は、市民から崖地に関する相談等があった場合には現場調査を実施し、その結果、災害のおそれのある崖については、所有者等に対して、改善工事の指導を行うとともに、必要に応じて勧告や改善命令を行い、崖地の安全対策を推進する。

3 宅地耐震化推進事業

市は、首都直下地震等に備えるため、大規模盛土造成地の経過観察により滑動崩落を示唆する変状の有無の把握を行うとともに、必要に応じた調査を実施する。併せて、大規模盛土造成地マップを活用した啓発を行い、宅地の耐震化を推進する。

4 急傾斜地の把握等

市は、県が急傾斜地を調査及び把握し、土砂災害警戒区域等に指定する際に、関係機関との調整に協力するとともに、各種情報提供等を行う。

また市は、必要に応じ急傾斜地等の点検・確認を実施するとともに、衛星等による地盤変状観測など新たな技術も積極的に活用して市内の崖の状況を適切に把握することにより、効果的な崖地の安全対策を実施する。

5 相談体制の構築

市は、住宅・宅地の安全と防災に関する専門家である一般社団法人地盤品質判定士会との協定の締結により、崖に関する相談に対応できる民間窓口を確保するとともに、出張相談会の実施や必要に応じた専門家の現地派遣等を行うなど、崖地や擁壁の安全性に関する市民からの専門的な相談に対する支援体制を構築する。

6 擁壁の改修等、宅地防災工事に係る助成制度

市は、宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地防災工事、崖の変状・変形の進行の抑制を目的とした補修・補強等の宅地減災工事に対し、工事費用の一部を助成することで、擁壁等の改修促進を図る。

制度名称	川崎市宅地防災工事助成金制度
助 成 額	【宅地防災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 300 万円 【宅地減災工事】 工事資金の3分の1 かつ 上限 100 万円
対 象	【宅地防災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> 又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事 【宅地減災工事】 崖崩れが発生するおそれがある崖の変状又は変形の進行の抑制を目的とし、補修・補強等を行うことによる減災効果が適当であると市長が認める工事 その他、助成金交付要件については交付要綱等による
根拠法令	川崎市宅地防災工事助成金交付要綱

(資料編 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱)

第3節 道路崖防災工事【建設緑政局、区】

市が管理する道路に接している法面については、災害時の道路機能確保と交通安全の確保を図るため、

計画的な道路防災事業の整備を推進する。

第4節 地盤の液状化の危険性の周知【危機管理本部】

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和 39 年の新潟地震を契機に注目されるようになった。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも埋立地においてかなりの範囲で液状化に伴う噴砂現象が発生し、地下埋設物等の被害があったことや、能登半島地震においては、液状化とともに地盤が大きく水平方向に動く「側方流動」の現象が報告されている。

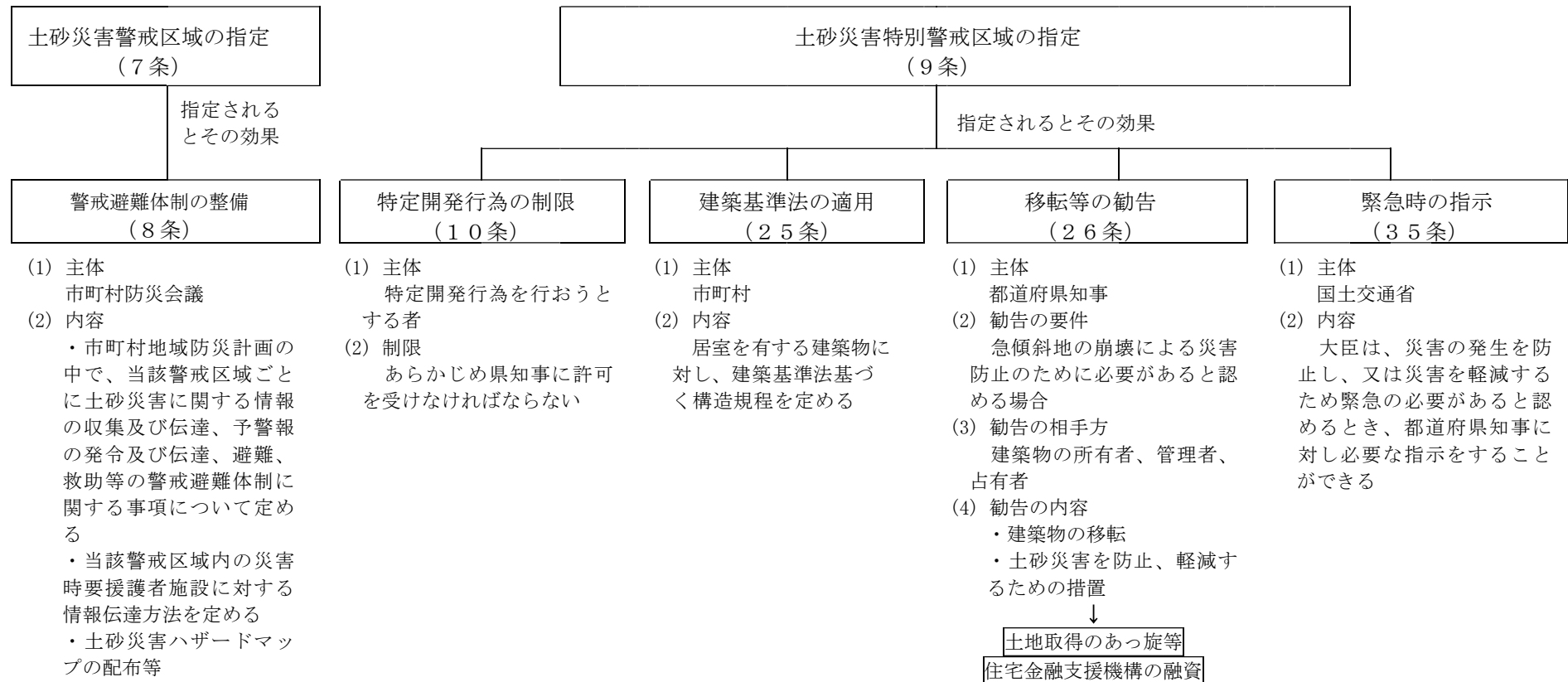
本市の地震被害想定調査報告書にも、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘されている。本市では、この被害想定調査のデータや神奈川県アボイドマップ等を公表するなど、液状化の危険性を周知していく。

第5節 空家等対策【市民文化局、環境局、健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局、区、消防局】

適切な管理のなされていない空家等については、災害時に倒壊や外壁、屋根、樹木、廃棄物等の飛散等により、二次被害を発生させる恐れがあることから、市は、平時から災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努め、所有者等への意識啓発を促し、地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等で対応する。その後、空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応し、情報共有を行うものとする。また、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置を行う場合は、関係局区が連携し適切な対応を行うものとする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律概要図

- 1 指定権者 都道府県知事
- 2 区域の要件
 - (1) 土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で政令に定める基準に該当するもの
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律概要図

1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

- (1) 指定権者
都道府県知事
- (2) 区域の要件
 - ・崩壊により相当数の住居者等に危害が生ずるおそれのある急傾斜地（斜度が30度以上である土地）
 - ・急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのあるもの

2 指定の参考基準（次の各号に該当するもの）

- (1) 急傾斜地の高さが5メートル以上のもの
- (2) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

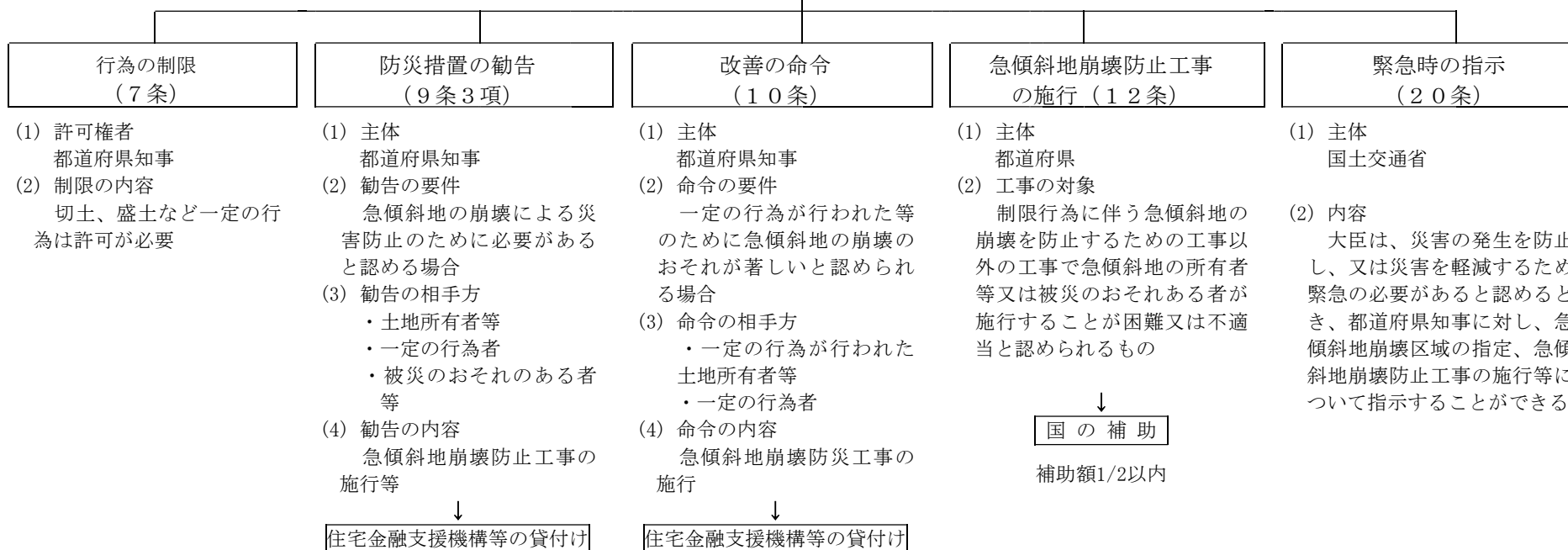
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3条)

指定されるとその効果

3 行為の制限

次の行為は都道府県知事の許可を必要とする。

- ・土石の採取又は集積
- ・のり切り、切土、掘さく、盛土
- ・水を放流し、又は停滞させる行為
- ・木竹の滑下又は地引による搬出
- ・立木竹の伐採
- ・ため池、用水路等の施設又は工作物を設置、改造する行為



第4章 地震火災の防止【消防局】

第1節 計画方針

地震時の出火防止を図るための諸施策を計画し、その適正な執行によって効果的な運営を図る。

第2節 広報・広聴計画

地震時の地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防の広報・広聴を実施し、防災知識の普及高揚を図る。

1 予防広報

(1) 集会広報

講演会・講習会・研修会・座談会及び防火の集い等により実施する。

(2) 巡回広報

消防車・消防ヘリコプター等の放送設備による機動性のある広報活動及び立入検査時等の個別広報により実施する。

(3) 印刷物広報

ポスター・パンフレット・チラシ・その他の印刷物を活用して実施する。

(4) インターネット広報

ホームページを活用し実施する。

(5) その他の広報

消防施設の見学と合わせて、消防機器及び訓練の展示等により実施する。

2 広聴活動

消防に対する市民の考え方や、意見・要望等、世論の動向を常に把握して消防行政に反映させるための活動を行うものとし、アンケート調査、集会等を積極的に行うほか、市長への手紙・陳情・苦情・提案その他の方法により市民の声を広聴する。

第3節 指導計画

予防行政は、法令規制事項の執行と合わせ、市民及び防火対象物の関係者等の消防に対する理解と協力が必要であり、第2節に掲げる広報・広聴と合わせて一層具体的な実践活動として、次に掲げる各種指導を行う。

1 市民防火意識の高揚と協力組織の確立

(1) 少年消防クラブの育成指導

少年及び少女に対して次の組織を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

ア 川崎市少年消防クラブ運営委員会（消防局）

イ 地区少年消防クラブ運営委員会（各消防署単位）

ウ 地区少年消防クラブ（各消防署単位）

(2) みんなが消防士事業の実施

小学生に対して授業を通じて、防火意識の普及高揚を図る。

(3) 幼年消防クラブの育成指導

幼年消防クラブは、市内の各幼稚園単位で結成し、幼児がいろいろな事に興味を持ち始めるような時期を捉えて、地震・火事の恐ろしさを教える。

(4) 地域防災スクール事業の実施

大規模地震、豪雨などをはじめとする災害の被害を軽減するために、次代を担う青少年への防災教育を通して、自助・共助の精神を醸成するとともに、地域の防災力を高める。

(5) 一般家庭における初期消火等の推進

出火防止を図るため、安全装置付火気使用設備、器具の普及及び消火器等住宅用防災機器の設置、促進を指導するとともに、「区民の集い」、その他自主防災組織の防災訓練等において初期消火対策等を推進する。

(6) 消火ホースキットの普及啓発

消火ホースキットの避難所等への整備に併せて、自主防災組織への訓練指導を通して消火ホースキットの効果を検証・確認し、消火ホースキットの普及啓発を図りながら、地域における自助、共助力の向上に努める。

2 防火管理者及び防災管理者（以下「防火防災管理者」という。）の育成並びに防火管理業務及び防災管理業務の指導

(1) 防火防災管理者の指導

消防法第8条に定める防火管理者制度及び消防法第36条第1項において準用する法第8条に定める防災管理者制度は、消防行政を補完し、自主管理体制を確立する意味から極めて重要であるため、防火防災管理者が防火防災管理業務を適正に行えるよう指導する。

(2) 消防計画の指導

防火防災管理者が作成する消防計画については、内容の充実した計画になるよう事前に指導するとともに、届出（変更を含む。）時の審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(3) 統括防火管理及び統括防災管理（以下「統括防火防災管理」という。）

統括防火防災管理者が作成する全体についての消防計画（以下「全体消防計画」という。）は、複数の権原者の意思統一を図る必要があるため、まず、関係者の理解が得られるよう個々の関係者に対し、具体的に指導し、その協議内容については、届出時に審査を行い、実態に即して運用されるよう指導を徹底する。

(4) 消防計画に基づく消防訓練の指導

消防計画及び全体消防計画に基づき、防火対象物の関係者が行う消火・通報・避難及び防災避難の訓練（以下「消防訓練」という。）については、内容を把握し実態に即した消防訓練が行われるよう指導する。

(5) 危険物安全担当者等の育成

危険物施設等の所有者、管理者、危険物取扱者及び安全担当者を対象に講習会を定期的に開催し、地震対策の確立、防災意識の高揚について指導する。

(6) 予防規程

予防規程を制定しなければならない事業者については、川崎市地震対策条例に規定する「地震防災事前措置計画」を含め充実した内容になるよう指導するとともに、保安管理の徹底を図らせる。

3 自衛消防力の強化

(1) 設置推進

自衛消防組織は、消防法の規定に基づき設置させるとともに、設置対象以外の事業所について

も、その実態から必要と認められるものについては設置を推進する。

(2) 育成指導

自衛消防力の育成指導は、次により積極的に行う。

ア 消防用設備その他諸施設の点検強化にあわせて、防火管理の徹底と防災意識の高揚について指導する。

イ 災害発生時における有事即応の体制を確立するため、消防用資器材取扱い等実践的な消防訓練の実施を指導する。

第4節 防火対象物の火災予防

立入検査等の各種予防業務を計画的に実施して、出火危険・延焼危険の排除、危険物の保安の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び防火管理体制等を強化し、防火対象物の火災予防の徹底を図る。

第5節 消防施設等の整備

消防活動を強化するため、次の整備充実を図る。

1 消防施設の整備

消防活動拠点となる消防庁舎等の整備を推進する。また、初動体制の強化を図るため、消防職員管理公舎を維持管理する。

2 情報収集設備及び消防機械器具の整備

被害情報を収集するための設備及び消火、救助、救急活動のための車両・資器材の整備を強化する。

3 消防水利施設の確保

消火栓使用不能時に備え、耐震性防火水槽の整備を促進する。

4 消防隊の充実強化

大規模火災に対応するため、震災時に用いる消火資器材を扱う消防隊の充実強化を図る。

5 特別高度救助隊等の充実強化

大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術、資器材を有する特別高度救助隊を中心に特別救助隊、水難救助隊及び航空救助の充実強化を図る。

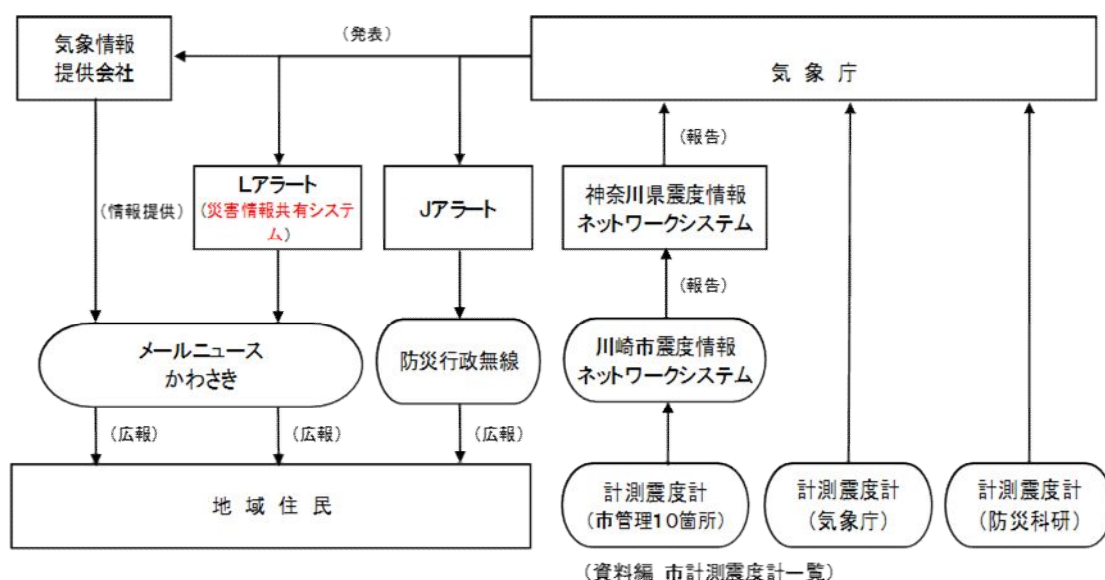
第5章 震災に対応するための情報システムの整備【危機管理本部】

被害状況や災害関連情報を迅速に集約し、市及び防災関係機関等相互の適切な情報共有を図ることにより、災害応急対策の円滑な実施と、地域住民に対する正確な情報提供を行うため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、震度情報ネットワークシステム、震災被害シミュレーション及び総合防災情報システム等を駆使して、情報の収集、集約、分析、共有及び伝達を行うとともに、平素から研修、訓練等により機器操作・運用に習熟する。

第 1 節 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムは、市が設置した計測震度計の稼動状況の監視、震度情報の集計、防災関係機関への情報配信等を行うためのシステムであり、市が設置した10か所の計測震度計、サーバ等から構成している。計測震度計が地震を計測すると、すべての計測震度計の震度情報がサーバに集約され、神奈川県震度情報ネットワークシステムを通じ、気象庁へと送られる。気象庁によって集約された震度情報は、震度速報、震度情報として、Jアラート、Lアラート（[災害情報共有システム](#)）等を通じて防災関係機関等に共有され、市民や防災関係機関等に電子メールや[同報系防災行政無線](#)により情報伝達を行う。

【川崎市震度情報ネットワークシステム構成図】



第2節 震災被害シミュレーション

消防防災GIS等のソフトウェアを用いて、震度情報ネットワークシステムで観測した震度の実測値等に基づき、市域における人的被害、建物被害、道路被害等のシミュレーションを実施する。

第3節 総合防災情報システム

総合防災情報システムは、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うためのシステムであり、災害発生時又は災害発生のおそれがある時に、市民、本市及び各防災関係機関の情報共有の中核となる。また、総合防災情報システムの構成については、情報を蓄積するデータベース及びメインシステムはクラウドサーバー上に構成されている。各防災関係機関への情報提供や、市民向けメール配信システム、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリなど、情報発信を行う各システムとは、インターネットを通じwebアプリケーション上で情報連携を行っている。

現システムは、災害時における地域及び行政内部での情報共有基盤として、令和3年度から運用し、

次の３点の取組を実現するための機能が備わっている。

１ 情報空白期を埋め、初動対応力を高める取組

災害情報カメラによる映像情報や、震度情報の他、各局区による被害報告を地図画面に示し、全市で同時に被害状況を共有できるほか、地震発生後の大雨に備え各種ハザードマップ等の地図情報と組み合わせて情報を分析することができ、本市の災害対応における迅速かつ的確な意思決定を支援する。

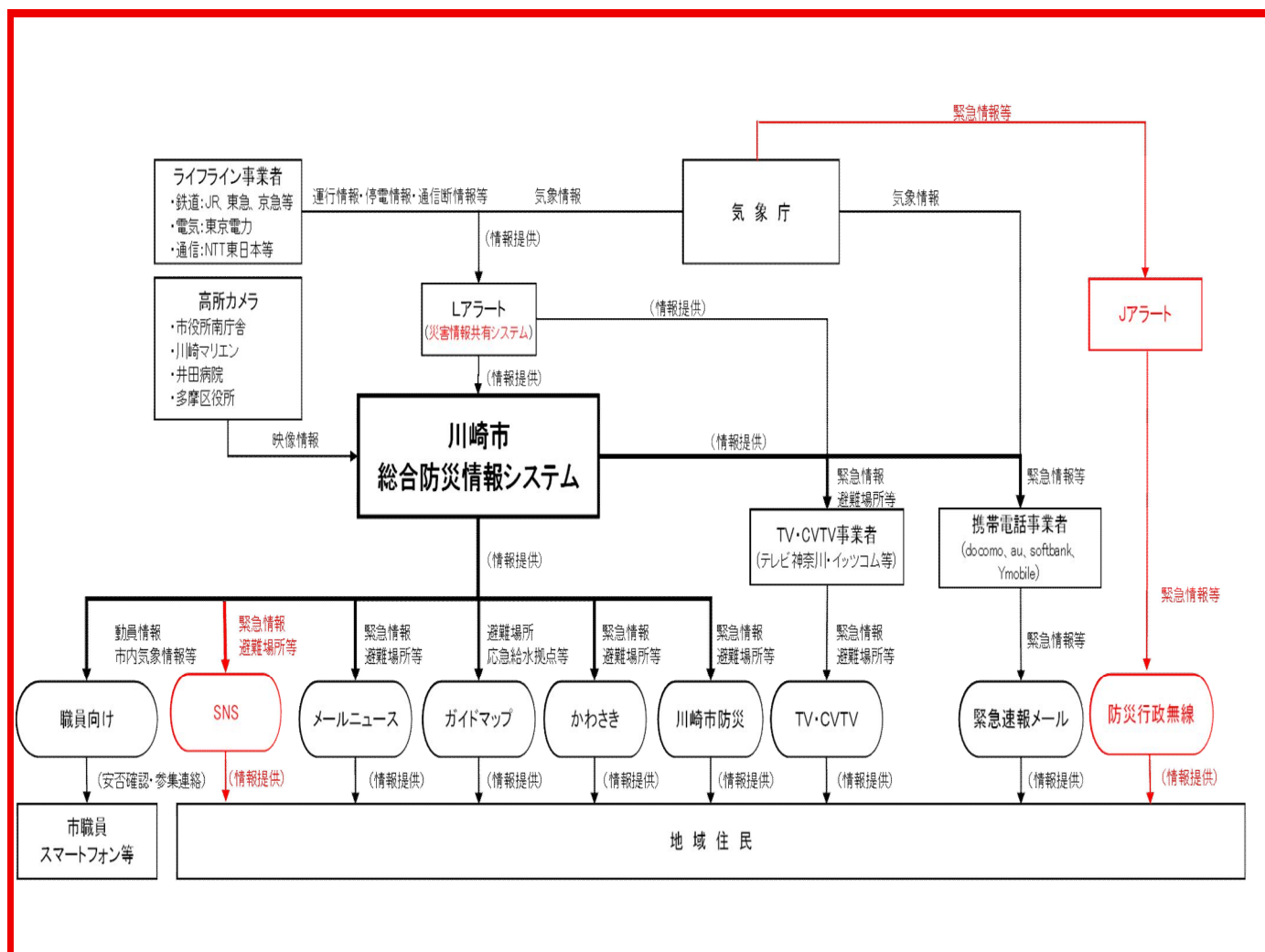
２ 過去の教訓を活かすとともに防災情報を共有し、被害を軽減する取組

被害情報（職員報告や市民通報、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報を含む）、本市の災害対応に係る活動内容や進捗、避難所の開設状況等の情報を、総合防災情報システムによって管理する。また、必要に応じて市民、本市及び各防災関係機関で共有できるよう、川崎市防災ポータルサイト等を通じて情報提供する。なお、総合防災情報システムによって実災害の被害報告や訓練の活動内容等を履歴として管理することで、その後の災害対応における改善点の検討に活用するなど、ノウハウの蓄積を行う。

３ 災害情報を確実に伝える取組

本市の災害情報を一元的に管理し、必要に応じて、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、それぞれの情報伝達手段の特性に応じて幅広く市民に情報提供を行う。

【災害情報の伝達構成図（震災対策用）】



第6章 防災情報発信の基本的な考え方【危機管理本部】

第1節 趣旨・背景

災害発生時において、本市には避難指示等の避難情報を市民に伝える責務があり、様々な手段を活用して情報伝達を行っている。

大規模災害時において、市民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を組み合わせることで伝達手段の多重化を図ることが重要となっている。そのため、本市では、市ホームページのほか、川崎市防災ポータルサイトやかわさき防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線、各種SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）媒体を活用して、防災情報の配信を行っている。

一方で、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められている。

第2節 効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針

災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を与えるもので、その情報に基づいて個人個人が判断し、適切に行動することが必要となるが、その一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となる。

緊急時や発災直後においては、防災行政無線や緊急速報メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的・強制的に伝える手段（PUSH型）が有効となるが、時間が経過すると、地域ごとの生活情報等が必要となってくるため、市ホームページや川崎市防災ポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段（PULL型）が有効となる。

上記の状況を踏まえるとともに、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の持続可能な防災情報の発信に向けて、基本的な考え方を整理し、令和6年3月に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定した。

第3節 基本的な考え方

基本方針で示している基本的な考え方は次のとおりであり、これに基づいて、関連する取組を進めていく。

- 1 防災行政無線や緊急速報メールなど、PUSH型の伝達手段を活用し、気づきを与える（併せてPULL型の伝達手段へ誘導する。）。
- 2 市ホームページや川崎市防災ポータルサイトなど、PULL型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える。
- 3 PUSH型・PULL型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋がられるよう、かわさき防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る。
- 4 市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情

報提供に取り組む。

第4節 防災ラジオの運用

基本方針に基づき、シンプルでわかりやすい情報伝達手段であるコミュニティFM（かわさきFM）を活用した防災ラジオの運用を推進する。

第7章 地域防災拠点及び避難所の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、まちづくり局、区】

第1節 地域防災拠点【危機管理本部、教育委員会、健康福祉局】

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。

1 ヘリサインの整備【危機管理本部】

ヘリコプターによる救援活動等を円滑に行うため、九都県市防災・危機管理対策委員会の申し合わせ事項に基づき、地域防災拠点である市立中学校の校舎屋上に学校名の略称を表示し、災害時に上空から視認できるよう整備する。

2 応急医療機能の確保【健康福祉局保健医療政策部】

災害時の被災状況等に応じて、避難所巡回型救護所を設置する等、応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会、川崎市病院協会などの医療関係団体等との連携のもとに整えておく。

(資料編 地域防災拠点一覧表)

(資料編 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申合せ事項)

第2節 避難所等【危機管理本部、環境局、健康福祉局、教育委員会、区】

1 緊急避難場所の指定【危機管理本部】

市は、異常な現象（洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象）毎に被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を緊急避難場所に指定する。また、民間施設を緊急避難場所として指定する場合は、あらかじめ関係者の承諾を得ておくものとする。

市は、新たに緊急避難場所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、緊急避難場所の指定を解除したときも同様とする。

2 避難所の指定【危機管理本部】

災害時における被災者の安全と安心を確保するため、原則として小学校の通学区域を基本に、関係局区と協議の上、周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で、地域防災拠点のほか、市立小学校及び高等学校等を、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能を備えた避難所として指定するものとする。

避難所は災害発生直後の緊急的な避難（緊急避難場所）に活用されるだけでなく、危険が去った段階において、生活の場を失った被災者の臨時的な生活の場となる施設とする。

なお、避難所に指定している学校が、統廃合等により廃校となった場合においても、避難所としての機能を有していれば、関係機関と協議の上で引き続き避難所として指定することができるものとする。

市は、新たに避難所を指定したときには、公示等を行い、広く市民に周知することに努める。また、避難所の指定を解除したときも同様とする。

3 住民への周知【危機管理本部、区】

災害時に円滑に避難することができるよう、市広報紙、各種ホームページ、避難所標識等により、住民へ避難所等の周知徹底を図る。

4 情報受伝達手段の整備【危機管理本部】

避難所には、次の情報受伝達手段について、整備する。

(1) 移動系防災行政無線の整備

避難所と区の情報受伝達手段として、移動系防災行政無線を整備する。災害時には、市内及び避難所の被害状況、火災発生状況、住民の避難状況、負傷者等の状況、食料・飲料水及び生活物資の状況、住民の安否等の情報の受伝達に活用する。

(2) 同報系防災行政無線屋外受信機の整備

避難所に避難してきた近隣住民等に対する情報伝達手段として屋外受信機を整備する。

なお、災害時には、地震に関する情報、津波に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報、被害状況、避難指示等に関する情報、ライフラインや交通機関に関する情報、人心の安定に関する情報等を伝達する。

(3) 総合防災情報システムの整備

避難所の開設状況や混雑状況を報告する手段とともに、災害に関する情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備する。

(4) 災害時優先電話の整備

避難所から関係機関等への連絡を円滑に行うため、災害時優先電話の整備を図る。

(5) 特設公衆電話の整備

避難所において、避難者が無料で使用でき、通信規制時においても繋がりやすい災害時優先電話である特設公衆電話を、避難所開設に合わせ迅速に利用が可能となるよう、事前に電話回線と必要な機器を整備している。

5 物資の備蓄【危機管理本部、環境局、区】

一時的余裕教室等又は校地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ等を備蓄する。

また、緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄する。

6 施設の整備【危機管理本部、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設については、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めるものとする。その他、避難者が安心して避難できるよう、必要な資機材等の確保に努める。

また、避難所となる体育館へ空調設備を整備するとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、非常用発電設備や太陽光発電整備等の整備に努めるものとする。

7 避難施設の運営【危機管理本部、教育委員会、区】

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努める。

(資料編 避難所一覧表)

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

(資料編 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書(東日本電信電話株式会社神奈川支店))

第3節 在宅での避難の考え方の啓発等【危機管理本部】

自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識（地震火災を抑制する感震ブレーカー、家具転倒防止金具、雨水貯留タンク等の設置、避難生活のための備蓄（食料や水等の循環型備蓄、携帯トイレ等）の重要性や避難所の役割等）の普及啓発など必要な対策を進める。

第4節 災害時のトイレ対策

1 趣旨・背景

過去の大規模地震では、水洗トイレが使用できず、衛生環境が悪化し、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼすなど、トイレ環境の確保が大きな課題となった。このため、災害発生当初から誰もが安心して使用することができる安全で衛生的なトイレ環境の構築を目指し、本市でこれまで進めてきた学校施設や上下水道等の耐震化の取組を活かすとともに、住宅環境、地域コミュニティの変化、在宅避難や帰宅抑制など避難行動の多様化を踏まえ、自助、共助、公助の各主体が連携し、トイレ環境の確保に取り組んでいく。

2 基本的な考え方

(1) 避難所におけるマンホールトイレを軸としたトイレ対策への転換

過去の災害での状況や本市の強みを踏まえ、持続的かつ衛生的に使用できる可能性が高いマンホールトイレを全ての指定避難所と一部の区役所に整備するとともに、状況に応じて携帯トイレを併用するなど、複合的な対策を構築することで、災害時においても避難者が安心・安全に使用することができる、衛生的なトイレ環境を確保する。

(2) 市民の具体的な行動につなげる自助・共助への働きかけ

市民一人ひとりが災害に対する関心と理解を深め、災害への備えの強化につながるよう、多様な主体と連携した取組を実施する。

(3) 共助・公助の各主体が連携した災害用トイレの地域展開

避難所での避難生活を前提としたこれまでのトイレ対策から、在宅での避難など避難行動の多様化を見据えて、共助・公助の各主体の連携・協力により地域で面的な広がりのあるトイレ対策を実施する。

第8章 物資の備蓄及び供給体制の整備【危機管理本部、各局室区】

震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想される。各局は災害応急対策活動に必要な食料・飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレ、被災者の災害救助のための医薬品等の備蓄を行う。

また、企業等との協定の締結による流通在庫備蓄の活用や、こうした物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を円滑に届けられるよう、物資の受援体制の構築に努める。

なお、市の備蓄物資の数量、品目及び保管場所等については、平成22年と平成25年の川崎市地震被害想定調査報告書を基に改定した「川崎市備蓄計画」において定めるものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品の備蓄【危機管理本部】

1 市の備蓄

(1) 公的備蓄数量

市が行う公的備蓄の計画数量は、平成22年と平成25年の川崎市地震被害想定調査報告書における川崎市直下の地震による想定避難者数を基に「川崎市備蓄計画」に定める。災害時の食料・飲料水及び生活必需品は、「自助」「共助」の考え方に基づいて確保されることを基本とし、その上で家屋の倒壊及び焼失などの原因により避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者を対象として備蓄するものとする。

(2) 公的備蓄品目

市が行う公的備蓄の品目については、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品とし、次の品目を中心に計画的に備蓄するものとする。

また、物品の調達にあたっては、災害時要配慮者、女性、こども、アレルギー疾患を有する方からの多様なニーズに配慮する。

ア 食料品・飲料水

アルファ化米（おかゆ含む。）、簡易食料、粉ミルク、飲料水

なお、飲料水については、発災直後の応急対策として備蓄する。

イ 生活必需品

毛布、紙オムツ、生理用品 等

第2節 資器材の備蓄【危機管理本部、区】

市は、救出救助活動に必要なシャベル、手斧、発電機、投光機、つるはし等の備蓄を推進するとともに、定期的に資器材の点検を行い、常に良好な状態を保つよう努めるものとする。

なお、地域の住民が災害時にガソリンスタンドの工具類を利用できる援助協定を神奈川県石油業協同組合と締結し、円滑に救出救助活動が実施できるよう体制を整備するものとする。

（資料編 災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定（神奈川県石油業協同組合各支部））

第3節 備蓄物資の管理及び備蓄状況の把握【危機管理本部、区】

1 備蓄場所

市は、食料、生活必需品、資器材等を避難所に分散備蓄する。また、各区にある備蓄倉庫（別表参照）を集中備蓄倉庫と位置付け、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとする。

2 備蓄物資の把握等

市は、施設ごとの物資の備蓄状況（備蓄品目・数量）を物資システム等を活用しながら把握する。また、年に1度、市の備蓄状況について公表する。

第4節 各局の備蓄業務

各局は災害対策本部規程の分掌事務に基づき、各局の確保する備蓄倉庫に迅速かつ的確な供給を考慮に入れた備蓄を実施する。

1 経済労働局

卸・小売店舗や生活協同組合と物資の供給協定を締結し、流通在庫備蓄品の供給体制を確保する。

2 健康福祉局

医薬品及び医療救護用資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

3 建設緑政局

道路等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

4 環境局

災害用トイレを備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

5 港湾局

神奈川倉庫協会等との保管物品の供給協定を締結し、緊急時支援物資の供給体制を確保する。

6 上下水道局

上下水道等の応急復旧用の資器材等を備蓄し、円滑な管理保管体制をとる。

第5節 物資の供給体制の整備

各局は、災害対策本部規程の分掌事務に基づき、他都市、全国展開している関連業者等と災害時の応援協定を締結し、安定した物資、資機材の確保・供給を図る。

また、各局は、締結している協定内容を検証し、流通在庫の備蓄品の保有量の把握に努めるとともに、必要に応じて協定内容の見直しを行う。

第6節 物資の受援体制の構築

大規模災害が発生した場合、市及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯渇し、民間供給能力の低下等により、被災自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に緊急輸送する「プッシュ型支援」を行うこととしている。

こうした支援などに対応し、支援物資の受入れ、避難所への輸送等を円滑に行うため、市は、機能性の高い施設や輸送・集配のノウハウを有する民間事業者との協定締結を推進するとともに、県、関係団体との連携を図り、物資に関する受援体制を構築する。また、平時から候補施設の連絡先や情報の更新、新規候補施設の追加を行うなど、施設の状況把握に努めるものとする。

さらに、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウスなど災害対応車両に係る国の登録制度について

ても、発災時の速やかな活用に向け、平時から活用場所の検討や登録車両の把握などを行う。

表 集 中 備 蓄 倉 庫 一 覧

区 名	備 蓄 倉 庫 名	所 在 地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園 1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島 1－2 5－1 0（川崎区道路公園センター内）
幸 区	御幸公園備蓄倉庫	幸区東古市場 1
	幸区備蓄倉庫	幸区下平間 3 5 7－3（幸区道路公園センター内）
中原区	中原区備蓄倉庫	中原区下小田中 2－9－1（中原区道路公園センター内）
	中原区役所備蓄倉庫	中原区小杉町 3－2 4 5
	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力 1－1（等々力陸上競技場内）
	国際交流センター備蓄倉庫	中原区木月祇園町 2－2
高津区	緑ヶ丘霊園備蓄倉庫	高津区下作延 5－2 3－3
	高津区備蓄倉庫	高津区溝口 5－1 5－7（高津区道路公園センター内）
	高津スポーツセンター備蓄倉庫	高津区二子 3－1 5－1
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 1－5 先
	宮前区備蓄倉庫	宮前区有馬 2－6－4（宮前区道路公園センター内）
多摩区	稲田公園備蓄倉庫	多摩区菅稲田堤 2－9－1
	明治大学地域産学連携 研究センター備蓄倉庫	多摩区三田 2－3 2 2 7
	川崎国際生田緑地ゴルフ場 備蓄倉庫	多摩区桁形 7－1－1 0
麻生区	麻生区備蓄倉庫	麻生区古沢 1 2 0（麻生区道路公園センター内）

第9章 緊急輸送体制の整備【建設緑政局、港湾局、危機管理本部、神奈川県警察】

震災時における救出救助活動、救命救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。

なお、緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と、関係自治体と協議し指定された緊急輸送道路とがある。

第1節 緊急交通路

1 緊急交通路の指定【神奈川県警察】

県公安委員会は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、都市間を結ぶ国道、主要な県道等から緊急交通路指定想定路線を選定している。震災発生時には、被災状況等を勘案し、県及び各道路管理者と協議の上、その中から緊急交通路を指定し、必要な区間について交通規制を行う。

2 緊急交通路の周知徹底【建設緑政局】

県全体で決められた緊急交通路のネットワークを形成する上で重要となる地点に、33基の緊急交通路標識を設置し、道路利用者への周知徹底を図っている。

3 緊急通行車両

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が実施された場合、緊急交通路、通行禁止区域、通行制限区域のうち、指定された区間及び区域において、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急通行車両以外の車両の通行が禁止又は制限される。

(1) 緊急通行車両の要件

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示等

(イ) 消防、水防その他の応急措置

(ウ) 被災者の救難、救助その他の保護

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育

(オ) 施設及び設備の応急復旧

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

(ク) 緊急輸送の確保

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認の申出

上記(1)イに該当し、市で実施する災害応急対策等に使用する車両については、県公安委員会に緊急通行車両の確認の申出を行い、確認標章及び確認証明書の交付を受ける。確認の申出は、災害発生前、災害発生後のいずれも同様の手続となるが、災害発生後の手続は時間を要する可能性があることから、各局区は、災害応急対策等に使用する予定の車両については、災害発生前に確認の申出を行うことを原則とする。当該車両を災害応急対策等に使用する

る際は、交付を受けた確認標章を車両前面の見やすい箇所に掲示する。

なお、緊急通行車両の事前届出の手續は廃止となったが、事前届出済車両については、事前届出済証及び緊急通行車両確認申出書を県公安委員会（県警察交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に提出し、確認標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

第2節 緊急輸送道路【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、危機管理本部】

市は、発災時の避難路や物資を輸送するために利用する緊急輸送道路の確保に向けて、沿道の耐震化の推進や踏切の開閉に関する鉄道事業者との調整を行う。

機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。

第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線

第2次路線：第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線

（資料編 緊急交通路・緊急輸送道路一覧表）

（資料編 川崎市特定建築物等耐震改修等事業助成制度要綱）

（資料編 川崎市耐震診断義務化沿道建築物耐震改修等事業助成制度要綱）

第10章 防災力の向上【危機管理本部、総務企画局、教育委員会、経済労働局、

まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む）・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとする。

第1節 基本理念【危機管理本部】

1 災害発生前及び災害時における、個人、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりである。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

2 役割

(1) 個人（自助）

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、災害に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、災害に対する関心と理解を深める。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努める。

(2) 地域（共助）

ア 市民（個人）の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守る。

また、被害の拡大を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努める。

イ 企業

企業は地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域一体となって地域防災力の向上を推進する。

ウ 自主防災組織

被害を最小に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立する。

また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、災害時の対策や連携について検討を行う。

(3) 行政（公助）

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努める。

第2節 防災知識の普及と意識の高揚【危機管理本部、総務企画局、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、教育委員会、消防局、区】

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとする。

取組にあたっては、平時と有事（災害時）の区別をなくし、「普段使っているものが災害時にも活用できる」、「本来持つ機能が災害時に別の用途・機能で活用できる」という考え（フェーズフリー）に留意するものとする。

1 自助及び共助の推進【危機管理本部、まちづくり局、建設緑政局、上下水道局、消防局、区】

市及び防災関係機関等は、防災週間等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、市民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

方 法	1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等による広報・啓発 2 ハザードマップ等の作成及び頒布 3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発 4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発 5 川崎市防災ポータルサイト等での啓発 6 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアでの啓発 7 防災訓練や災害図上訓練の実施 8 防災関係資料等の貸出（ぼうさいライブラリー） 9 企業の自衛消防組織等が実施する消防訓練等に対する指導 10 防災まちづくりの支援
内 容	1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動 3 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法等） 4 気象予報等発表時にとるべき行動 5 企業の防災対策 6 企業と地域住民との連携 7 避難所等の周知 8 各種ハザードマップによる危険区域等の周知 9 市及び防災関係機関等の防災対策 10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて 11 災害に関する情報入手方法 12 東日本大震災等の過去の災害からの教訓や事例など

	13 生活再建に向けた事前の備え
	14 その他必要な事項

2 公助の推進【危機管理本部、総務企画局】

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るという市の最も重要な責務を遂行するため、職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うものとする。

また、各局区の所管する業務を踏まえ、専門性を有する職員の育成を行う。

方法	自主的な研修	市で実施する研修、講演会のほか、防災関係機関の実施する研修・講演会等に自主的に参加し、自身の防災知識を向上させる。
	職場研修	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた災害対応業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。
	集合研修	職員の集合教育の機会をとらえて、防災に関する知識を普及・啓発する。
	その他	災害時の動員区分や集合場所等を明記した個人用携帯カードの配布等により意識、知識、行動力の向上を行う。
内容	1 災害に関する基礎知識 2 災害発生時にとるべき行動、役割 3 市の防災対策 4 その他必要な事項	

3 学校での防災教育【教育委員会】

防災教育の充実を図るため、自然災害発生時の対応について、「防災学習テキスト」の活用や防災訓練等により、児童・生徒に対し年齢に応じた指導・教育を行う。また、体験型、実践的取組等を実施し、各学校の防災力向上を図る。

方法	1 防災副読本等の作成・配布 2 災害に関するハザードマップ等を活用した防災教育の実施 3 防災訓練の実施（図上訓練を含む。） 4 学校行事での啓発 5 講演会の実施
内容	1 災害に関する一般知識 2 危険箇所の例示 3 災害に対する日常の備えと心構え 4 気象予報発表時等にとるべき行動 5 災害発生時における学校の役割

（資料編 川崎市市民地震防災デー実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさい出前講座実施要綱）

（資料編 川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱）

第3節 自主防災組織等の育成・強化【危機管理本部、区、上下水道局、建設緑政局、

環境局、消防局】

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要である。そのため、地域住民の連帯に基づき結成された自主防災組織は地域防災力の向上に努める。また、市は自主防災組織が迅速かつ的確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進する。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。合わせて、年齢や体力等を十分考慮するとともに、安全を最優先に活動を行うものとする。

1 自主防災体制の充実・強化

(1) 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図る。

(2) 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図る。

また、川崎市自主防災組織連絡協議会は、各区自主防災組織連絡協議会相互の連携を図るとともに、市と連携し、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

2 自主防災組織の活動支援

(1) 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するために活動助成金を交付する。

(2) 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な、防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図る。

(3) 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

市及び各区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進するために、協議会に対して助成金を交付する。

(4) 自主防災組織の防災資器材の備蓄場所の確保【上下水道局、建設緑政局】

市は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力する。

(5) 自主防災組織等への防災資器材の貸出し

市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。

(6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】

市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。

(7) 自主防災組織への助言等

市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行う。

3 自主防災組織の普及・啓発

市及び自主防災組織連絡協議会は、市民及び事業所等に対し、定期的な広報誌の発行、ホームページ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して、自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行う。

4 自主防災組織以外の団体への活動支援

市内で活動する自主防災組織以外の団体が、自助・共助の基本理念に基づき、地域防災力の向上に資することを目的として行う防災活動を支援するため、市の施策や公益社団法人等で行われる補助制度などの活用について周知していく。

(資料編 川崎市自主防災組織育成指導要綱)

(資料編 「川崎市自主防災組織連絡協議会」設置に関する要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱)

(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)

(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)

(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

(資料編 川崎市防災資器材貸出要綱)

(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)

第4節 防災ネットワークづくりの推進【危機管理本部、区】

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進する。

1 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の設置

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織のほか、PTA、子ども会等、様々な分野で活躍している人たちや団体を構成員とした「避難所運営会議」の設置を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の設置を推進する。

2 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換など	災害時の避難所運営の検討を行い、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等

	役割	各避難所運営についての協議・ 情報交換及び避難所間の調整など	避難所の運営
--	----	-----------------------------------	--------

第5節 消防団の充実・強化【消防局】

消防団は、防災活動等を消防署と連携して実施し、震災等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であることから、「共助」の推進のため、次のとおり消防団の防災活動力の充実・強化に努める。

1 消防団員に対する防災教育

配置した資器材等を安全かつ効果的に活用できるよう、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 情報伝達手段の確立

迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を整備し、情報伝達手段の確立を図る。

3 救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、資器材等の配置を図る。

第6節 企業防災の促進【危機管理本部、経済労働局】

企業は、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

1 企業の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の災害対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、防災対応に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定締結や防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、不特定多数の市民を集客する施設を保有・管理する事業者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や被害拡大を防ぐため、必要な対策を講じるよう努める。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、最低3日間、推奨1週間分以上の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄等についても推進する。

さらに、発災後には「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整える。

2 地域住民等との連携

企業は、地域社会の一員として、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、「川崎市防災協力事業所登録制度」等を活用し、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

3 事業継続計画（BCP）の策定

企業は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業がBCPを策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- ① 経営者が方針を立て、
- ② 計画を立案し、
- ③ 日常業務として実施・運用し、
- ④ 従業員の教育・訓練を行い、
- ⑤ 結果を点検・是正し、
- ⑥ 経営者が見直すことを繰り返す、

このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

4 行政による企業防災の推進

市は、市内企業・事業所における防災の取組を推進するため、企業・事業所に必要な防災対策（施設・設備の災害対策、従業員・顧客の安全確保、業務継続計画（BCP）の策定等）について普及啓発に努め、防災意識の高揚及び取組の推進を図る。

また、企業の防災体制の構築を図るため、「川崎市防災協力事業所登録制度」の運用や地域住民への広報を通じて、企業と地域住民等との連携強化を促進し、地域防災力の向上を図る。

（資料編 川崎市防災協力事業所登録制度実施要綱）

第7節 応援協定の締結及び実効性の確保に向けた取組の推進

近年の災害の頻発化、激甚化等により、救助等の実施に当たっては、国や他の地方自治体、関係団体等の支援等が不可欠であり、市では、医療救護・福祉、物資の調達、輸送、帰宅困難者支援等を目的としたさまざまな災害時協定を締結している。

各局は、災害発生時に迅速かつ円滑な支援が受けられるよう所管する協定の連絡体制や資機材、実施体制の把握に努めるなど実効性の確保に向けた取組を推進するものとする。

第8節 その他防災力の活用【危機管理本部、消防局】

市は、防災に関する知識及び技術を持つ市民を登録、あるいは養成し、災害時はもとより平常時の防災に関する普及啓発活動等の指導者として活動できるよう支援する。

1 川崎市防災インストラクター制度【危機管理本部】

防災に関する知識及び技術を持つ市民を、地域での防災啓発や訓練等の指導者として、「川崎市防災インストラクター」に登録、公表し、防災に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

2 市民救命士等の養成【消防局】

発災時の地域での応急手当の実施者として、また平常時においては、応急手当の普及啓発活動の指導者として「市民救命士等」を養成し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を推進する。

(資料編 川崎市防災インストラクター登録要綱)

第9節 地区防災計画の提案等【危機管理本部、各局室区】

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

第 1 1 章 防災訓練の実施【危機管理本部、各局室区】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとする。

第 1 節 訓練の方針及び実施時期【危機管理本部、各局室区】

市民、企業、市及び防災関係機関等は、災害時に迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう、平常時から相互に連携した実践的な訓練を実施する。

なお、訓練は年間を通して定期的かつ継続的に実施する。

1 総合防災訓練

九都県市、相互援助協定市、防災関係機関、地域住民、企業等と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施する。

(1) 実施時期及び場所

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）を考慮した適切な日に市内全域を対象として実施する。

(2) 訓練内容

発災対応型訓練 （首都直下地震）	災害対策本部訓練、情報伝達・広報訓練、避難・救護訓練、火災防ぎょ訓練、交通対策訓練、混乱防止訓練、ライフライン応急復旧訓練、広域応援訓練、帰宅困難者対策訓練等
	津波対策訓練（情報伝達訓練、津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練、防潮扉等の操作訓練等）
	石油コンビナート等対策訓練（石油コンビナート等防災本部運営訓練、災害予防型訓練、発災対応型訓練等）
	個別訓練（自主防災組織等訓練、防災ボランティア活動訓練、学校等訓練、医療機関等訓練、デパート等訓練、一般事業所等訓練等）

2 市、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

市、防災関係機関等は各機関毎に、各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練（市と防災関係機関等との共同訓練を含む。）を実施する。

(1) 市の訓練

災害発生時に応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部設置訓練、情報受伝達訓練、所管業務訓練等を実施する。

また、実地訓練のほか、地震発生を想定した災害図上訓練を実施することで、災害対応能力や意思決定能力などを養うものとする。

(2) 防災関係機関の訓練

災害発生時に所管業務が迅速かつ的確に実施できるよう、各種防災計画・マニュアル等に基づ

いた訓練を実施する。

また、東扇島基幹的広域防災拠点及び大師河原河川防災ステーションにおける国の訓練と連携した防災訓練を実施し、災害発生時の国と本市双方の機動性の向上を図る。

(3) 自主防災組織の訓練

「自らの生命は自ら守る。地域のことは地域で守る。」という防災の基本に即した訓練を実施する。

また、実施に際しては、高齢者、障害者、外国人等のいわゆる災害時要援護者の保護に配慮した訓練とする。

(4) 事業所等の訓練

災害発生時に顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を、各種防災計画・マニュアル等に基づき実施する。

第2節 訓練の検証【危機管理本部、各局室区】

市及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災対応力の向上を図るものとする。

第12章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、

危機管理本部、まちづくり局、消防局】

第1節 災害ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、危機管理本部、まちづくり局、消防局】

災害時のボランティアは、自発的な参加により、被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医療、消防、通訳などそれぞれの専門的な知識、資格、技能などを要する「専門ボランティア」に区分される。

1 一般ボランティア

専門的技能を必要としない、自己完結による支援を基本とする一般のボランティアで、川崎市災害ボランティアセンター、区、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人かわさき市民活動センター（以下「市民活動センター」という。）等を通じて全般的な活動を地域において行う。

2 専門ボランティア

(1) 医療ボランティア

医師、看護師等の医療従事者をはじめとするボランティアで、被災住民に対して医療活動を行う。

(2) 消防ボランティア

消防活動等に関する知識と経験を有するボランティアで、消防署を通じて、平時の防災啓発のほか、災害時の消防活動の支援等を行う。

(3) 応急危険度判定ボランティア

応急危険度判定に関する知識を有するボランティアで、余震等による建物の倒壊などの二次災害を防止するため、まちづくり局を通じて市職員の判定士であるコーディネーターの指示により、被災した一般建築物の応急危険度判定を行う。

(4) 外国語ボランティア

外国語の翻訳や通訳能力を有するボランティアで、公益財団法人川崎市国際交流協会を通じて、被災した外国人等への被災地域に関する広報・広聴活動、避難所・コミュニティFM（かわさきFM）等での通訳・翻訳活動を行う。

(5) 介護ボランティア

様々な原因により介護・介助が必要となる災害時要援護者等に対する支援が行えるボランティアで、健康福祉局を通じて活動を行う。

(6) 動物救援ボランティア

獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、健康福祉部及び動物救援本部等と連携して被災動物の救援活動を行う。

(7) その他専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアで、被災地のニーズに応じて、市関係局、社会福祉協議会等を通じて被災地及び被災住民の支援活動を行う。

第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備

市及び防災関係機関等は、それぞれの災害対応業務に係るボランティアの育成に努め、活動環境を整備し、各ボランティア相互の連携体制の構築に努める。

1 一般ボランティア

災害時における一般ボランティア活動支援の環境整備を図るため、市は、次の取組を行う。

- (1) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に活動可能なボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等総合的な推進を図る。
- (2) 社会福祉協議会、市民活動センターと連携を図り、災害時に対応できるボランティアコーディネーター等の人材育成に努める。
- (3) 社会福祉協議会、市民活動センター及び企業や地域の市民団体等と連携しながら、ボランティアネットワークづくりに取り組む。
- (4) 社会福祉協議会及び市民活動センターと災害時における情報連絡体制を構築するため、MC A無線の活用を図る。
- (5) 川崎市災害ボランティアセンター（支援センター及び地域センター）を速やかに設置・運営するため、全国にネットワークを有し、各区に連携拠点を持つ社会福祉協議会を核とした体制整備を行う。併せて、社会福祉協議会、市民活動センター等と連携を図り、災害ボランティアセンターの運営等に関する環境やマニュアル等の整備を進める。

2 専門ボランティア

- (1) 所管局は、専門ボランティアの事前登録、教育、研修・訓練等を実施する他、ボランティアコーディネーターを育成し、地域、関係団体、行政との連携体制を整備する。
- (2) 所管局は、専門ボランティア本部を速やかに設置・運営するため、マニュアル等の整備を進める。

第3節 被災者援護協力団体の登録制度の活用

市は、避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が事前に登録する被災者援護協力団体登録制度について、災害活動を支援する団体へ制度を周知し、当該制度への地域の団体の登録を促進するとともに、国の管理する団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）のデータベースを活用し、登録団体と平時から顔の見える関係性を構築し、発災時の被災者支援体制の充実を図る。

第13章 災害時要配慮者対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、

こども未来局、危機管理本部、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】

市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、及び行政機関・社会福祉機関・自主防災組織・消防団・町内会・自治会・地域住民・企業等との協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。

注）ここでの「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の範囲とする。

第1節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、危機管理本部、区、消防局】

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、啓発・訓練を実施するなど、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、市と各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、次の取組を推進するものとする。

1 自助・共助の推進【危機管理本部、区】

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、自らの安全確保を図るため、避難などに関する情報の収集に努め、また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めるものとし、市はこれらの取組を支援する。

2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局危機管理担当、危機管理本部、区】

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、在宅で生活する要配慮者の内、支援希望の申込みによって避難支援制度登録者名簿を作成し、この名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域の支援組織に配布する。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。

(1) 登録番号

(2) 氏名カナ

- (3) 氏名漢字
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 住所
- (7) 連絡先
- (8) 世帯状況
- (9) 身体状況
- (10) 介護保険要支援・要介護認定区分
- (11) 身体障害（障害等級・障害区分）
- (12) 知的障害（障害程度）
- (13) 精神障害（障害等級）

また、災害時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

（資料編 川崎市災害時要援護者避難支援制度実施要綱）

3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】

健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者を含め、上記2に掲げる情報を、福祉制度の庁内システムを活用して把握するとともに、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。また、災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。

4 公助による支援体制の整備

(1) 公助による避難支援【健康福祉局危機管理担当、高齢者在宅サービス課、区、消防局】

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で災害時要援護者に関する情報を共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。

(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】

市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。

(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】

市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。

(4) 医療的ケア児者への発災時の電源確保事業【健康福祉局】

市は、大規模災害による停電時の緊急対応として、人工呼吸器を使用している医療的ケア児者に対し、協定締結事業者の協力を得て本市が用意するプラグインハイブリッド車から、医療機器の外部バッテリーへの充電を行うことにより、災害時における医療的ケア児者への支援体制の拡充を図るものとする。

(5) 在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業【健康福祉局障害計画課】

市は、人工呼吸器を在宅で連続6時間以上使用する者に対して、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等を給付することにより、災害時における要配慮者の支援体制の拡充

を図るものとする。

5 災害時における情報伝達体制の整備【危機管理本部、区】

市は、要配慮者（特に災害時要援護者）や支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。

6 要配慮者に配慮した備蓄等の実施

市は、食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄に際して、要配慮者に配慮した備蓄品目を検討し備蓄をするほか、関係団体、企業等からの物資供給のための体制づくりを推進するものとする。

（具体的検討品目 おかゆ、紙おむつ、杖、車椅子、ポータブルトイレ、簡易ベッド、ストマ装具他）

7 防災訓練への参加

市は、自主防災組織及び地域住民等と要配慮者がお互いに災害時の対応の流れを確認し、災害発生時に円滑な避難支援が行われるよう、要配慮者に対して防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

8 家庭や地域での防災対策の推進

市は、ひとり暮らし高齢者世帯、寝たきり高齢者世帯及び障害者等の安全確保を図るため、防災器具や防災製品の普及の推進を図る。

また、日頃から、町内会・自治会、自主防災組織、地域住民、社会福祉機関等が相互に連携して、在宅の災害時要援護者に対する支援体制を確立する。

第2節 個別避難計画【健康福祉局】

市は、福祉事業所、地域の団体等と連携し、災害時要援護者等のうち、心身の状況等に応じて避難にあたって優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成するとともに、庁内システムを活用して市と区で計画内容の共有を図り、災害時における災害時要援護者等の安全の確保に向けた取組を推進する。

第3節 難病患者等に対する対策【健康福祉局、こども未来局】

1 難病患者対策

難病に関する医療機関情報と患者情報を把握することにより、難病患者の医療を確保するとともに、区地域みまもり支援センターを中心として支援を行う。

2 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医薬品等の確保も重要であるので、透析医療機関の稼働状況等の情報収集、提供により受療の確保を図る。

3 その他の要配慮者対策

地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者（児）、医療依存度の高い療養者、アレルギー疾患を有する者、公害健康被害被認定者等に対し、区地域みまもり支援センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。

第4節 災害時要配慮者利用施設等の対策【危機管理本部、こども未来局、健康福祉局、教育委員会】

災害時の避難等に支援を必要とする災害時要配慮者が利用する施設（以下「災害時要配慮者利用施設」という。）等は、情報の収集、避難誘導、避難施設等への搬送体制の確保が極めて重要であることから、

防災力の向上や地域との連携を図るものとする。市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」（以下、「土砂災害防止法」という。）第 8 条第 2 項に基づき、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、土砂災害警戒情報等の情報伝達手段を確立する。

1 災害時要配慮者利用施設等の範囲

(1) 災害時要配慮者利用施設

ア 社会福祉施設

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設
児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センター、母子生活支援施設、一時保護所、児童館

イ 学校

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等

ウ 医療施設

病院、診療所、助産所（有床に限る）

エ その他

※ 土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設等を資料編に示す。

（資料編 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等一覧表）

2 土砂災害警戒情報等の伝達

市は、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等に対し、円滑かつ迅速な避難が行えるよう土砂災害警戒情報等の情報を電話、FAX、電子メール、コミュニティFM、同報系防災行政無線等で伝達する体制を整備する。

3 各種計画の作成

土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害防止法第 8 条の 2 の規定に基づき、当該施設の利用者の土砂災害からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成し、市長へ報告するものとする。

また、災害時要配慮者利用施設は、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、事業継続に必要な事項をあらかじめ定めておくことが有効であることから、事業継続計画（BCP）を作成するものとする。

4 防災教育・訓練の実施等

災害時要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、策定された避難確保計画等に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施するものとする。また、避難訓練を実施した場合は、市長へ報告するものとする。

さらに、市と各区は、災害時要配慮者利用施設の管理者に対して、災害時の対応能力の向上を目指して、防災研修等を開催する。

5 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者には、自力で避難することが困難で、介助の必要な要配慮者も多いことから、迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠である。このため、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとする。

6 防災設備等の整備

社会福祉施設等においては、耐震性の向上、防災設備の整備・点検に努めるほか、非常用発電設備、給水タンク、食料・医薬品の備蓄、災害時優先電話やMC A無線等の整備を図るものとする。

また、保育所及び小学校等においては、保護者等による引取りまでの間、適切に園児・児童等を保護するため、災害時に必要となる物品の備蓄に努めるものとする。

第5節 外国人等に関する対策【危機管理本部、総務企画局シティプロモーション推進室、

市民文化局多文化共生推進課、区】

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとする。

1 防災知識の普及・啓発

外国人（旅行者等の短期の訪日外国人を含む）向けに、「やさしい日本語」や6言語による防災啓発冊子の作成、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記を行うほか、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めるとともに、地域住民による外国人のための支援体制の確立を図るものとする。

2 外国人等への支援体制の整備

公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、災害発生時に必要な避難所、コミュニティFM（かわさきFM）等に通訳ボランティアが派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行う等の対応を行い、通訳ボランティアの確保に努めるとともに、必要な情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を進める。

第6節 避難所等の対策【危機管理本部、健康福祉局、こども未来局危機管理担当、

まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課、関係局区】

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が安全に避難できるよう、運営管理に関するシステムの利用を促進する。

1 避難所における要配慮者受入れ体制の整備【関係局区】

指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設にあつては、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、マニュアル等を整備し、適切に運営を行う。

また、高齢者や障害者等の避難を考慮し、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等

バリアフリー対策に努めておくものとする。

さらに、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。

2 要配慮者等の避難施設の整備【健康福祉局危機管理担当、こども未来局危機管理担当、

危機管理本部】

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテルなどの活用について検討を進める。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の災害時要援護者等のため、社会福祉法人等との協定に基づき、平時からの物資の調達や訓練の実施等を通じ、二次避難所の確保を進める。

さらに、災害対策基本法及び同法施行規則に基づく指定福祉避難所の指定については、個別避難計画の優先作成対象者の作成支援を通じて、状況の把握に努めるとともに、関係団体等と連携し、課題の整理、検証などを行いながら、指定福祉避難所の指定に向けた検討を進める。

(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱)

(資料編 災害時に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)

3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した多様な住宅について、検討する。

第14章 混乱防止及び帰宅困難者対策【危機管理本部】

大規模地震発生時等には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買い物客、ビジネス客、観光客等の滞留者や帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱が予想される。また、臨海部の橋りょうやトンネルに通行支障が生じた場合、島部が孤立化し一時的に訪問者が滞留するおそれもある。

膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される期間（発生直後～数日後）は、人命救助が最優先となり、行政による支援は「救命救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

1 市及び関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、帰宅困難者一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努め、帰宅困難者一時滞在施設利用者用の飲料水や防寒シート、簡易トイレ及び食料を備蓄するとともに、駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保した上で、必要に応じて一時滞在場所として活用していくものとする。

(2) 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。また、駅構内及び列車等における混乱防止対策を講じるものとする。

(3) 企業等の役割

企業等は、交通機関の運行停止時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、来場者等のために、安否確認体制の整備や一時収容体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

(4) 市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

2 啓発普及

(1) 市は、企業・学校等に対し、従業員、来場者、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について周知する。

(2) 市は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル等）が十分活用できるよう、その啓発に努める。

3 情報収集伝達体制の整備

市は、主要駅及び帰宅困難者一時滞在施設と連携し、優先電話の途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報、駅前の滞留状況、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況、市内の災害情報等の各種の災害情報の関係機関相互の情報連携体制を整備する。

4 主要駅等周辺における対策

市、主要駅、帰宅困難者一時滞在施設、警察、消防、商業施設等は相互に連携して、協議会等を

設置し、災害時における駅前滞留者による混乱の抑制策や帰宅困難者への支援及び安全確保に向けた対応を図る。

5 広域的対策の推進

帰宅（帰宅困難者）支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都県市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

(1) 神奈川県等と連携した取組

ア 神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）との協定の締結

イ 自動車販売店等との協定の締結

神奈川県石油業協同組合に属するガソリンスタンド及び協定を締結した自動車販売店等において、情報、水道水、トイレ、一時休憩所の提供を行う。

(2) 九都県市と連携した取組

ア 徒歩帰宅者に対して、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア及びファミリーレストラン等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

イ 協定を締結したコンビニエンスストア、ファストフード、ファミリーレストラン、居酒屋及びカラオケスペース等の店舗等において、情報、水道水、トイレの提供等を行う。

（資料編 帰宅困難者一時滞在施設一覧表）

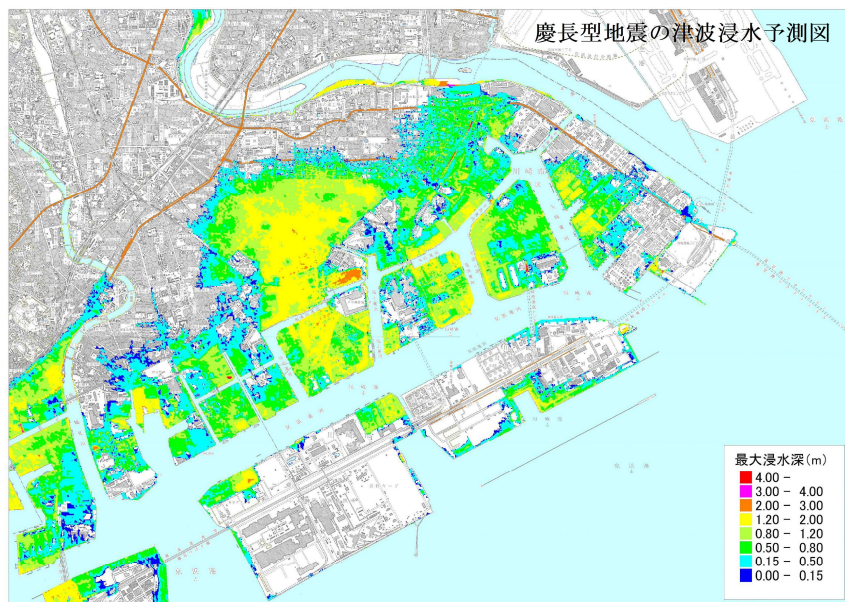
（資料編 災害発生時における帰宅困難者に関する協定（神奈川県石油業協同組合））

（資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書）

第 15 章 津波対策【危機管理本部、建設緑政局、港湾局、上下水道局、

消防局、区、横浜地方気象台、第三管区海上保安本部】

神奈川県が平成 24 年 3 月に公表した津波浸水予測のうち、本市における浸水域、浸水深が最も大きい「慶長型地震」による津波被害を考慮した防災体制の整備に係る諸事業及び津波警報等が発表された場合の本市の活動体制について必要な事項を定める。



慶長型地震の浸水予測図

< 慶長型地震の諸元 >

対象地震	慶長型地震
地震規模	マグニチュード 8.5
川崎港で予測される最大津波高 ※	約 3.71m
最大津波高時の津波のみの高さ	約 2.81m
川崎市内の浸水深	浅野町の一部ほか 2 ～ 3 m その他の地域 2 m 以下
川崎港への最大津波高の到達予想時間	約 96 分
川崎市内浸水面積	約 18.3k m ² (川崎区の約 45%)
要避難対象者数	約 15 万人 (内陸部 約 13 万人)

※ 川崎港の潮位が朔望平均満潮位（大潮時の平均満潮水位：東京湾平均海面（T.P）+0.90m時の高さ）にあると仮定した場合の津波高（0.90m+2.81m=3.71m）

第 1 節 基本方針

市は次の津波想定のもと、4 つの方針に基づき津波対策を行うものとする。

- 1 住民の避難等のソフト対策と海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせた総合的な取組により、津波被害による「死者数 0」を目標に対策を推進する。
- 2 最大クラスの津波（以下「L 2 津波」という。）と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い津波（以下「L 1 津波」という。）の 2 つのタイプの津波を想定して対策を行う。
- 3 L 2 津波に対しては、住民避難などのソフト対策を主体とした総合的防災対策により、被害の減災に努める。
- 4 L 1 津波に対しては、防潮堤などの海岸保全施設の整備等のハード対策により津波の市街への侵

入を防ぐものとする。

	説明
L 1 津波	最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
L 2 津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

第2節 予防対策

1 海岸保全施設の点検・整備

海岸保全施設である防潮堤や防潮扉については、神奈川県「海岸保全基本計画」に基づき、気候変動の影響を踏まえた防護水準への対応及び老朽化対策など、施設の改修等を行う。

(1) 防潮堤

防潮堤については、かさ上げによる防護水準への対応や、老朽化による機能不全を防ぐための計画的な維持管理など、施設の改修等を行う。

(2) 防潮扉

年数回、防潮扉の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し所要の措置をとることと併せ、常備器具の保管状況も点検する。また、防潮扉の閉鎖までの時間を短縮するため、順次、角落し式から引き戸式等へ防潮扉の改修を進めるとともに、開閉作業について企業との連携を強化し、迅速確実な作業態勢を確保する。

2 下水道施設の津波対策

被害想定地震である慶長型地震により、津波浸水被害が想定されている下水道施設において、浸水深に応じた耐水化・防水化・減災対策等の重層的な対策を推進し、被災時に要求される耐津波性能（逆流防止機能、揚水機能、消毒機能）の確保に向けた対策を進める。

また、東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用するため、避難場所の確保や連絡体制の整備など所要の整理を行う。

3 潮位観測における検潮器の機能維持

津波等による高潮位時においても潮位観測ができるよう検潮器の適切な維持管理を行い、潮位観測体制を確保する。

4 情報伝達体制の整備

インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用するとともに、臨海部の公園施設利用者等に的確に津波警報等を伝達するため、海岸部に同報系防災行政無線屋外受信機の整備を図る。

5 津波避難に関する普及啓発

「海辺では“地震の次は津波”という認識を持ち、津波警報等を待たずに避難する。」ということを実践として、防災啓発冊子、防災講演会、ぼうさい出前講座等あらゆる機会を活用して、津波に関する正しい知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとする。

特に、防災行政の経験者、自主防災組織のリーダー、ボランティア組織、事業所等の防災担当者など、地域社会や事業所における津波防災に関する啓発の核となる人材の育成に努める。

(1) 気象庁が発表する津波警報や津波情報などに関すること。

ア 地震及び津波に関する基礎知識

イ 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準、津波情報の内容

(2) 避難行動に関すること。

ア 津波浸水予想地域、津波避難施設、避難場所の周知

イ 避難経路及び避難の所要時間の確認

ウ 災害時要援護者の避難支援

※ その他、災害発生時にとるべき行動などについては、第10章第2節を参照。

6 避難体制の整備

国や県が公表を行った津波浸水予測図や津波被害想定等に基づき津波避難対象地域を設定するとともに、浸水が予想される地域において津波からの避難ができるよう、津波避難施設及び津波避難場所の確保を行う。また、津波避難対象地域及び津波避難施設等については、津波ハザードマップの作成や、各施設等への標識、津波避難誘導看板の設置、インターネットでの公表など、市民及び事業者へ周知するとともに、必要な対策について検討・実施していくものとする。

(1) 津波避難施設等の指定

津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから堅牢な中・高層建物を津波避難施設とし、小・中学校などの公的施設や協力を得られた民間施設などの指定を推進する。また、予測浸水域外の広域避難場所を避難場所とする。

(2) 津波避難施設の開設期間

東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたときから、解除されるまでとする。

(3) 学校区ごとの避難所の割当て

学校区ごとの要避難対象者数に応じて避難先を割当てた場合の避難所等の一覧を整備する。

(4) 臨海部各島の避難にあたっての留意事項

7 津波対策に関する訓練の実施

津波災害から市民等の生命・財産を守るため、市、市民、事業者等が連携し、実践的な訓練を実施する。

(1) 訓練の実施体制、参加者

ア 実施体制

自主防災組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防団、事業者、港湾関係者及びボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

イ 参加者

住民、事業者・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

(2) 訓練の内容

地域の実情を踏まえ、次の訓練を実施する。

ア 津波警報、津波注意報、津波情報等の情報伝達訓練

イ 津波避難訓練、津波避難施設の開設訓練

ウ 制水門・陸閘の操作、津波監視・観測訓練

エ 要員参集訓練及び本部運営訓練

オ 避難指示の発令・伝達訓練

カ 災害時要援護者に対する避難誘導訓練

キ 救助・救護訓練

8 備蓄倉庫の設置等

各学校等の備蓄倉庫の整備や備蓄物資の配置について、津波による浸水を考慮した対応を行う。

(本章末資料 川崎港防潮堤築造位置及び防潮扉位置図)

(資料編 津波避難施設及び避難場所一覧)

(資料編 学校区ごとの避難所等一覧)

(資料編 臨海部各島の避難にあたっての留意事項)

(資料編 相模トラフ沿いの最大クラスの地震による津波)

(資料編 慶長型地震の震源モデル)

(資料編 防災への取り組みに関する協定書 (Google Inc))

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

第3節 市の活動体制

1 川崎市災害対策本部等の設置及び廃止基準

地震の発生等により川崎市災害対策本部が設置されている場合は、その体制によるものとする。

(1) 設置基準

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の本市の活動体制は、次のとおりとする。

発表された警報・注意報の種類	活動体制
津波注意報	川崎市災害警戒体制
津波警報	川崎市災害対策本部
大津波警報	川崎市災害対策本部

(2) 廃止基準

ア 川崎市災害警戒体制の廃止基準

(ア) 川崎市災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 津波注意報解除が発表されたとき。

(ウ) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(エ) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

イ 川崎市災害対策本部の廃止基準

(ア) 津波警報解除又は大津波警報解除が発表されたとき。

(イ) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

(ウ) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。

2 構成

(1) 災害警戒体制

危機管理監は、通常体制を強化した災害警戒体制をとり、情報収集及び関係機関との連絡体制を確立し、状況に応じて関係局区職員の参集を指示する。

また、各局区も必要に応じて警戒体制を確立する。

(2) 災害対策本部

津波警報又は大津波警報発表に伴う川崎市災害対策本部の構成局は原則として第3部第1章第2節の川崎市災害対策本部体制をもって構成するものとする。

なお、川崎市災害対策本部の組織及び運営については、川崎市災害対策本部規程及び川崎市災害対策本部実施要綱において定める。

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

第4節 津波警報等の発表【横浜地方気象台】

1 津波警報・注意報の種類

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに大津波警報、津波警報又は注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で大津波警報や津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超（10m<予想高さ） 10m（5m<予想高さ≤10m） 5m（3m<予想高さ≤5m）	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m（1m<予想高さ≤3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m（0.2m≤予想高さ≤1m）	（表記しない）

(注)

- 1 津波による災害のおそれがないと予想される場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を、津波予報として、又は地震情報に付加して発表する。
- 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「大津波警報解除」・「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4 大津波警報の発表基準となる3m超の津波は、東京湾内湾において国及び神奈川県調査では想定されていない。

5 津波警報の避難対象地域は、「津波警報に伴う避難対象町丁名（慶長型地震の場合）」となる（第4部第6章第6節参照）。ただし、避難対象町丁名は、津波の到達予想時の潮位及び予想される津波の高さ等を考慮し、検討するものとする。

6 津波注意報の避難対象地域は、臨海部の沿岸、多摩川河川敷となる。

2 津波予報区

本市沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。） 東京都（特別区に限る。） 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

3 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど津波情報で発表する。

津波情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

4 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。

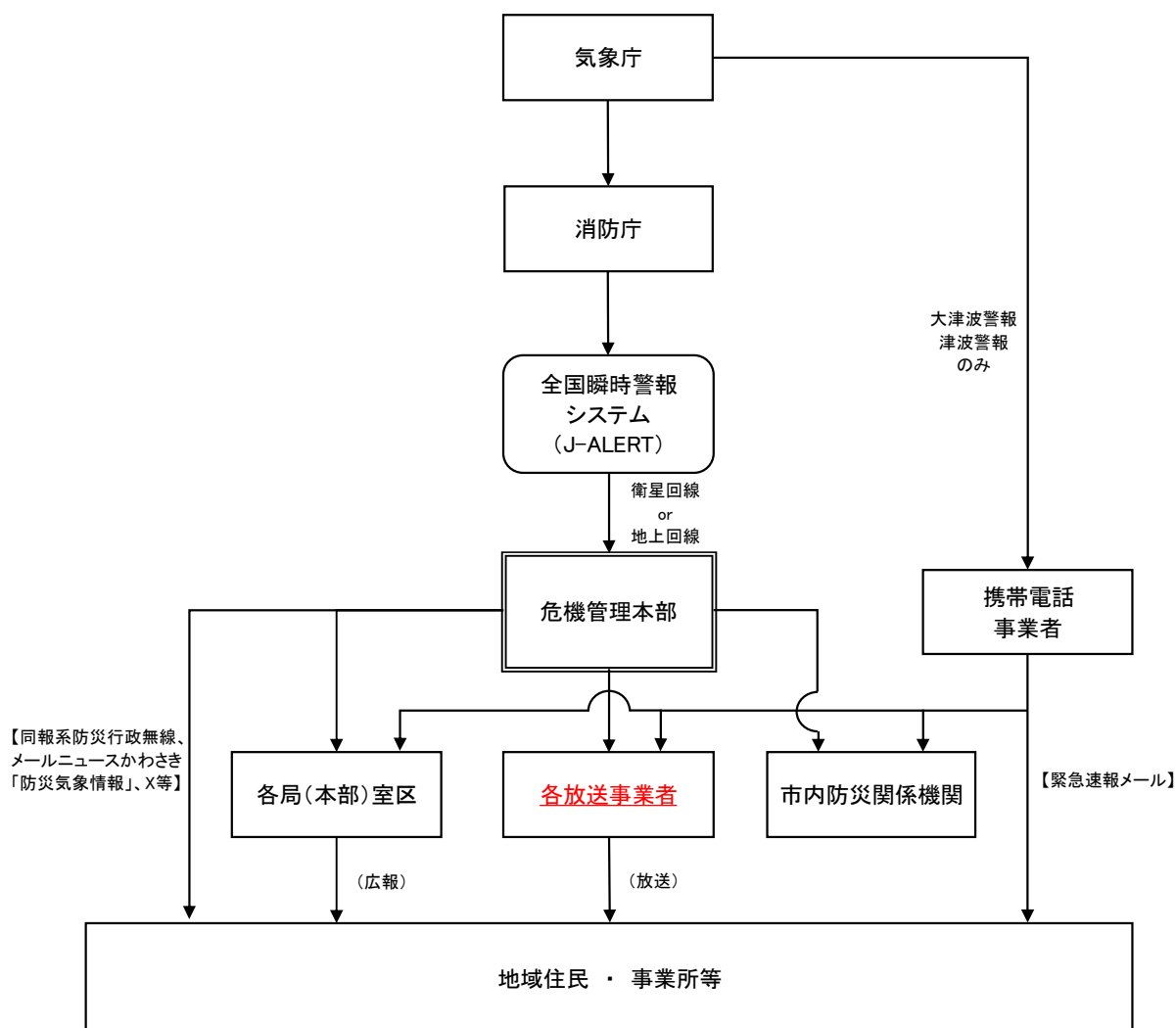
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

第5節 津波警報・注意報等の受伝達

1 伝達系統

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。

＜大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図＞



2 津波警報・注意報等の標識

津波警報・注意報等を鐘音及びサイレン音により伝達する場合は、原則として次による。なお、鳴鐘及び吹鳴の反復は適宜とする。

種 類	鐘 音	サ イ レ ン 音
大津波警報	●—●—●—● (連点)	(約 3 秒) ○— ○— (約 2 秒) (短声連点)
津波警報	●—● ●—● ●—● (2 点)	(約 5 秒) ○— ○— (約 6 秒)
津波注意報	●—●—● ●—● (3 点と 2 点の斑打)	(約 10 秒) ○— ○— (約 2 秒)
津波注意報解除 大津波・津波警報解除	● ● ●—● (1 点 2 個と 2 点との斑打)	(約 10 秒) (約 1 分) ○— ○— (約 3 秒)
津波なし	鳴鐘、吹鳴しない。	

3 津波警報・注意報等の伝達

(1) 住民等への情報伝達

住民の安全確保や二次災害の防止等を図るため、区、消防局、港湾局、危機管理本部は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、広報車、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、コミュニティFM、同報系防災行政無線、巡視船等により、関係する地域住民及び事業所等にその旨を伝達し津波注意の喚起をするとともに、海岸から離れた高台や、津波避難施設等への避難を広報するものとする。なお、広報車による伝達の際には、津波による広報車への被害が生じないよう安全を確保しながら行うものとする。

(2) 船舶等への情報伝達

第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署）は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ情報伝達を行うものとする。

第 6 節 市及び防災関係機関等の措置

1 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、特に潮位の変動に留意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

2 津波警報発表時等

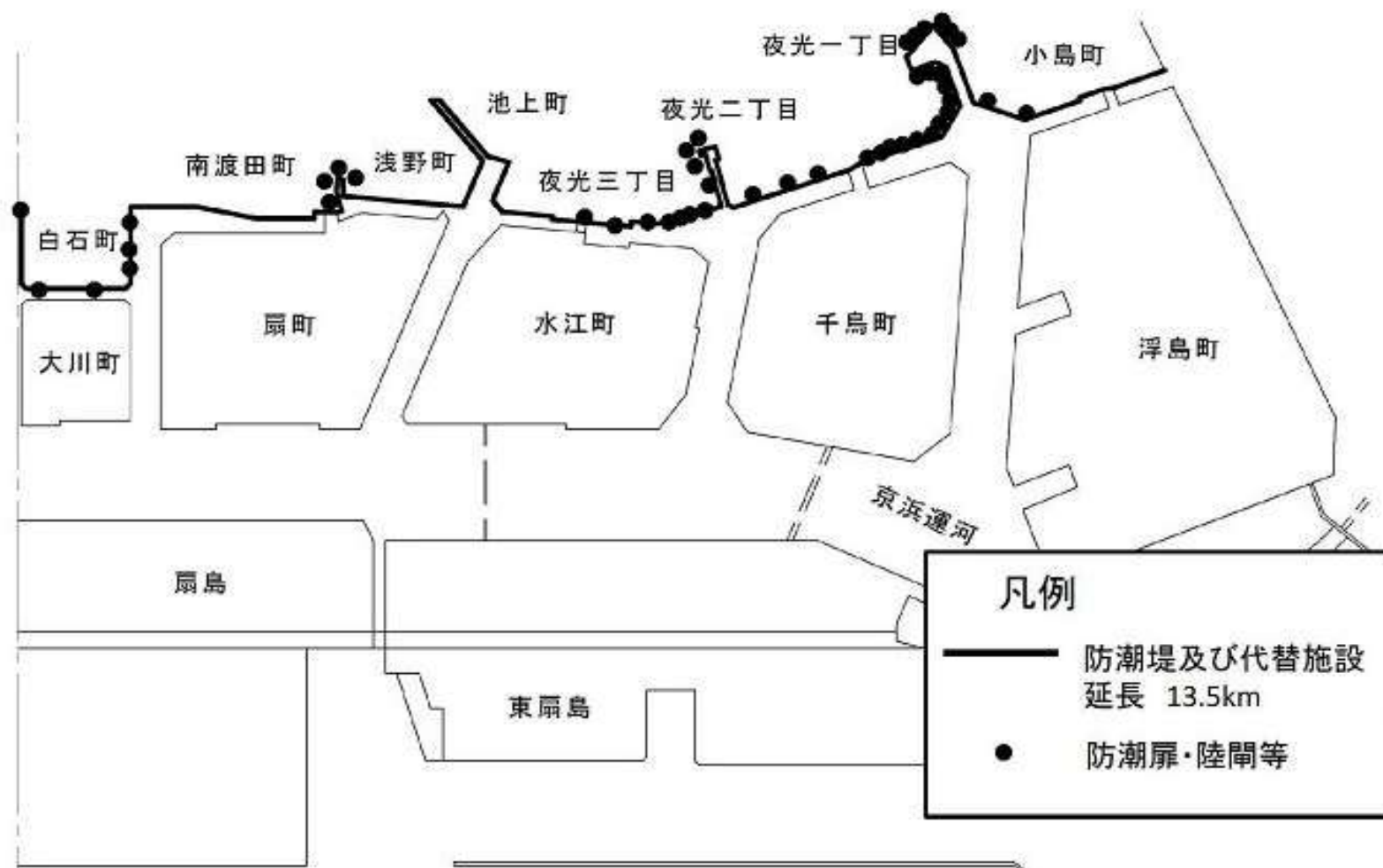
(1) 市長（その補助執行機関として区長、消防局長又は消防署長）は、大津波警報、津波警報を覚

知し、津波による被害が発生するおそれがある場合は、直ちに広報車、消防ヘリコプター、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、同報系防災行政無線等により避難指示等の情報伝達を行うものとする。(第4部第6章第2節「避難情報」参照)

- (2) 港湾局長は、在港船舶に対して港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。
- (3) 港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行うものとする。
- (4) 港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講じるものとする。
- (5) 港湾局長は、津波から避難する港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の庁舎の一部を一時避難場所として提供するものとする。
- (6) 県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合若しくは津波による危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに避難の措置を行い、安全な避難誘導を実施するものとする。また、市長から要請があった場合は、避難の指示を実施するものとする。
- (7) 第三管区海上保安本部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)

川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図



第16章 高層集合住宅の震災対策【まちづくり局、危機管理本部】

高層集合住宅において、一般的には耐火性や耐震性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられるが、地震動によりエレベーターや電気、ガス、上下水道などのライフラインが停止すると、高層階にお住まいの方々は上下移動が困難となり、自立生活に大きな支障を来すことが明らかとなっている。また、長周期地震動により高層部で揺れが大きく、長時間揺れるなどの特有な被害が懸念されている。従って、高層集合住宅での震災対策への取組についても、本計画における「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携・協力していくことが基本となる。

そのため、市は、高層集合住宅に係る震災対策として、市民及び事業者と相互に連携・協力しながら、ライフラインが復旧するまでの間、高層階に居住する市民が自立生活できるよう、高層集合住宅の震災対策として有効な施設の整備誘導の推進や、在宅での避難を推進するための対策を実施するものとする。

1 市、市民及び事業者の責務・役割

(1) 市の責務・役割

ア 市は、市民及び事業者の理解と協力の下に、高層集合住宅の震災対策に関し、必要な措置を講じ、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するように努めなければならない。

イ 大地震等が発生した際に、高層集合住宅の倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅での避難も有効であることから、市は、在宅での避難に必要な知識の普及啓発など必要な対策の実施に努めなければならない。

(2) 市民の責務・役割

ア 高層集合住宅に居住する市民、管理組合等は、居住する高層集合住宅の管理規約・使用細則その他これらに類する規定を遵守するとともに、震災対策として整備された施設を適正に管理することにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。

イ 高層集合住宅に居住する市民は、自主防災組織の結成のほか、日頃から、飲料水・食料・携帯トイレの備蓄や家具の転倒防止等を行い、在宅での避難に備えるよう努めなければならない。また、在宅での避難ができない状況となる可能性もあるため、避難所運営会議等の地域の防災活動を地域と連携・協力して行うものとする。

(3) 事業者の責務・役割

事業者は、高層集合住宅の建築に当たっては、自らの責任と負担において、震災対策に関し必要な施設の整備を図ることにより、安心して暮らすことのできる住環境の形成に資するよう努めなければならない。

2 震災対策用施設の整備

事業者は、新たに高層集合住宅を建築しようとするときは、高層集合住宅に居住する市民の震災対策の用に供するため、その敷地内に、次の施設の整備を行うよう努めるものとする。

また、既存の高層集合住宅についても、次の施設の整備に努めるよう推進する。

施設	施設を整備する目的
防災備蓄スペース	高層階に居住する市民が震災時の備えとして必要な備蓄品を共同で備蓄するためのスペースとして使用する。
防災対応トイレ	常用の電源が復旧するまでの間、高層集合住宅に居住する市民が共同で使用する。

3 普及啓発等

- (1) 市は、市民が震災対策用施設の適正な維持管理に努めるよう、その旨周知する。
- (2) 市は、高層集合住宅に対する震災対策用施設の整備を促進するため、必要な普及啓発を行う。

第 17 章 臨海部における液状化、長周期地震動対策【危機管理本部、

港湾局、消防局、関係局】

第 1 節 液状化対策

大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題であることから、次の対策を図る。

- ・臨港地区内における緊急輸送道路の液状化対策

港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送道路指定路線を対象に、必要に応じ液状化の検討・対策を行い、輸送路の確保を図る。

第 2 節 長周期地震動対策

本市臨海部においては、海溝部で発生する南海トラフ地震などに起因する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。

第 18 章 災害救助法に基づく救助の実施に係る連携体制の構築等

【危機管理本部】

第 1 節 神奈川県等との連携体制の構築

市は、災害救助法第 2 条の 2 第 1 項の救助実施市（平成 31 年 4 月 1 日指定）として、その権限と責任を踏まえ、円滑かつ迅速な救助の実施に向けて、平時から、国、神奈川県、他の救助実施市及び関係団体等との積極的な情報共有、意見交換等を進め、連携体制の構築を図る。

第 2 節 救助の実施体制の整備

市は、迅速かつ的確な救助を実施できるよう、必要なマニュアル等の整備や訓練等を実施するとともに、災害救助法の目的や制度の理解等の人材育成の取組を推進し、救助の実施体制の整備を図る。

第 3 部 初動対策計画

第1章 組織【危機管理本部】

災害の発生に際し、市民の生命・財産等を守るため、様々な災害対策を実施し、被害軽減に努めなければならない。その災害対策を迅速に行うためには、統制及び連携を図るための組織づくりが必要であるため、次のように定める。

なお、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの活動体制については第2部第15章第3節において、南海トラフ地震に関連する情報の発表時の活動体制については第6部において定める。

第1節 川崎市災害警戒体制

1 設置基準等

市内で震度5弱又は5強の地震があったときは第2章第2節に定める基準により職員を配備して災害警戒体制を確立する。参集した職員は、情報収集を行うとともに、状況に応じて災害応急対策活動を実施するものとする。

2 廃止の基準

災害対策本部事務局長は、次にあたる場合、災害警戒体制を廃止する。

- (1) 川崎市災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 市域において、災害が発生するおそれが消したと認められるとき。
- (3) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

第2節 川崎市災害対策本部

地震により、大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合、直ちに災害対策を行うための組織について、次に定める。

1 設置基準

市長は、次にあたる場合、災害対策を実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、川崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- (1) 市内で震度6弱以上の地震を観測したとき（川崎市又は気象庁が設置した計測震度計による）
- (2) 市内で地震による大規模な被害が発生し、または発生するおそれがある場合

2 設置場所

災害対策本部は、本庁舎6階の「災害対策本部室」及び「災害対策本部事務局室」に設置するものとする。

なお、本庁舎に被害が生じ、設備の応急措置等によっても機能が回復しない場合は、多摩区役所6階の多摩防災センター等適切な場所を選定し、災害対策本部を設置するものとする。

3 設置の伝達

災害対策本部が設置された場合、次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口に災害対策本部を設置した旨の掲示を行う。
- (3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

4 廃止の基準

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、次にあたる場合、災害対策本部を廃止する。

- (1) 市域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。
- (2) 市域において、応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

5 廃止の伝達

災害対策本部を廃止した場合、次によりその旨を伝達する。

- (1) 県知事及び防災関係機関へ伝達する。
- (2) 市庁舎・区庁舎等の入口の掲示物を撤去する。
- (3) 各報道機関へ発表する。また、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM等各種伝達手段を用いて市民向けに発表する。

6 指揮

災害対策本部は、本部長が指揮監督する。ただし、本部長に事故のあるとき等は、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）がその職務を代理する。なお、副本部長が本部長の職務を代理する順序は、川崎市長の職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。また、災害対策本部参与（以下「参与」という。）は本部長及び副本部長に進言し、他の災害対策本部員（以下「本部員」という。）に指示することができる。

7 構成

災害対策本部は、本部会議、部、区本部及び本部事務局をもって構成するものとし、災害対策本部の組織及び編成については、川崎市災害対策本部条例及び川崎市災害対策本部規程によるものとする。

8 本部会議

災害に係わる様々な情報等から、市の災害対策活動の基本的事項について審議し、被害の軽減に努めるため、本部長は本部会議を開催するものとする。なお、本部長は必要に応じ、本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(1) 構成員

- ア 本部長（市長）
- イ 副本部長（副市長）
- ウ 参与（危機管理監、病院事業管理者、教育長）
- エ 本部員（各局室長等及び危機管理監並びに本部長が必要と認める者。なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。）

(2) 所掌事務

本部会議において審議策定及び推進すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部の配備体制及び廃止に関すること。
- イ 災害対策活動の総合調整に関すること。
- ウ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- エ 消火又は延焼の防止に関すること。
- オ 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- カ 医療救護に関する措置に関すること。
- キ 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- ク 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- ケ 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限等に関すること。

- コ 避難の指示に関すること。
- サ 災害対策関係法令の運用に関すること。
- シ 指定地方行政機関その他の地方公共団体及び公共機関等に対する応援の要請等に関すること。
- ス 自衛隊の災害派遣に関すること。
- セ その他、応援要請に関すること。
- ソ 公用負担等に関すること。
- タ 災害対策に要する経費の処理に関すること。
- チ その他重要な災害対策に関すること。

9 部

各部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の決定に基づき、災害対策を実施するものとする。

(1) 構成員

各局室長等を部長とする。副部長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(2) 指揮

各部は、各部長が指揮監督するものとする。ただし、部長が不在のときは、副部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(3) 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程別表第1 参照

10 区本部

各区本部は、分掌事務の実施について必要な防災計画を定めるとともに、本部会議の方針に基づき、区の総合的な災害対策を実施するものとする。

なお、区本部に区本部事務局を置き、事務局長は副区長をもって充てる。

(1) 設置基準

市長は、災害対策本部を設置したときは、各区に区本部を置くものとし、各区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立する。

(2) 構成員

区長を区本部長とする。区副本部長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(3) 指揮

各区本部は、各区本部長が指揮監督するものとする。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長等のあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。

(4) 分掌事務

資料編 川崎市災害対策本部規程別表第2 参照

(5) 区本部会議

本部会議の決定事項に基づき、応急対策について審議し、区の総合的な災害対策を実施するため、区本部長は区本部会議を開催するものとする。なお、区本部長は必要に応じ、区本部会議へ専門家等の出席を求め、助言を得ることができるものとする。

ア 所掌事務

区本部会議において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (イ) 消火又は延焼の防止に関すること。

- (ウ) 被災者の救出救助に関する措置に関すること。
- (エ) 医療救護に関する措置に関すること。
- (オ) 食料、飲料水その他の物資の供給に関すること。
- (カ) 避難所の開設及び避難者の救援に関すること。
- (キ) 緊急を要する避難の指示に関すること。
- (ク) 区本部配備体制の緊急を要する変更に関すること。
- (ケ) 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- (コ) 災害時における区内災害対策総合計画の策定に関すること。
- (サ) その他、災害対策に必要な措置

イ その他

区本部会議の構成員ほか必要な事項については、区地域防災計画において定める。

11 事務局

(1) 目的

災害対策本部の活動を速やかに実施するため、事務処理機関として、事務局を設置する。なお、災害対策基本法第 46 条第 1 項に定める災害予防に関する業務に平時から取組むため、川崎市災害対策本部規程第 7 条に基づき事務局は常設とする。

(2) 構成員

危機管理監を事務局長とする。事務局次長をはじめとするその他の構成員については別途定める。

(3) 班構成

資料編 川崎市災害対策本部規程別表第 4 参照

12 災害対策本部組織は別表 1 のとおりである。

13 各部・区本部間の相互応援

(1) 目的

災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあっては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施する。

(2) 応援の要請

各部長及び各区本部長は、所管する部又は区本部における災害対策の実施状況からみて必要があると認めるときは、本部長に他の部又は区本部の職員の派遣を要請することができる。

(3) 応援職員の派遣

本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣する。

なお、交通部長は、市バスの運行可能状況に応じて、各営業所に参集する営業所職員のうち市バスの運行（緊急輸送を含む。）に必要な職員以外を各避難所へ派遣する。

(4) 派遣職員の活動

派遣された職員は、派遣を受けた部長又は区本部長の指揮を受けて活動する。

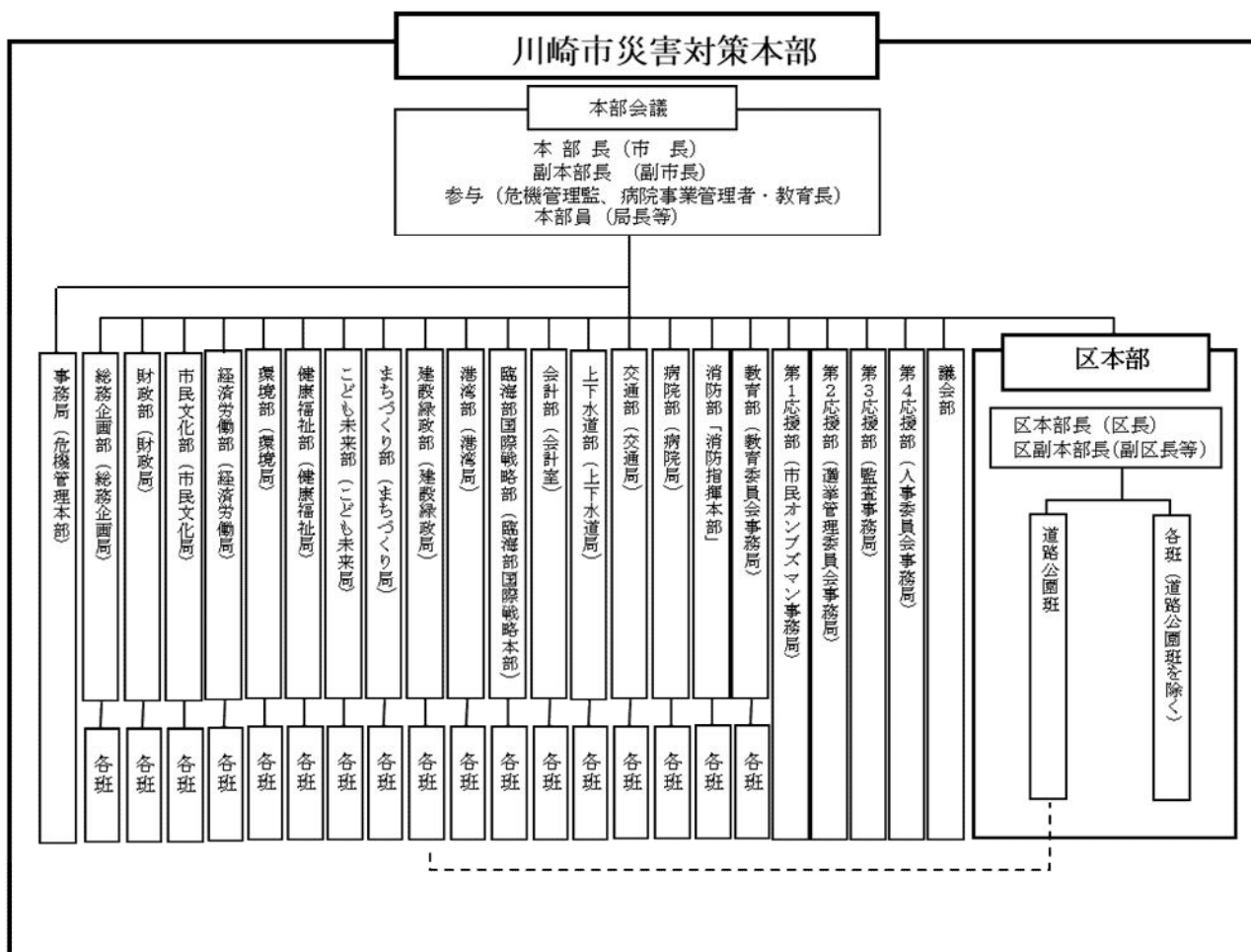
(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

<別表1>

川崎市災害対策本部組織一覧



※区本部は、災害に対する応急活動等を実施する。その指揮・指示については、消防署は消防部その他は区本部が行うものとする。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示する。

第2章 配備【危機管理本部】

大規模地震が発生した際、その対応の遅れが、被害やその後の対策に大きく影響を及ぼすものと考えられ、対応を迅速かつ効率的に行うことが必要であり、そのためには、発災時間・時間の経過・業務内容及び状況等に応じた人員の配備を行うことが必要であるため、次のように定める。

第1節 動員区分

大規模な災害の発生時における迅速な初動活動は、その後の被害に大きく影響することが考えられる。その初動活動を大きく決定する、情報の収集と迅速な活動に重点を置き、近距離在住職員の配置を考慮した動員体制を、次によりあらかじめ定める。

なお、災害発生から時間の経過に伴い、本部長が効果的に災害対応等を行うため必要と判断したときは、上記にかかわらず、本部長の指示による動員体制をとる。

1 勤務時間外

夜間・休日等、勤務時間外の発災の対応は、次のとおりとする。

(1) 動員区分及び主な活動内容

迅速かつ効率的な対応を行うため、動員区分を次のように定め、配置を行うこととする。

なお、次に掲げる職員は動員対象から除外する。

- 本市以外の関係機関・団体等への出向職員
- 被災状況を勘案し、所属長が参集が不可能と認めた職員
- その他本部長が認める職員

※出向職員については、出向先の機関・団体等の応急活動等に従事するものとする

ア 本部要員

災害時の応急活動を行う上で必要な、多角的な計画の策定・連絡・調整等を行う職員。

参集場所……………役割に応じて、災害対策本部または各職場に参集する。

イ 応急対策要員

区役所を除く各職場において、災害時の初動活動として、人命等に係わる必要不可欠な業務、または市民生活の維持のために必要な業務を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。ただし、各職場以外で活動を開始することとされている職員については、あらかじめ指定された参集場所に参集する。

ウ 業務継続要員

区役所を除く各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参集する。

エ 避難所運営要員

各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。

参集場所……………指定された避難所に参集する。

オ 物資拠点運営要員

国などからの支援物資等を受け入れ、避難所に向けて送り出すために市が設置する地域内輸送拠点の管理・運営等に当たる職員

参集場所……………指定された地域内輸送拠点等に参加する。

カ 区本部要員

各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。

参集場所……………各職場に参加する。

キ 区業務継続要員

区役所の各職場において、業務継続計画（自然災害対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

参集場所……………各職場に参加する。

2 勤務時間内

勤務時間内において災害が発生した場合、市管理施設における施設の安全確認と施設内の市民の安全確認・避難対応等の実施はもとより、勤務時間外における対応と同様に、情報の収集等が急務になると考えられ、このような状況を考慮して、災害対策本部は、職員等の適切な配備を計画することとする。

(1) 動員区分

勤務時間内に災害が発生した場合、「勤務時間外における配備体制」に準ずる。

ただし、次の者は除く。

ア 応急対策を実施する事業所等にある者

イ 施設にある市民（児童等）の保護等の特別の理由により、避難所へ参集できない状態にある者

ウ その他、災害対策本部により指定された者

(2) 活動内容

参集した職員は、原則として参集場所の所属長の指示に従い応急対策を実施する。

3 職員への周知

各職員へ参集場所を周知し、参集場所において参集する職員を把握するため、動員区分に基づき、毎年、災害時職員動員名簿を作成し、各所属へ配布する。

また、活動内容を熟知し、災害対応の迅速化を図るため、各局本部（室）区において、活動マニュアルを作成し、各職員に周知する。

第2節 配備体制及び基準

1 平常時の体制

予測することができない地震の発生に対して、発災時の対応を早急に行うため、危機管理本部内に事務局を常設し、事務局内にて当直及び宿日直体制を敷き、災害発生時の対応に備える。

2 初動時の体制

勤務時間外に災害が発生し、又はその恐れがある場合、本部長（市長）は、(1)の基準に基づき職員の配備を指示する。

ただし、配備の基準により配備体制が明らかである場合は、緊急を要するため、災害対策本部事務局がこれに代わり指示を行うことができる。

なお、参集を要さない職員も、参集できる体制をとることとするが、次に掲げる場合は動員の対象外とする。

○ 本市以外の関係機関・団体等への出向職員

- 病気等により応急活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合
- その他市長が認めた場合

(1) 配備体制及び基準

名 称	基 準	配備区分	参集	備 考
川崎市災害警戒体制	川崎市内で震度5弱の地震があったとき(※)	予め指定された危機管理本部員	自 動 参 集	・被害はほとんど発生しないと想定されるが、情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集	
	川崎市内で震度5強の地震があったとき(※)	・危機管理本部員 ・予め指定された本部要員及び区本部要員	自 動 参 集	・被害状況の把握と市民からの陳情等への対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・応急対策要員 ・避難所運営要員	指示による参集	
川崎市災害対策本部	川崎市内で震度6弱以上の地震があったとき(※)	全 職 員	自 動 参 集	・物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

※「川崎市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき

南海トラフ地震臨時情報発表時

名 称	基 準	配備区分	参集	備 考
川崎市災害警戒体制	南海トラフ地震臨時情報発表時	予め指定された危機管理本部員	自 動 参 集	

大津波警報・津波警報・津波注意報発表時

名 称	基 準	配備区分	参集	備 考
災害警戒体制 川崎市	津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき	予め指定された危機管理本部員	自 動 参 集	・情報収集体制と市民からの問合せ等の対応を強化する。
		指示を受けた ・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員	指示による参集	
川崎市災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に津波警報が発表されたとき	・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員 ・避難所運営要員 ただし、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区内に参集する要員を除く	自 動 参 集	
		中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の予め指定された区本部要員		
		上記以外の職員	指示による参集	
	津波予報区「東京湾内湾」に大津波警報が発表されたとき	全 職 員	自 動 参 集	・物資拠点運営要員については、情報収集等の後、本部長の指示により指定された地域内輸送拠点等に参集

(2) 配備体制の伝達

市及び気象庁が設置した計測震度計により計測した震度等から、災害対策本部事務局は、配備体制に基づき、電子メール、電話等をもって参集指示を伝達する。

(3) 自動参集

自動参集基準に該当する事由が発生した場合、配備対象職員は、配備・参集指示の伝達の有無にかかわらず、ラジオ・テレビ等の情報に基づき、あらかじめ指定されている参集場所に速やかに参集することとする。また、参集にあたっては安全を十分に確保した上で参集することとする。

3 体制の移行

勤務時間外の発災における体制により、配備を行った場合において、本部長は、被害状況または、災害対策の活動状況から、人員の配備及び体制について判断し、必要があると認めるときは、各区本部、部に対し、各部の体制への移行・復帰について指示することができる。

また、被害状況又は、災害対策の活動状況により、体制移行の規模を限定することもできる。

(資料編 川崎市災害対策本部条例)

(資料編 川崎市災害対策本部規程)

(資料編 川崎市災害対策本部実施要綱)

(資料編 川崎市災害警戒本部設置要綱)

第3章 初動活動体制【危機管理本部】

地震発生時において、初動時の体制をいかに確立させるかが、その後の防災対策の成否を決めるので、市は、次の初動体制を執るものとする。

発災時間は勤務時間外に起きたことを想定し、勤務時間内の対応については各部の初動体制に基づき活動する。

なお、災害対策本部が設置された際に、本部長は①市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき②市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき③本部長が必要と認めたときのいずれかにあたる場合、業務継続計画を発動する。

第1節 災害対策本部における各要員の初動体制

1 本部長の初動体制

本部長は、地震が発生し、又は地震による大規模な被害が発生したときは、直ちに災害対策本部へ参集するものとする。

なお、自宅において地震が発生したときの参集については、消防ヘリコプターなど安全かつ効率的な手段によるものとする。

2 災害対策本部事務局長の初動体制

災害対策本部事務局長は、地震が発生したときは、直ちに当直及び宿日直職員と連絡をとり、本部長に震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーションによる震度情報、被害予測等の災害情報を連絡し、職員の動員体制・災害対策本部の設置等必要な指示を得て、直ちに災害対策本部へ参集する。

3 災害対策本部及び各部における本部要員の初動体制

災害対策本部及び各部における本部要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに災害対策本部または各部へ参集するものとする。

4 区本部における各要員の初動体制

区本部における各要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに区本部へ参集するものとする。

5 応急対策要員の初動体制

応急対策要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された、区本部及び区本部に所属する事業所等へ参集するものとする。

6 業務継続要員の初動体制

業務継続要員は、地震が発生したときは、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに通常の職場へ参集するものとする。

7 避難所運営要員の初動体制

避難所運営要員は、地震が発生したときは、市内在住の職員にあつては自宅周辺の被害状況等を調査し、また市外在住の職員にあつてはインターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等によ

り本市の被災状況を情報収集し、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された避難所に参集するものとする。

8 物資拠点運営要員の初動体制

物資拠点運営要員は、地震が発生したときは、地域内輸送拠点の候補施設や周辺道路の被害状況等を調査し、災害対策本部と情報連携を図るとともに、本部長からの地域内輸送拠点開設指示後、あらゆる手段を用いて、直ちに指定された地域内輸送拠点等に参集するものとする。

9 当直及び宿日直担当者の初動体制

夜間・休日等の勤務時間外における災害発生に備え、本庁舎6階で当直及び宿日直体制を執るが、地震が発生したときは、直ちに、庁内の安全確認を行うとともに、震度情報ネットワークシステム及び震災被害シミュレーション、国及び県等の防災関係機関から情報収集し、本部長及び災害対策本部事務局長へ連絡する。

次に、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、防災行政無線、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づく[各放送事業者](#)の協力を得て、市民広報を実施し、また、職員には、電子メール等により動員指令を伝達する。

第2節 災害対策本部・区本部の初動体制

1 災害対策本部

災害対策本部が設置された場合、参集した関係職員は、直ちに災害対策本部が機能できるよう、必要な情報の収集及び物品等の配置を行う。

2 区本部

区本部が設置された場合、参集した関係職員は、直ちにあらかじめ指定した場所で区本部室が機能できるよう、必要なものを準備する。

第3節 災害対策本部・区本部における初動対応

1 災害対策本部における災害対応方針

災害対策本部体制を執った時点において、消防局ではいち早く、消防指揮本部体制が執られており、又、119番通報により、ある程度の被害状況把握も進んでいる。したがって、震災被害シミュレーションの被害予測結果と、消防局からの情報、災害情報カメラやヘリコプターテレビ電送システムによる映像情報等に基づき、災害対策本部の災害対応方針を決定する。

- (1) 被害の全体像の把握
- (2) 人的被害（死者数）の把握
- (3) 火災被害の把握
- (4) 建物被害の把握
- (5) 応援要請の必要性（自衛隊の派遣・他都市への要請等）
- (6) 優先する応急活動の選択

2 区本部における災害対応方針

消防署、避難所運営要員、市災害対策本部、その他の関係機関からの各種情報等により区本部の基本方針を決定する。

- (1) 被害の全体像の把握

- (2) 人的被害（死者数）の把握
- (3) 火災被害の把握
- (4) 建物被害の把握
- (5) 避難所の状況及び対応策の検討
- (6) 駅前滞留者の状況把握及び帰宅困難者一時滞在施設開設の検討
- (7) 災害対策本部への要請事項の検討

第4章 災害情報の収集・伝達【危機管理本部、シティプロモーション推進室、区、

消防局、各局室区】

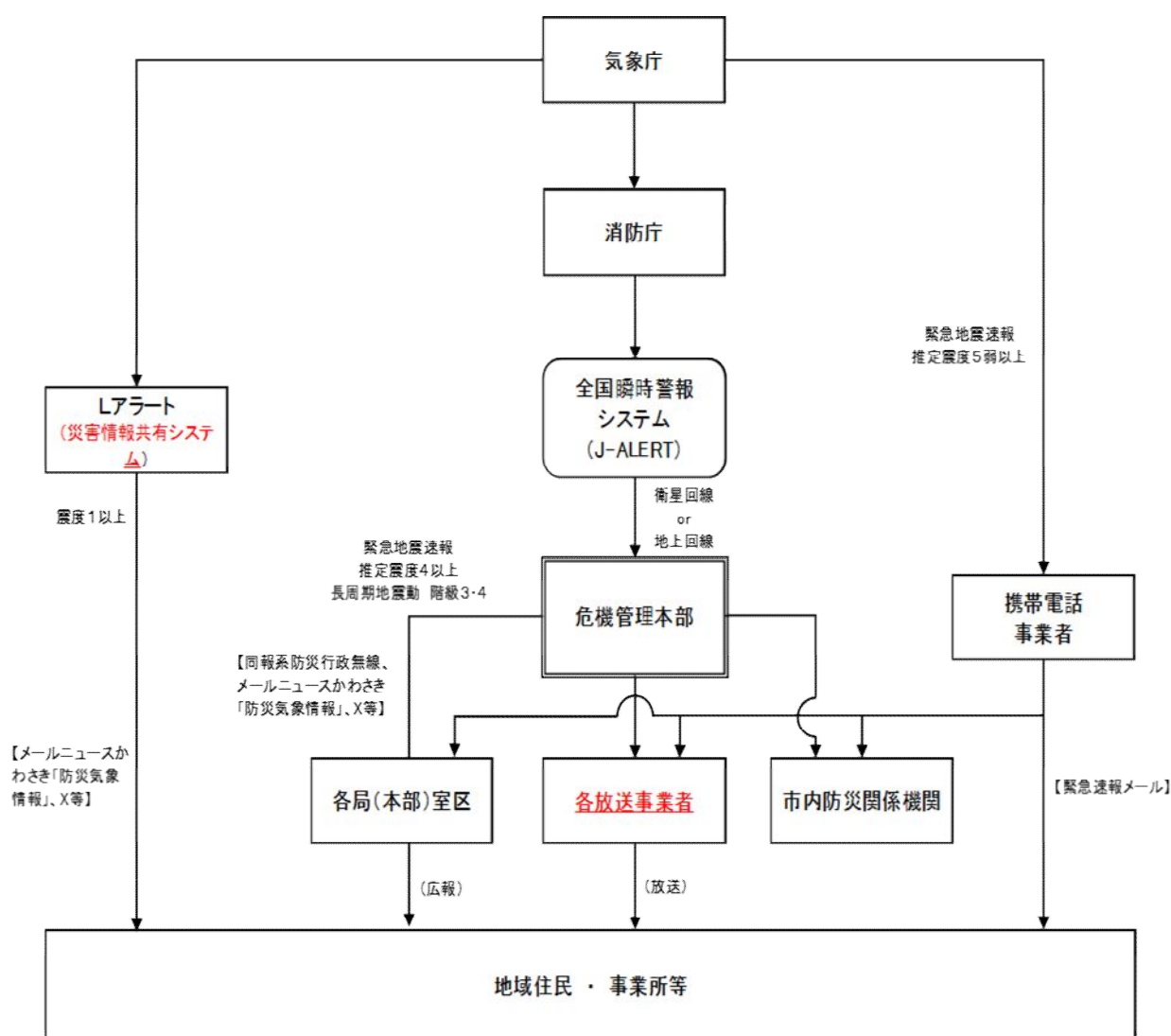
被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより災害応急対策を円滑に実施し、また、地域住民に対し正しい災害情報を適切な時期に提供するため、有線電話、インターネット、電子メール、総合防災情報システム、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとする。

第1節 連絡体制

1 気象庁からの地震関連情報等の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、被害の軽減を図るため、防災関係機関、地域住民等に気象庁からの地震関連情報等を、正確かつ迅速に伝達することが必要である。そのため地震関連情報等に関する伝達系統は次のとおりとする。

＜地震関連情報等の伝達系統図＞



災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、市及び防災関係機関等の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。そのため、災害発生時の情報収集及び伝達系統は次のとおりとする。また、石油コンビナート等特別防災区域の被害発生時の情報収集及び伝達系統は神奈川県石油コンビナート等防災計画によるものとする。

The diagram illustrates the disaster response communication system structure, showing the flow of information and coordination between various entities.

Central Government Level:

- 内閣府 (Prime Minister's Office)
- 消防庁 (Fire Department)
- 中央防災無線網 (Central Disaster Wireless Network)

Prefectural Level:

- 消防防災無線等 (Fire Disaster Wireless, etc.)
- 衛星通信 (Satellite Communication)
- 県災害対策課 (Prefectural Disaster Response Section)
- 県防災行政通信網 (Prefectural Disaster Administration Communication Network)
- 県災害情報管理システム (Prefectural Disaster Information Management System)

Disaster Management Headquarters (危機管理本部):

- 防災行政無線・防災相互無線 (Disaster Administration Wireless / Mutual Disaster Wireless)
- 衛星通信・防災相互無線 (Satellite Communication / Mutual Disaster Wireless)
- アマチュア無線 (Amateur Wireless)
- 移動系防災行政無線 (Mobile Disaster Administration Wireless)

Local Government and Community Level:

- 市内防災関係機関 (In-city Disaster-Related Organizations)
- 広域応援機関 (自治体等) (Wide-area Support Organizations (Municipalities, etc.))
- 各区 (All Districts)
- 広域避難場所 (地域防災拠点(市立中学校)) (Wide-area Evacuation Sites (Regional Disaster Response Base (Municipal Middle School))
- 移動系防災行政無線 徒歩 (Mobile Disaster Administration Wireless - Walking)
- 避難所 (市立小・市立中・高校等) (Evacuation Sites (Municipal Elementary/Middle/High Schools, etc.))
- 避難所運営要員 (Evacuation Site Management Staff)
- タクシー会社 (Taxi Company)
- タクシー無線 (Taxi Wireless)

Communication Systems and Infrastructure:

- 無線電話 (Wireless Phone)
- 各局室 (All Offices)
- 防災行政無線 (Disaster Administration Wireless)
- 消防無線 (Fire Wireless)
- 水道無線 (Waterworks Wireless)
- 港湾無線 (Port Wireless)
- 各事務所 (All Offices)
- 総合防災情報システム、同報系防災行政無線 (General Disaster Information System, Simultaneous Broadcast Disaster Administration Wireless)
- 総合防災情報システム、防災行政無線、MCA無線 (General Disaster Information System, Disaster Administration Wireless, MCA Wireless)

Bottom Section:

- 被害状況 (Victim Status)
- 地域住民・事業所等 (Local Residents / Businesses, etc.)

3 連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。

第2節 通信の確保

災害時において、市及び防災関係機関等並びに地域住民との迅速な情報連絡を図るため、通信手段の確保が非常に重要となる。ここでは、通信の確保等について定める。

1 連絡体制

(1) 連絡責任者の設置

市及び防災関係機関等においては、情報連絡に関する直接の責任者として、連絡責任者を置く。

(2) 習熟

連絡責任者のもとで通信事務を担当する者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、習熟を図る。

2 通信設備の確保

(1) 一般的な通信設備

ア 一般加入電話（市においては内線電話も含む）

イ インターネット回線（webサイトアクセス、電子メール等の通信）

ウ 災害時優先電話

NTT東日本（株）等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。また、電話回線数が不足する場合は、速やかに臨時電話の準備を行うものとする。

(2) 災害時の通信設備

ア 防災行政無線設備等

有線通信設備（以下、「有線等」という。）が途絶した場合、市が行う地震情報の伝達、災害対策の指示等は、各種防災行政無線等を使用する。また、防災行政無線等を使用する際には通信設備の監視、通信統制等を行い、通信の有効な活用に努める。

(ア) 多重系防災行政無線

市役所庁舎と区役所庁舎等との間で、音声及びFAXによる通信を行う。

(イ) 移動系防災行政無線

市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で、音声による通信を行う。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用する。なお、一部の施設においてはFAXによる通信も整備している。

(ロ) 同報系防災行政無線

屋外受信機に対し、音声による一斉通報を行う。

(ハ) MCA無線

本部長、副本部長、災害対策本部事務局長、区本部長、災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声やメール機能による通信を行う。

(ニ) 衛星系防災行政無線

国及び他自治体との情報連絡並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うため、地域衛星通信ネットワークを活用する。

(ホ) 神奈川県防災行政通信網

神奈川県及び県内の自治体との間で、音声及びFAXによる通信を行うとともに、神奈川県から地震情報及び各種気象情報を入手するのに利用する。

(キ) 中央防災無線網

国、都道府県及び首都圏政令市との間で、音声による通信、映像の送受信、テレビ会議などを行う。

(3) 災害時の情報通信システム

ア 総合防災情報システム

市において、各種情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、広報等を迅速かつ的確に行うため総合防災情報システムを活用する。

イ 神奈川県災害情報管理システム

神奈川県への被害状況の報告等に県災害情報管理システムを活用する。

(4) 多摩防災センターの通信設備

本庁舎 6 階の災害対策本部室等の予備施設である多摩区役所 6 階の多摩防災センターには、情報受伝達ができる通信設備を整備する。

3 設備の応急措置

有線・無線通信機能が損傷又は停止した場合、早急な機能回復を図るための体制をとる。

(資料編 災害時における通信施設等の整備協力に関する協定書(川崎市通信設備連絡協議会))

第3節 災害情報の収集・伝達

市は、震災の発生直後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を防災関係機関等に提供するものとする。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに地域住民からの通報・要請等について、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に対し周知する。

1 情報収集・伝達体制

(1) 避難所運営要員による情報収集

避難所運営要員は震災直後、地域の災害情報の収集を行うものとし、情報を整理し、所管する区本部に伝達を行うものとする。

(2) 防災関係機関の情報収集

災害対策本部への情報受伝達手段として、総合防災情報システム、有線等を使用し、有線等が途絶した場合は、防災行政無線等を使用するものとする。

(3) コミュニティFM等

多くの市民に、市からの災害情報を伝達するため、市内をサービスエリアとするコミュニティFMを活用する。また、広域的には「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき協定を締結する各報道機関に、放送要請を行うものとする。

(4) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況の迅速な把握を行うため、神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合に協力依頼を行い、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図る。

(5) アマチュア無線

災害対策本部と避難所間等の情報連絡及び災害情報の収集伝達のため、川崎市アマチュア無線情報ネットワークに協力依頼を行い、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(6) インターネット等

災害対策本部、区本部、地域防災拠点、避難所間等の情報受伝達を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システム及びインターネットを利用したパソコンや携帯電話の活用を図る。

(7) 市保有無線

防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(8) 非常通信

災害時において、有線等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4号に定める非常通信に該当〕

2 映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

(1) 災害情報カメラ

市役所南庁舎、多摩区総合庁舎、西生田中継所、市立井田病院及び川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）に設置している災害情報カメラからの映像情報を、災害対策本部の大型映像画面、総合防災情報システム等に映し出し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像情報を、消防局から災害対策本部等に電送し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

3 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関（職員）又は警察署（官）若しくは海上保安署（官）に通報する。

なお、石油コンビナート等災害防止法第23条の通報義務については、神奈川県石油コンビナート等防災計画による。

(2) 市の処置

異常現象の通報を受けた市は、遅滞なく県及び関係機関に通報する。

（資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書）

（資料編 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書）

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送株式会社））

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））

（資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イッツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、Y O U テレビ株式会社））

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イッツ・コミュニケーションズ株式会社））

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか））

（資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

（資料編 関東地方非常通信協議会会則）

第4節 防災行政無線等の運用

市民に対する地震情報等の伝達、市及び防災関係機関等相互間の気象警報・注意報の伝達、災害対策の指示及び要請、災害関連情報の伝達等については、防災行政無線等を有効に活用し運用するものとする。

なお、気象庁が発表する緊急地震速報の市民等への伝達については、総合防災情報システムと市役所庁舎、区役所庁舎等市施設の放送設備との連携を図るとともに、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても検討を行うものとする。

1 無線設備の配置

(1) 防災行政無線は、次の無線系をもって全体のシステムを構成する。

- ア 多重系
- イ 移動系
- ウ 衛星系
- エ 同報系

(2) 無線設備全体の運用を統制するため、本庁舎6階に無線統制局を置く。

(3) 災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。

2 運用

防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、運用する。

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報系屋外受信機設置一覧表)

(資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)

第5節 衛星通信の運用

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置（TVRO）を配置する。

2 運用

衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき運用する。

第6節 防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用移動系無線（かわさきぼうさい1～2）を活用するものとし、本市が他の都県市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。なお、神奈川県石油コンビナート防災相互無線局についても同一の周波数を使用しているため、運用時には調整を図るものとする。

- 1 市から応援要請を行う際に、応援都県市との間で防災相互無線局を使用するための周波数、識別信号等を確認とする。
- 2 市は応援要請を行った時点で防災相互無線局を開局する。

- 3 応援活動を行うために派遣される車両等との連絡には、原則として防災相互無線局を使用するものとし、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼するものとする。
- 4 市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合は、運用中の通信を妨げない範囲で速やかに、都県市名、識別信号、現在地等を確認する。
- 5 応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として市の指示に従い通信を行う。
- 6 防災相互無線局の閉局は、市の指示による。ただし、閉局の際に市が開局していない場合は、開局中の防災相互無線局各局で協議して閉局する。

第7節 災害情報の整理・報告

災害時における応急対策活動等で必要となる情報は、被害情報、避難情報、気象情報等の災害情報であり、各局区長は速やかに各種情報の把握を行い、市長に報告する。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等を目的に県が行う安否不明者・死者の氏名等の公表にあたり、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行う。

1 報告内容

- (1) 被害の状況
- (2) 災害応急対策の実施状況
避難状況、救助活動、応急措置のほか、応急対策の実施方針、動員状況等
- (3) 応急対策上参考となる情報
- (4) その他必要な事項

2 情報の整理

災害応急対策を円滑に実施するため、被害等の情報は総合防災情報システムを用いて、次により具体的に整理するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
- (6) その他必要な事項

3 報告の方法

(1) 被害状況報告（速報）

発災直後において、被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に被害の有無やその程度等を概括的に収集し、逐次市長へ報告する。

(2) 被害状況報告（中間・確定報告）

市長の指示に基づき、逐次、発生直後の情報に加え、新たに被害状況等が判明次第、その事項を加え中間報告する。

また、各局長・区長は被害の状況がすべて明らかになった時点で、最終の被害報告を行う。

4 県知事への報告

市長は、災害の状況と被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から、直ちに県災害情報管理システム等によって県知事に報告する。

5 安否不明者・死者の氏名等の公表

災害発生時の、安否不明者・死者について、氏名等の最小限の個人情報等を、原則、県が速やかに公表する。県の公表にあたって、市は、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認等を行うものとする。

第8節 地震関連情報の収集・伝達

1 地震関連情報

横浜地方気象台から、神奈川県を通じて通報される地震関連情報は、次のとおりとする。（津波関連情報については第2部第15章に、南海トラフ地震に関連する情報については第6部第2章に掲載する。）

(1) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動がある場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国内で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 k m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
-------------	-----------	---

(2) 地域名

地震情報で用いる地域名は、次のとおりとする。

神奈川県東部	横浜鶴見区、横浜神奈川区、横浜西区、横浜中区、横浜南区、横浜保土ヶ谷区、横浜磯子区、横浜金沢区、横浜港北区、横浜戸塚区、横浜港南区、横浜旭区、横浜緑区、横浜瀬谷区、横浜栄区、横浜泉区、横浜青葉区、横浜都筑区、川崎川崎区、川崎幸区、川崎中原区、川崎高津区、川崎多摩区、川崎宮前区、川崎麻生区、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町
神奈川県西部	相模原緑区、相模原中央区、相模原南区、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、神奈川大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

(3) 気象庁が震度を発表する市内の震度観測点

観 測 点
川崎川崎区宮前町※、川崎川崎区千鳥町、川崎川崎区中島、川崎幸区戸手本町、川崎中原区小杉陣屋町※、川崎中原区小杉町、川崎高津区下作延、川崎宮前区宮前平、川崎宮前区野川、川崎多摩区登戸、川崎麻生区万福寺、川崎麻生区片平 (計 12 か所)
※：本市以外で設置したもの

2 地震関連情報の伝達

県、その他の防災関係機関等から受理した地震関連情報、市で観測した震度情報等は、総合防災情報システム、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、コミュニティFM、防災行政無線等により直ちに関係機関、住民等に伝達する。地震関連情報の流れは、「第 1 節 連絡体制」によるものとする。また、防災行政無線の放送基準は次の要領による。

放送手段	自動放送	手動放送	放送内容
緊急地震速報 (推定震度4以上または長周期地震動階級3・4)	○		緊急地震速報。地震がきます。ご注意ください。
津波注意報	○		津波注意報が発表されました。ただちに海や川から離れてください。注意報が解除されるまで、海や川には近づかないでください。
津波警報	○		津波警報が発表されました。高い津波が予想されます。ただちに海や川から離れてください。津波避難施設やビルなど3階以上に避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
大津波警報	○		大津波警報が発表されました。高い津波が予想されます。ただちに海や川から離れてください。津波避難施設やビルなど3階以上に避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
ライフライン関係		○	(大規模事故等)
誤報		○	(自動放送の誤動作に伴う訂正放送)
南海トラフ地震に関連する情報		○	(臨時情報)

第9節 広報・広聴【関係局、区】

地震発生後、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策に万全を期するとともに、必要に応じ、収集された広域のあらゆる情報やニーズを防災関係機関等や地域住民に発信する地元密着型の地域情報ステーションを被災地近傍に設置し、人心の安定を図るものとする。

1 災害広報の実施

地震発生後直ちに広報活動を開始し、住民に対して地震に関する正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

(1) 広報事項

ア 地震発生直後の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報
- (イ) 混乱防止の呼びかけ
- (ウ) 避難指示等に関する事項
- (エ) 出火防止の呼びかけ
- (オ) 人命救助協力の呼びかけ
- (カ) 被害状況
- (キ) 応急対策進捗状況
- (ク) その他必要な事項

イ その後の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報
- (イ) 被害情報及び応急対策実施状況
- (ウ) 生活関連情報
 - ア ライフラインの被害と復旧の見込み
 - イ 物資の供給状況
- (エ) 安否情報
- (オ) 教育に関する情報
- (カ) 医療機関の活動状況
- (キ) 道路交通状況
- (ク) その他必要な事項

(2) 広報の方法

ア ラジオ・テレビの利用

- (ア) 「災害時等における放送要請に関する協定書」に基づく放送依頼
- (イ) 災害時におけるスポット放送
- (ウ) 市政広報番組の利用
- (エ) 特別報道番組の要請

イ 防災行政無線の活用

同報系防災行政無線を活用し、音声による情報提供に努める。

ウ コミュニティFMの活用

コミュニティFMを活用し、音声による情報提供に努める。

エ テレビ神奈川データ放送の活用

テレビ神奈川の地上デジタル放送のデータ放送を活用し、文字による情報提供に努める。

オ ケーブルテレビの活用

ケーブルテレビ事業者の情報媒体（ケーブルテレビ、インターネット網）を活用し、文字による情報提供に努める。

カ インターネットの活用

インターネットによる「市ホームページ」や「川崎市防災ポータルサイト」、スマートフォン向け「かわさき防災アプリ」等を活用し、文字や画像による情報提供に努める。

キ 電子メールの活用

事前にメールニュースかわさき「防災気象情報」に登録された、電子メールアドレス宛に、文字による情報提供に努める。

ク 緊急速報メールの活用

携帯電話、スマートフォンによる緊急速報メールを活用し、文字や音による情報提供に努める。

ケ 広報車の活用

- (ア) 災害の状況に応じて、広報車等を確保し、必要と認める地区へ派遣し広報を実施する。
- (イ) 広報車による広報は、音声のみならず、状況によっては、印刷物の配布も行う。

コ 消防ヘリコプターの活用

必要に応じて消防ヘリコプターの拡声装置を使用し、広報を実施する。

サ 職員による広報

広報車の活動不能な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。

シ 広報印刷物等の配布

必要に応じて広報紙等を作成し、広報又は情報提供を行う。

ス 防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容については、防災テレホンサービスにより市民に提供する。

セ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用

X等を活用し、文字による情報提供に努める。

ソ Lアラートの活用

災害時に避難指示等の重要情報を市民に迅速、確実に伝達するため、報道機関等（テレビ、ラジオ等）への情報提供に、Lアラート（災害情報共有システム）を活用する。

(3) 報道機関への情報提供

ア 災害発生後において把握した市内の被害状況については、報道機関を通じて発表する。定時的に発表するもののほか、必要に応じて臨時に発表するものとする。また、重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行うものとする。

イ 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

ウ 市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のためのプレスセンターを市役所本庁舎2階会見室のレイアウトを変更し、設置する。

2 災害広聴の実施

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。

(1) 実施体制

ア 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとする。

イ 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管する。

ウ 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系防災行政無線、コミュニティFM、広報紙等によりその旨を広報する。

(2) 要望等の処理

ア 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努める。

イ 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備える。

ウ 関係局長及び区長は、臨時相談所で受けた相談要望、苦情の内容、件数、対応状況の取りまとめを行う。

(資料編 災害に関する情報配信先一覧)

(資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送株式会社）)

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送）)

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定（イツ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコムイースト町田・川崎局、YOUTV株式会社）)

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コミュニケーションズ株式会社）)

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川）)

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）)

(資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（クリエイティブワークス、ダイドードリンコ）)

(資料編 防災への取り組みに関する協定書（Google Inc）)

(資料編 災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社))

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定 (川崎市アマチュア無線情報ネットワーク))